

目次

- 0 証明事務共通事項
- 1 遺言
- 2 国籍
- 3 在留証明
 - 4-1 身分上の事項（戸籍記載事項）
 - 4-2 身分上の事項（出生）
 - 4-3 身分上の事項（婚姻要件）
 - 4-4 身分上の事項（婚姻）
 - 4-5 身分上の事項（離婚）
 - 4-6 身分上の事項（死亡）
- 5 職業証明
- 6 翻訳証明
- 7 公文書上の印章証明
- 8 一般人の署名証明
- 9 一般人の印鑑証明
- 10 遺骨証明
- 11 原産地証明
- 12 輸入陸揚証明
- 13-1 30号証明
- 13-2 運転免許証抜粋証明
- 13-3 旅券所持証明
- 13-4 在留（転出）届出済証明
- 13-5 居住証明
- 13-6 採捕（加工）証明
- 13-7 その他30号の証明
- 14 申請書

1. 証明発給の根拠

外国において我が国の在外公館が発給する証明は、外務省が行うべき行政事務（外務省設置法第3条（外務省の任務））を達成するため同設置法第4条11号及び外務省組織令第13条第8号の規定（身分関係事項その他の事実について内外の公の機関が発給した文書の内外にわたる証明に関すること）に基づき証明事務を行うこととされている。これら各条に定められた外務省の任務・権限を在外公館が遂行するに当たり必要と認めた場合に証明を発給するもので、その種類は「領事官の徴収する手数料に関する政令第1条第1項に掲げられた証明である。

2. 証明書の発給権者

証明書の発給権者は、公館長とし、公館長が任国に不在の場合は、外務省設置法第9条第4項によって、あらかじめ外務大臣が指定する職員がその事務を代理することとなっているので代理する職員の名義で発給する。

3. 外國文証明書の代理署名

次に掲げる外国文の証明のうち公館長が指定するものについては、公館長があらかじめ指定した職員に代理署名させることができる。

① 国籍証明 ②署名又は印章の証明 ③職業証明、④翻訳証明

⑤出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明

⑥原産地証明、⑦30号証明の内、証明形式が定められているもの。

指定された職員は、署名欄に代理署名し、署名の下段には代理署名者の氏名、官職、公館名を記載して、丸型館印を押す。

【証明書発給権者の記載例】

(平成21年6月4日付往電領サ第66462号2. 参照)

在外公館で取り扱う各種証明書における発行権者の記載については、以下のとおり。

大使の場合 ····· 在XXX日本国大使館
特命全権大使 ○○○○

英語 Embassy of Japan in XXXXX
Ambassador ○○○○

(大使不在時)

臨時代理大使の場合 ··· 在XXX日本国大使館
臨時代理大使 ○○○○

英語 Embassy of Japan in XXXXX
Charge d' affaires ad interim ○○○○

総領事の場合 ····· 在XXX日本国大使館
総領事 ○○○○

英語 Consulate-General of Japan in XXXXX
Consul-General ○○○○

(総領事不在時)

総領事代理の場合 ····· 在XXX日本国総領事館
総領事代理 ○○○○

英語 Consulate-General of Japan in XXXXX
Acting Consul-General ○○○○

4. 外国文証明書に記載する日本人姓名のローマ字表記

令和元年10月25日付関係府省庁申合せにより、各府省庁が作成する公用文等における日本人の姓名のローマ字表記については、原則「姓一名」の順とすることとなり、令和2年1月1日から実施することとなったことを踏まえ、在外公館が外国文で発給する証明書に記載する日本人の氏名についても、発給権者を含め「姓一名」の順で作成する。

記載は、姓は全て大文字、名は頭文字のみ大文字とする(例:GAIMU Taro)。

5. 受付要領

申請者本人の出頭を求める 것을 원칙으로 하여, 신청서에 증명서 제출처와 사용 목적 등을 기록하여, 발급 조건을 충족하는 것을 확인합니다.

또한, 증명의 대상이 되는我が国の 관공署에서 발행한 공문서임을 확인한 후 신청을 접수합니다.

「증명발급台帳使用手引書」에 따라, 발급台帳에 등록하고 운용합니다.

なお、発給台帳の保管期間は10年（文書管理規則別表（7条関係）参照）

6. 証明の対象となる文書

下記の本邦機関より発行された文書で、発行日、発行機関名（発行者名）及び公印又は署名の入ったものが対象となる。

○我が国の官公署が発行した公文書

○国公立病院及び赤十字病院、特殊法人、独立行政法人、学校教育法第一条に該当する学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校）発行の文書

注意：社団法人や財団法人等の法人の文書、専門学校や各種学校の文書は対象とならない。

7. 作成要領

(1) 証明形式と保管要領

(イ) 証明願と証明書が一体型となっている場合

(対象となる証明書：在留証明書、居住証明書、輸入陸揚証明書、採捕（加工）証明書)

申請人が提出する証明書に必要事項を記載の上、証明書を作成する。
証明書の写をとって控とし保管する。

○ (ロ) 上記(イ)以外の証明書

証明書を作成後、証明書の写をとって控とし、申請書と証明書の写をホッチキス留めして保管する。

(2) 保存期間

原則として、申請書、証明書の写及び根拠書類の保存期間3年。

未交付証明書の保存期間3年。

○ (イ) 遺言の公証

原本の保存期間は原則として20年（公証人法施行規則27）。

また、別途、「遺言の公証」の受付帳簿を作成して保存する。

受付帳簿の保存期間50年

○ (ロ) 国籍証明、身分事項証明、出生証明、婚姻要件具備証明、

婚姻証明、離婚証明、死亡証明、職業証明、翻訳証明、公印証明、

原産地証明、日本品の外国輸入証明、30号証明、遺骨証明

申請書、証明書の写及び根拠書類を保存する。保存期間3年。

○ (ハ) 在留証明書

在留証明願の原本、証明書の写及び根拠書類を保存する。保存期間3年。

○ (二) 一般人の署名証明

申請書、署名した項(ページ)及び証明書の各写を保存する。保存期間3年。

(ホ) 印鑑登録

印鑑登録をした者が管轄区域内に居住している間、印鑑登録申請書及び印鑑登録原票を保存する。

印鑑登録が抹消された場合、抹消の日より 5 年間、印鑑登録申請書及び印鑑登録原票を保存する。

(ヘ) 警察証明

申請書及び関係書類の写は公館にて保存する。

通常発給にかかる申請書の保存期間は 1 年、特別発給は 3 年。

○
(3) 署名と公印

証明書には、日本文と外国文があり、日本文の場合は、発給権者の官職、氏名を記載の上、角型館長印を押印、外国文の場合には、官職、氏名を記載の上、丸型館印を押印する。

(イ) 日本文の署名及び押印方法

パソコン作成、タイプ印字、ゴム印、自署、いずれでも差し支えない。

角型館長印を用い署名の最後の一字にかけて押印する。

○
(ロ) 外国文の署名及び押印方法

署名は、原則として肉筆とする。

丸型館印を用い、署名の左側に押印する。

(ハ) 割印及び契印

貼付形式の証明書は、貼付する書類の末尾の余白部分あるいは最終ページの「とじしろ」部分をのり付けして貼り合わせ、そのとじ目に角型館長印または丸型官印を用いて契印する。

(二) 署名及び公印の現地関係当局への通報

必要に応じ、証明書に用いる署名及び公印を現地関係当局に通報する。

(4) 発給番号

4月1日より年度ごとに一連番号を付す。

(5) 手数料

証明書の発給に際し、「領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和27年政令第74号）または船舶、船員関係法に定める手数料を徴収する。手数料は、発給件数分を徴収する。

なお、外務省設置法第12条において「特別の事情がある場合」の手数料免除についての規定があるが、特別の事情があると判断される場合には本省経伺ありたい。因みに、過去に手数料免除となったケースとしては、国または地方公共団体が公共事業のため買収する土地・家屋等の不動産登記に関連して必要となった在留邦人の署名証明や在留証明、海外在住の困難邦人が日本に帰国するために必要な各種証明書、あるいは、航空機事故に関連して発給する各種証明等である。本邦の政府関係機関より、直接在外公館に手数料免除依頼があった場合にも本省経伺ありたい。

(その他、在留証明書の発給において手数料が免除となるケースについては8. 参照)

8. 証明書発給に際しての基本的留意点

(1) 公文書そのものの自体への証明は印章証明及び翻訳証明のみである。

(2) 証明書は、旅券のような返納命令の対象にはならないので、過誤により発行した証明書を返還させることはできること及び損害賠償の対象となりうることに留意しつつ慎重に作成する。

(3) 現地職員に全てを任せることなく、少なくとも領事担当官は作成された証明書の発行日、署名、公印もれ、証明内容を確認する。

(4) 30号証明は、公文書により立証できる事実について任国及び申請者の特殊事項を考慮して最終的に在外公館長が発給の可否を判断するものであるが、申請者の申し出を鵜呑みすることなく発給の可否につき慎重に判断ありたく、必要に応じ本省に経伺ありたい。

また、過去に本省の許可を得て、証明形式が定められているものについては、30号証明にて処理して差し支えない。

9. 証明書の領事手数料の免除範囲

次の恩給又は年金の受給のための使用目的とする在留証明の場合には、領事手数料を徴収しない。

(1) 恩給・・・・・・・・ 総務大臣裁定

(2) 執行官年金・・・・ (同上)

(3) 国會議員互助年金・・・・ (同上)

(注) (2) 及び (3) については、現在は制度が廃止されており、從前からの受給者のみ。平成27年8月現在受給権を有する海外居住者はいない。

(4) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金・・・厚生労働大臣裁定

(5) 国民年金・・・・ 同上

(6) 厚生年金・・・・ 厚生労働大臣

国家公務員共済組合連合会

各地方公務員共済組合

全国市町村職員共済組合連合会

日本私立学校振興・共済事業団 裁定

(7) 労働者災害補償保険年金・・・労働基準監督署長裁定

(8) 文化功労者年金・・・・ 文部科学大臣裁定

なお、国民年金基金・企業年金（「〇〇厚生年金基金を含む」）については、公的年金制度の一部となっているが、加入は任意であり国庫負担がないことから、手数料免除の対象とならない。

(注1) 総務大臣裁定の恩給について、国外に居住する受給権者は、毎年2月頃に在留証明と共に受給権調査申立書を提出することとなっている。

また、恩給給与細則（昭和二十八年九月二十九日総理府令第六十七号）の第五条及び第十三条で在留証明（条文では所管領事官の現住証明）を指定しているため、現地公証人による居住している旨の私署証書をもって在留証明に代えることはできない。

(参考1)国外居住者の恩給請求

第五条 規則第六条 又は第十三条ノ三 の規定により扶助料請求書又は傷病者遺族特別年金請求書を直接に裁判庁に差し出すべ

き場合においては、国外に居住する者は、所管領事官の現住証明を受け、これを総務省に差し出すことを要する。

(参考 2)国外に居住する受給者の受領代理人

第十三条 国外に居住する受給者が、国内においてその者に代わって恩給の支給を受ける者（以下「受領代理人」という。）を指名し、又はその受領代理人を変更しようとするときは、恩給証書記号番号、受領代理人の氏名及び住所並びに当該受領代理人により支給を受ける期間（一回の委任につき五年を限度とする。）その他必要な事項を記載した委任届に所管領事官の作成した現住証明書を添付して、これを総務省に差し出すことを要する。

2 受領代理人により恩給の支給を受けることをやめようとするときは、その旨を記載した届書を総務省に差し出すことを要する。

(注 2) 厚生労働大臣が裁定した年金（老齢基礎金、障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金等）の受給権者は、毎年誕生日に日本年金機構から生存確認のための現況届が送付されるため、誕生日の末日までに誕生日末日から前6ヶ月以内に交付された在留証明書を添付し、日本年金機構へ提出することとなっている。

ただし、日本年金機構においては、入院中の者や遠隔地に居住している者等、やむを得ない事情により現況届に在留証明書の添付ができない者に対しては、誕生日以降に交付された在留証明書も認める取扱いをしている。

その際、現況届自体の提出は、誕生日の末日までに行う必要があることから、やむを得ず在留証明書を後日送付する場合は、その旨を記載した文書を現況届に同封し、誕生日の末日までに日本年金機構に送付するよう指導すること。

なお、詳しい内容については、日本年金機構「ねんきんダイヤル」（電話番号 +81-3-6700-1165）へ照会するように指導する。

(了)

【付録】

証明書発給申請書 Application Form for Certificates																																																								
在	大使・総領事 殿		申請日 / Date of Application	年 / year	月 / month																																																			
申請者 Applicant	氏名 Full Name	ローマ 字表記 (姓) 漢字 表記 (姓)	(姓 Surname) (名 Given Name)																																																					
	生年月日 Date of Birth	(大正・昭和・平成 年) 年 month year	日 day	電話番号 Telephone																																																				
	住所 Address																																																							
代理人 Proxy	氏名 Full Name	(姓 Surname) (名 Given Name)																																																						
	住所 Address	印鑑登記 登記																																																						
	電話番号 Telephone																																																							
※代理申請の場合は申請者からの委任状が必要です。※To apply by proxy, a power of attorney must be attached.																																																								
■申請する証明書の名称 Type of certificates to apply																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">証明書の名称 Type of certificates</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">必要部数 Quantity</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><input type="checkbox"/></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">身分上の事項に関する証明</td> <td style="text-align: center;">Total</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">戸籍記載事項 Family Register</td> <td style="text-align: center;">(通)</td> <td style="text-align: center;">出生 Birth</td> <td style="text-align: center;">(通)</td> <td style="text-align: center;">離婚 Divorce</td> <td style="text-align: center;">(通)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><input type="checkbox"/></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">婚姻要件具备 Single</td> <td style="text-align: center;">(通)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(通)</td> <td style="text-align: center;">婚嫁 Marriage</td> <td style="text-align: center;">(通)</td> <td style="text-align: center;">死亡 Death</td> <td style="text-align: center;">(通)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><input type="checkbox"/></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">各公館毎に発給件数の多い証明種類を記入して下さい。</td> <td style="text-align: center;">通</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: center;">通</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><input type="checkbox"/></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">その他の証明 Others</td> <td style="text-align: center;">Total</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: center;">(通)</td> </tr> </tbody> </table>						証明書の名称 Type of certificates				必要部数 Quantity		<input type="checkbox"/>	身分上の事項に関する証明				Total	戸籍記載事項 Family Register	(通)	出生 Birth	(通)	離婚 Divorce	(通)	<input type="checkbox"/>	婚姻要件具备 Single				(通)	(通)	婚嫁 Marriage	(通)	死亡 Death	(通)	<input type="checkbox"/>	各公館毎に発給件数の多い証明種類を記入して下さい。				通					通	<input type="checkbox"/>	その他の証明 Others				Total					(通)
証明書の名称 Type of certificates				必要部数 Quantity																																																				
<input type="checkbox"/>	身分上の事項に関する証明				Total																																																			
	戸籍記載事項 Family Register	(通)	出生 Birth	(通)	離婚 Divorce	(通)																																																		
<input type="checkbox"/>	婚姻要件具备 Single				(通)																																																			
	(通)	婚嫁 Marriage	(通)	死亡 Death	(通)																																																			
<input type="checkbox"/>	各公館毎に発給件数の多い証明種類を記入して下さい。				通																																																			
					通																																																			
<input type="checkbox"/>	その他の証明 Others				Total																																																			
					(通)																																																			
■提出先及び申請理由 Destination to Submit/Reason for Application																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">提出先 Destination to Submit</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">申請理由 Reason for Application</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>						提出先 Destination to Submit						申請理由 Reason for Application																																												
提出先 Destination to Submit																																																								
申請理由 Reason for Application																																																								
※証明書は、その発行から長い期間が経過すると、提出先によつては証明書の効力が失われてしまう場合がありますので、できるだけ早く受け取りを行なうお願いします。また、お引き取りのない証明書(提出された関係書類の原本を含む)は、3年間の保管期間が経過した後、廃棄されますので領取をおさげ下さい。																																																								
※Please note that the certificate as well as original documents submitted will be disposed if it will not be received for three years. Please pick it up as soon as possible.																																																								
私は上記の留意事項に同意のうえ、証明書を申請します。 I agree the above notice and apply for certificates.																																																								
申請者署名 / Signature of Applicant																																																								
※ 在外公館記入欄 Official use only																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">申請年月日</td> <td style="width: 25%;">施行年月日</td> <td style="width: 25%;">交付年月日</td> <td colspan="2">証明番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">証第</td> <td style="text-align: center;">号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">証第</td> <td style="text-align: center;">号</td> </tr> </table>						申請年月日	施行年月日	交付年月日	証明番号					証第	号				証第	号																																				
申請年月日	施行年月日	交付年月日	証明番号																																																					
			証第	号																																																				
			証第	号																																																				

【裏面または別紙例】

■ 出生証明 Birth Certificate

全てローマ字で記入して下さい

出生地(Place of Birth)

本籍地(Domicile)

父(Father)

母(Mother)

戸籍謄(抄)本の発行元(Place of Issue)

戸籍謄(抄)本の発行日(Date of Issue)

証明書発給申請書
Application Form for Certificates

在

大使・総領事 殿

申請日 / Date of Application

年 / year

月 / month

日 / day

申請者 Applicant	氏名 Full Name	ローマ 字表記	(姓 Surname)	(名 Given Name)
		漢字 表記	(姓)	(名)
	生年月日 Date of Birth	(大正・昭和・平成・令和 年 年 月 month year day)	電話番号 Telephone	
住所 Address				
代理人 Proxy	氏名 Full Name	(姓 Surname) (名 Given Name)		
	住所 Address	申請者と 同じ <input type="checkbox"/>	電話番号 Telephone	

※代理申請の場合は申請者からの委任状が必要です ※To apply by proxy, a power of attorney must be attached.

■ 申請する証明書の名称 Type of certificates to apply

	証明書の名称 Type of certificates				必要部数 Quantity	
<input type="checkbox"/>	身分上の事項に関する証明				Total	
	戸籍記載事項 Family Register	(通)	出生 Birth	(通)	離婚 Divorce	(通)
<input type="checkbox"/>	婚姻要件具備 Single	(通)	婚姻 Marriage	(通)	死亡 Death	(通)
	各公館毎に発給件数の多い証明種類を記載して下さい。					通
<input type="checkbox"/>					通	
<input type="checkbox"/>	その他の証明 Others				Total	
					(通)	通

■ 提出先及び申請理由 Destination to Submit/Reason for Application

提出先 Destination to Submit			
申請理由 Reason for Application			

※証明書は、その発行から長い期間が経過すると、提出先によっては証明書の効力が失われてしまう場合がありますので、できるだけ早く受け取りを行うようお願いします。また、お引き取りのない証明書(提出された関係書類の原本を含む)は、3年間の保管期間が経過した後、廃棄されますので御承知おき下さい。

※Please note that the certificate as well as original documents submitted will be disposed if it will not be received for three years. Please pick it up as soon as possible.

私は上記の留意事項に同意のうえ、証明書を申請します。

I agree the above notice and apply for certificates.

申請者署名 / Signature of Applicant

※ 在外公館記入欄 official use only

申請年月日	発行年月日	交付年月日	証明番号
			証第 一 号

【裏面または別紙例】

■ 出生証明 Birth Certificate

全てローマ字で記入して下さい

出生地(Place of Birth)

本籍地(Domicile)

父(Father)

母(Mother)

戸籍謄(抄)本の発行元(Place of Issue)

戸籍謄(抄)本の発行日(Date of Issue)

遺言の公証（2号）

内 容	公正証書（民法第969条）によるものと、秘密証書（民法第970条）によるものと2種類ある。これらはいづれも民法第984条に基づく。
使 用 目 的	遺言を正しく執行するため。
条 件	(1) 本人が公館へ出頭して申請する。代理申請は認められない。 (2) 旅券の提示を原則とし、戸籍謄本等確実な文書により本人であることを立証するもの（公証人法第28条第2項参照）。 (3) 証人は2名以上を要し（民法第969条および第970条参照），証言能力ある者であれば外国人でもよい。
必 要 書 類	遺言者及び証人が本人であることを証明する公文書。 例えば、旅券、写真付現地当局発行の身分証明書等。
形 式	全て日本文による証明書。領事官自ら公証する。
注 意 事 項	(注1) 遺言の方式は、わが国の民法によっても当該国の法令によってもわが国では有効である（法例第27条及び遺言の方式の準拠法に関する法律第2条参照）。 (注2) わが国の遺言は厳格な方式を要求されるものであるから慎重に作成する。公証の最後に自署のうえなつ印（公印）する者は、領事官（公館長）である。 (注3) 民法第960条および第967～984条参照の事。 (注4) 証人又は立会人の欠格（民法第974条参照）に注意。 (注5) 遺言できる法律行為は次の各法律である。 民法 第41条②, 第781条②, 第893条および第894条②, 第903条③, 第964条, 第839条, 第848条, 第897条, 第902条, 第908条, 第914条, 第1006条, 第1034条但書, 第1022条。 信託法第2条。 (注6) 遺言者の口述を筆記して、証書そのものの作成は領事事務担当官でよい。

遺言の公証

1. 概説

(1) 遺言の定義

遺言とは、人が自己の最終的意思として、死後の効力を生じさせるため、財産・身分に関する法律的行為について行う意思を表したものである。

(2) 遺言の形式

遺言は人の重要な身分事項・財産に関するものであり、しかも、その効力・内容に争いが生じた場合、作成者に確認することができないものであるから、民法により一定の厳格な方式を要求され、この方式によらなければ法律上有効なものと認められない。従って、公館においても慎重な取り扱いを要する。

民法が定める遺言の方式には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3種類がある（民967）が、このうち在外公館が取り扱うのは公正証書遺言、秘密証書遺言の2種類である（これらについては、公証人が公証を行う必要があり、在留邦人については、領事が公証人の職務を行う（民984））。

（注1）自筆証書遺言は、作者が遺言の全文、日付、氏名の全部を自書し、捺印したもの（民968）で、公証は不要である（ただし、遺言書に他人が書いた部分や印刷部分があると効力を認められない）。

（注2）在留邦人の遺言の方式は、遺言地、遺言の成立又は死亡の当時住所又は常居所を有した地の法律によることも認められる（遺言の方式の準拠法に関する法律2）。

(3) 遺言の公証の内容

公正証書遺言においては、遺言書の内容自体を、秘密証書遺言においては、遺言者が遺言書を入れた封書であること申述したことを証明するもの。日本文による（公証人法27）。

(4) 手数料

第2号の領事手数料を徴収。

(5) 公正証書遺言と秘密証書遺言の相違

イ. 後述のとおり、公正証書遺言をする場合、遺言者は公館長及び立会人の面前で遺言を口述しなければならない。これに対して、秘密証書遺言においては、遺言者があらかじめ遺言書を封書に入れて公館長及び立会人の面前に提出するもので、遺言の内容を秘密にしておくことができる。

ロ. 公正証書遺言の場合、遺言書自体が公正証書であるのに対し、秘密遺言証書では封書上の記載のみが公正証書であって、遺言書自体には公証の効果は及ばない（公正証書遺言は、遺言者が死亡したとき家庭裁判所の検認を要しない）。

ハ. 公正証書遺言は遺言者が自署できなくてもよい（この場合、公館長が代署する）

が、秘密証書遺言では遺言者の署名を要するので自署できない者は秘密証書による遺言はできない。

2. 遺言の要件

(1) 遺言者

満15歳以上で遺言をする能力（正常な判断力）を有する日本人であること。本人が公館に出頭すること（民961, 963, 973）。

(2) 証人2名が公館での手続に立会うこと（民969の1, 970）。

（注）証人は日本語が理解できれば外国人でもよい。

推定相続人（家族）等、証人となれない者があるので注意する（証人の欠格事由）（民974）。また、当該事務を取り扱う在外公館員（家族）等は証人となれない。

(3) 遺言により行うことのできる法律行為は次のとおり。

- ① 財団法人設立のための寄付行為（民41②）
- ② 非嫡出子の認知（民781②）
- ③ 相続人の廃除及び廃除の取消（民893, 894②）
- ④ 特別受益者の相続分に関する意思表示（民903③）
- ⑤ 遺贈（民964）
- ⑥ 後見人の指定および後見監督人の指定（民839, 民848）
- ⑦ 祖先の祭祀主宰者の指定（民897）
- ⑧ 相続分の指定及びその指定の委託（民902）
- ⑨ 遺産分割の方法の指定及びその指定の委託（民908）
- ⑩ 遺産分割の制限（民908）
- ⑪ 共同相続人間の担保責任の変更（民914）
- ⑫ 遺言執行者の指定及び指定の委託（民1006）
- ⑬ 遺贈減殺方法の指定（民1034但書）
- ⑭ 遺言の取消（民1022）
- ⑮ 信託の設定（信託法2）

（注1）これ以外の内容の記載があっても、法律上効力が生じないというだけで、遺言全体が無効となるものではないが、在外公館における遺言公証の取り扱いは、上記2. (3) の民法等に規定された遺言できる事項に限られるので、必要に応じて本省経伺とする。

（注2）⑫に関し、無能力者（未成年者、禁治産者）、破産者は遺言執行者となれないが、受遺者（遺言により遺贈を受ける者）が遺言執行者となるのは差し支えない（民1009）。

（注3）在外公館の遺言公正証書は、本邦で使用されることが前提であり、日本文で作成する。従って、相続関係者が、現地語に翻訳されたものを要請する場合に

は、現地公証人にて遺言公正証書を作成する様指導する。

(参考) 法例

第27条【遺言】① 遺言ノ成立及ヒ効力ハ其成立ノ當時ニ於ケル遺言者ノ本国法ニ依ル
② 遺言ノ取消ハ其當時ニ於ケル遺言者ノ本国法ニ依ル

遺言の方式の準拠法に関する法律（昭和39・6・10 法100）

第2条 【準拠法】遺言は、その方式が次に掲げる法律の一に適合するときは、方式に関し有効とする。

- 1 行為地法
- 2 遺言者が遺言の成立又は死亡の当時国籍を有した国の法律
- 3 遺言者が遺言の成立又は死亡の当時住所を有した地の法律
- 4 遺言者が遺言の成立又は死亡の当時常居所を有した地の法律
- 5 不動産に関する遺言について、その不動産の所在地法

3. 公証要領

(1) 公正証書遺言（民969、公証人法28②）

- ① 遺言者、証人につき旅券、写真付身分証明書の提示（写提出）又は印鑑証明書の提出等により身元を確認する。
- ② 遺言者に、公館長に対して遺言である旨を口授させる。
- ③ 公館長は、遺言者の口述を筆記し、遺言者及び証人に読み聞かせる。
(注) 遺言者の口述の筆記自体を公館長が行う必要はなく、適宜領事事務担当官に行わせることができる。
- ④ 遺言者、証人の住所、職業、氏名、生年月日欄及び遺言者が人違いでないことを確認した書類について所要の記入をする。
- ⑤ 遺言者及び証人から筆記の正確なことの承認を求め、その旨記載した上、各自に署名押印させる。
(注1) 遺言者が署名できない場合、公館長がその理由（例：無筆のため）を付記して代署し、遺言者に押印させる（民969）。
(注2) 遺言者及び証人が押印する印鑑は、登録印鑑（実印）でなくてもよい。
(注3) 遺言者及び証人に印鑑の持ち合わせがなく、印鑑の作成、本邦からの取り寄せが困難である場合等真にやむを得ない場合は押印に代えて捺印を認めてもよい。
- ⑥ 最後に民法969条第4号に掲げる方式に従って作成したものである旨の公証文その他必要事項（証明番号は証明書発給台帳にて確認）を記入した上、公館長が署名し、角型館長印を押す。
- ⑦ この証書を3通（原本、正本及び謄本）作成する。
 - i. 原本……公館保存
 - ii. 正本……正本である旨を記載し、遺言者に手交する。

iii. 謄本……謄本である旨を記載し、証人のうちに遺言執行者に指定された者がある場合はその者に、他の場合は遺言者に手交する。

(注) 正本・謄本を請求できる者の制限に注意（公証人法47, 51）。

⑧ 手数料は、原本、正本、謄本を取り纏めて一件として第2号の領事手数料を徴収。

⑨ 証明書発給台帳に記入する。

⑩ 原本の保存期間は原則として20年（公証人法施行規則27）遺言の公証については別途帳簿を作成して保存する。帳簿の保存期間50年。

(2) 秘密証書遺言（民970, 公証人法28②）

① 遺言者、証人につき旅券、写真付身分証明書の提示及び写提出又は印鑑証明書の提出等により身元を確認する。

② 遺言者に、公館長及び証人の前に封印した遺言書を提出させる。

(注) 原則として封書に所定の記載をするので、大型の封筒を用いるように指導する。

③ 遺言者に、公館長及び証人に対し、自己の遺言書である旨とその筆者の氏名住所を申述させる。

(注) この際、封書の中の遺言書に遺言者の署名押印があること、封書に遺言書に押印したと同一の印鑑で封印したことを確認する。

④ 封書に③の旨を記載し、遺言者、証人の住所、職業、氏名、生年月日欄及び遺言者が人違いでないことを確認した書類について所要の記載をする。

⑤ 証書の記載事項を読み聞かせ又は閲覧させてその承認を得た上、遺言者、証人に署名押印させる

(注) 遺言者の押印は遺言書の押印、封書の封印と同一の印鑑を用いる。従って、押印を用いることは認めない。

⑥ 最後にその他必要事項（証明番号は証明書発給台帳で確認）を記入した上、公館長が署名し、角型館長印を押す。

(注) 封筒にこれらの記載をする余白がない場合は、別紙に所定の記載をしてこれを封筒に貼付した上、担当官、遺言者、証人全員が契印する。

⑦ 証書の写をとり、証書（封書）は遺言者に手交する。

(注) 秘密証書遺言の場合、正本・謄本はない。

⑧ 手数料は、第2号の領事手数料を徴収する。

⑨ 証明書発給台帳に記入する。

⑩ 写の保存期間は特に定めはないが、最低3年間保存する。別途帳簿を作成して、遺言者氏名、提出年月日、証明（公証）日付番号等を記載の上、秘密遺言証書の封書の公証を記帳して置く。帳簿の保存期間50年。

(なお、証書（封書）の写しを帳簿に綴り込んで置くと良い。)

秘密遺言証書の書式例

秘密遺言証書

遺言者 A は本日本職および証人 B, 証人 C の面前に本封書を提出し、この封書は自己の遺言書であって自己が筆記したものであることを申述した。――

住 所
職 業

遺 言 者 氏 名

年 月 日 生

上記に印鑑証明書の提出（又は旅券の提示）により人違いでないことを証明させた。――

○
住 所
職 業

証 人 B 氏 名

年 月 日 生

住 所
職 業

証 人 C 氏 名

年 月 日 生

遺言者および証人下記に署名押印する。――

遺 言 者 (A 自署) 印
証 人 (B 自署) 印
証 人 (C 自署) 印

○
本職下記に署名押印する。――

平成 年 月 日 在………総領事館において
(所在地)

証第 号 在 総領事
氏名(自署) (公印)
(手数料)

[遺言の公証]
遺言公正証書の書式例
遺言公正証書

本職は遺言者Aの嘱託により証人B,証人Cの立会のもとに下記の遺言者の口授を筆記してこの証書を作成する。

1. 私は.....
1.
1. 私は遺言の執行者として下記の者を指定します。_____

住 所
職 業

遺言執行者 氏名
年 月 日 生

1. 最後に私は.....(私の亡き後長男は母をいたわりながら家業にはげむよう祈っている)ことを申しそえます。_____以上

住 所
職 業

遺言者 氏名
年 月 日 生

上記に印鑑証明書の提出(又は旅券、又は.....発行の運転免許証)により人違いでないことを証明させた。

住 所
職 業

証 人 B
年 月 日 生

証 人 C
年 月 日 生

上記遺言者および証人に読み聞かせたところ、各自この筆記の正確なことを承認し、遺言者は(何々)のため署名することができないので本職遺言者に代って署名し遺言者これに押印し、証人は各自下記に署名押印する。

遺言者 (代署) 印
証人 (B自署) 印
証人 (C自署) 印

この証書は平成 年 月 日において、民法第969条第1号ないし第4号の方
式にしたがって作成し、同条第5号および同条第984条にもとづき本職下記に署名押印する。

(所在地)

証第 号 在 総領事
氏名(自署) (公印)

(手数料)

国籍証明（19号）

内 容	申請人が日本国籍を有していることを証明するもの。すべて外国の官憲等あて。
使 用 目 的	現地の官憲等に対し、旅券以外で国籍を証明する文書を提示（提出）する必要がある場合。
条 件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 申請人は日本国籍を有する者に限る。外国籍との重国籍者でもよい。 (2) 本証明書以外に旅券等、国籍を証明する文書を所持しない又は旅券以外の証明書が要求される等のやむを得ない事由があること（注1）（注2）。 (3) 申請人本人が出頭して申請すること。代理申請は認めない
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 申請人が本人であることを証明する公文書（日本国旅券、写真付現地官憲発行の身分証明書等） (2) 発行から6ヶ月以内の戸籍謄（抄）本 (3) 現地滞在資格が分かるもの（査証、滞在許可証等） (4) 確認書
形 式	外国文による証明（注3）
注 意 事 項	<p>（注1） 国籍立証のためには、所持する旅券を提示すれば十分であり、この証明書が旅券に代わる渡航文書と誤解されるおそれもあるので、旅券と別に国籍を証明する文書を発給することは、原則として差し控えるべきであるから、この証明書が必要な理由、使用目的、提出先、現地の状況（旅券が現地語でないため、現地官憲の理解を得られない等）等を併せ検討の上、真にやむを得ないと認められる場合に限り、発給する。</p> <p>（注2） 多くの場合、関係当局に対する便宜供与依頼の書簡（領事レター）で済むので、提出先の当局へ照会する等して、可能な限り領事レターにより処理する。ただし、国籍証明に代える本領事レターは用済み後、可能な限り回収する。また、旅券所持証明で処理できる場合もあるので、参照のこと。</p> <p>（注3） 証明書の下段に使用目的、有効期限を付記する。</p>

国 種 証 明

1. 概 説

(1) 証明の内容

申請人が日本国籍を有していることを証明するもの。すべて外国の関係機関あてで、
外国文で発給する。

(2) 使用目的

任国の当局等に対し、やむを得ない事情により旅券の代わりに国籍を証明する文書
を提示（提出）する必要がある場合に使用される。

（注）国籍立証のためには、所持する旅券を提示すれば十分であり、この証明書
は旅券に代わる渡航文書と誤解されるおそれもあるので、旅券と別に国籍を証明
する文書を発給することは、原則として差し控えるべきであるから、この証明書
が必要な理由、使用目的、提出先、現地の状況（旅券が現地語でないため、現地
官憲の理解を得られない等）等を併せ検討の上、真にやむを得ないと認められる
場合に限り発給する。

(3) 手数料

証明書1通毎に第19号の領事手数料徴収。

(4) 日本国籍を有しない旨の証明

日本国籍を有しない旨の証明書発給はできないが、特別の事情があると認められる
場合は、申請人から申請理由、提出先、その他申請人の事情を聴取し、これらの事項
と共に意見を付して本省の判断を仰ぐこと。

2. 発 給 条 件

(1) 申請人は日本国籍を有する者に限る。ただし、外国籍との重国籍者も取り扱うこと ができる。

（注1）自己志望により外国国籍を取得したときは、日本国籍を失うので（国籍
法第11条）、外国国籍取得の有無の確認が必要である。例えば、本人が日本國
籍の喪失を意識することなく外国国籍の取得申請書に署名して当該国の国籍を取
得した場合においても日本国籍を失うが、それと知らずに未だ日本国籍者又は日
本と当該国との二重国籍者であると思い込んでいる場合があり、十分確認を要す
る。

（注2）日本国籍の有無を十分に確認せず、安易に日本国籍を有しない者に対し
て証明書を発給したため、申請人が後日、逆にこれを証拠として日本国籍を主張
する等の問題につながり得るので慎重に取り扱うこと。

(2) 本人が公館に出頭して申請すること。

（注）代理申請は認めない。

3. 必要書類

(注) 文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける（公館において写を作成してもよい）。

- (1) 本人であることを確認できる公文書（日本国旅券、又は日本国旅券を所持しない場合は現地官憲当局発行の顔写真付き身分証明書等）
- (2) 発行から6ヶ月以内の戸籍謄（抄）本
- (3) 現地滞在資格が分かるもの（査証、滞在許可証等）

(注) 滞在地以外の外国籍を取得している場合もあるので、本人の渡航歴、身分歴等を聴取するなどして、自己志望により外国籍を取得していないことを確認する。
- (4) 確認書（別紙参照）

(注1) 提出された書類だけでは申請時に本人が日本国籍を有していることを確実に確認することは困難であるため、念のため提出させるもの。

(注2) 確認書上に記載のある「法律上の不利益」とは、刑法第157条第1項（公正証書原本不実記載等）が該当する他、虚偽の申請により発行された国籍証明を使用することにより、現地法令等によって本人が不利益を受ける可能性がある。

【刑法第157条第1項】 公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記載をさせた者は、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4. 作成要領

- (1) 申請人に使用目的、提出先等を記入した申請書を提出させる。
- (2) 必要書類を提出させる。
- (3) 申請人が本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。
- (4) 根拠文書をもとに証明書に必要事項を記入する。
 - (注1) 二重国籍者で日本国旅券を有しない者の場合、旅券番号欄は削除する。
 - (注2) 本籍欄は都道府県のみでよい。
 - (注3) 有効期限の明記及び使用目的の限定。
証明書の下段に但書として、最大6ヶ月を限度として使用目的に必要な有効期限及び使用目的を付記する。
英文例は次のとおり。

This certificate is valid until.....20.... and for the purpose
of only.

- (5) 証明書にその他の必要事項（証明番号は証明書発給台帳にて確認）を記入の上、公館長又は担当官（代理署名の指定を受け本省に報告済みの者）が署名し、その下に官職氏名を記入して、丸型館印を押す（青又は黒スタンプインキ使用）。

- (6) 完成した証明書の写をとる。
- (7) 証明手数料は第19号の領事手数料を徴収する。
- (8) 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。
- (9) 申請書、証明書の写及び根拠書類（写）は公館にて保存する。保存期間3年。



別紙

確 認 書

私 (年 月 日生) は、出生時又は
最後に日本国籍を取得した時から現在までに、自己の志望によって外国の国籍
を取得したことではなく、また、日本国籍を離脱したことありません。

年 月 日

署名

※本確認書に虚偽の記載をした場合、法律上の不利益を受ける可能性があります。

CERTIFICAT DE NATIONALITE

Nom :

Prénom :

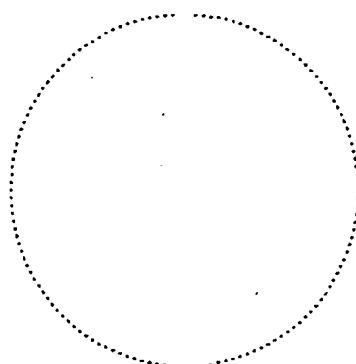
Date de naissance :

Sexe:

Domicile légal :

No. de passeport :

L'Ambassade du Japon certifie que la personne mentionnée ci-dessus est de nationalité japonaise.



a , le
(lieu) (date)

(Nom et prénom) :
(titre) :

Le présent certificat est valable jusqu'au 20....., et est délivré uniquement aux fins de

(frais :)

(西語) 国籍証明 (19号)

No

CERTIFICADO DE NACIONALIDAD

Apellidos:

Nombre :

Fecha de nacimiento:

Sexo:

No de pasaporte:

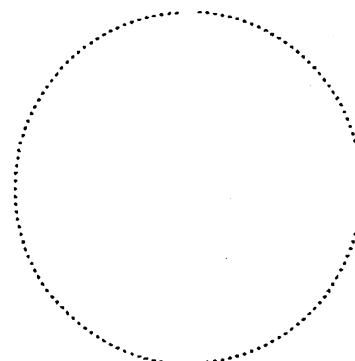
Domicilio permanente:

LA EMBAJADA DEL JAPON EN ESPAÑA

CERTIFICA

Que la persona arriba indicada es de nacionalidad japonesa.

Y para que conste, a fin de que así pueda acreditarlo el Interesado (la interesada), se expide el presente certificado en Madrid, ade.....de dos mil



Este certificado es válido hastade....., 20...., vale solo para

(Derechos:)

Cert. No.

CERTIFICATE

Surname :

Given name :

Date of Birth :

Sex :

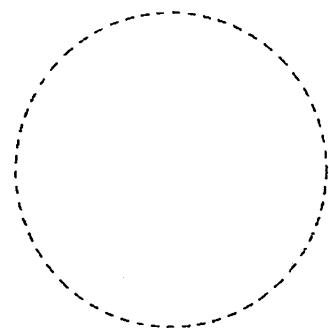
Passport Number :

Domicile :

This is to certify that the above person is of Japanese nationality.

(Place)

(Date)



This certificate is valid until20....., and for the purpose ofonly.

(Fee :)

在留証明（20号）

内 容	申請人が外国のどこに住所（生活の本拠）を有しているか、又は有していたかを証明するもの。
使 用 目 的	(1) 恩給及び年金受給手続。 (2) 不動産登記手続。 (3) 在外子女の本邦学校受験手続等。
条 件	(1) 申請人は日本国籍を有している者に限る（注1）。 (2) 原則として本邦に住民登録がないこと（注2）。 (3) 申請人が現地に既に3ヶ月以上、または3ヶ月以上の滞在が見込まれていること。 (4) 申請人本人が公館に出頭して申請及び受領すること（注3）。
必 要 書 類	(1) 本人及び国籍を立証する公文書（注4）。 (2) 本人の滞在期間を確認できる文書（注5）。 (3) 住所を立証できる文書（注6）。
形 式	日本文により証明 (1) 形式1 現在の居住の事実を証明する場合。 (2) 形式2 過去の居住の事実、日本国籍者の同居家族も含め証明する場合。
注 意 事 項	(注1) 外国籍者は取り扱わないが、元日本人については、要件を満たせば「居住証明」（30号）で対応可能、居住証明を参照。 (注2) 本邦に住民登録を置いたまま外国に住所を定めている者については、住民票の写しで代えられないかを提出先に確認させ、代えられないことが認められる場合は、申請を受理することができる。 (注3) 本人が公館へ出頭できないやむを得ない事情があると認められるときは、出頭できる代理人を通じて申請できる。 ただし、代理申請依頼状又は、委任状を提出させること。 (注4) 日本国旅券、又は戸籍謄（抄）本及び本邦の有効な運転免許証や現地官憲当局発行の写真付身分証明書等。 (注5) 旅券上の出入国印、公共料金の請求書や領収書、賃貸契約書、不動産売買契約書、登記簿謄本等。 (注6) 現地官憲当局発行の身分証明書（居住証明書、外国人身分証明書、外国人登録証、運転免許証、労働・就労許可証、納税証明書等で申請人の住所及び氏名の記載があるもの）や公共料金の請求書や領収書、銀行のステートメント。 公用旅券所持者で申請人の身分及び住所を公務等により熟知しているときは上記住所立証文書は省略可能。 なお、在留届や日本人会名簿等は補足資料であるので、これらのみに基づき証明書を発給することはできない。

在留証明

【1 概説】

(1) 証明の内容

ア 在留証明書（以下「証明書」という。）を必要とする日本国籍者（以下「当事者」という。）が現在、外国のどこに住所（生活の本拠）を有しているか（現住所の証明を行う。形式1），当該国のどこに住所を有していたか（現住所の証明と同時に過去の住所証明を行う。形式2），又は同居している家族（現住所の証明と同時に同居家族の証明を行う。形式2）を証明するもの。

イ 証明書はすべて本邦関係機関あて提出することを目的としているため、日本文で発給する。

（注1） 証明書の提出先は官公署に限らない。

（注2） 本邦における住所地の証明は行わない。

（注3） 証明書の発給対象者は、原則として自公館の管轄区域内に居住する在留邦人である。（詳細は、後記2（以下「後記」省略）発給条件（5）参照）

（注4） 同居家族の証明は、例えば本邦大学受験書類の一つとして、受験者本人が親権者と同居していることが求められている等の場合に発給されるもの。（詳細については、2. 発給条件 形式2(2)参照）
なお、同居家族は日本国籍を有している者に限られる。

○ (2) 使用目的

証明書は本邦関係機関においてさまざまな用途で使用されている。主な使用目的は以下の通り。ただし、証明書の申請が公序良俗に反する等、不当な目的によることが明らかな場合には証明しない。

ア 恩給、年金受給手続

イ 不動産登記手続

ウ 在外子女の本邦学校受験手続

○ (3) 手数料

証明書1通毎に「領事官の徴収する手数料に関する政令」第1項第20号の領事手数料を徴収する。

ただし、次の恩給又は年金の受給のための使用目的（年金受給請求、現況届等の生存確認、合算対象期間（いわゆるカラ期間）、年金等の振込先銀行の変更、受取人の住所変更、受取先の変更、年金証書再交付申請、及び未払年金受給申請等の説明資料として提出する場合等）に該当する場合には領事

手数料を徴収しない。

領事手数料免除対象の恩給・年金等

ア 恩給 総務大臣裁定

イ 執行官年金 (同上)

ウ 国會議員互助年金 (同上)

(注)イ及びウについては、現在は制度が廃止されており、従前からの受給者のみ。平成27年8月現在受給権を有する海外居住者はいない。

エ 戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金 . . . 厚生労働大臣裁定

オ 国民年金 同上

カ 厚生年金 厚生労働大臣

○
国家公務員共済組合連合会

各地方公務員共済組合

全国市町村職員共済組合連合会

日本私立学校振興・共済事業団 裁定

キ 労働者災害補償保険年金 . . . 労働基準監督署長裁定

ク 文化功労者年金 文部科学大臣裁定

(注)生存確認は文部科学省が独自に行っており、在留証明を要求されることはない。

なお、国民年金基金・企業年金（「〇〇厚生年金基金」を含む）については、公的年金制度の一部となっているが、加入は任意であり国庫負担がないことから、手数料免除の対象とならない。

(注1) 総務大臣裁定の恩給について、国外に居住する受給権者は、毎年2月頃に在留証明と共に受給権調査申立書を提出することとなってい

る。また、恩給給与細則（昭和二十八年九月二十九日総理府令第六十七号）の第五条及び第十三条で在留証明（条文では所管領事官の現住証明）を指定しているため、現地公証人による居住している旨の私署証書をもって在留証明に代えることはできない。

(参考1) 国外居住者の恩給請求

第五条 規則第六条 又は第十三条ノ三 の規定により扶助料請求書又は傷病者遺族特別年金請求書を直接に裁判所に差し出すべき場合においては、国外に居住する者は、所管領事官の現住証明を受け、これを総務省に差し出すことを要する。

(参考2) 国外に居住する受給者の受領代理人

第十三条　国外に居住する受給者が、国内においてその者に代わつて恩給の支給を受ける者（以下「受領代理人」という。）を指名し、又はその受領代理人を変更しようとするときは、恩給証書記号番号、受領代理人の氏名及び住所並びに当該受領代理人により支給を受ける期間（一回の委任につき五年を限度とする。）その他必要な事項を記載した委任届に所管領事官の作成した現住証明書を添付して、これを総務省に差し出すことを要する。

○ 2 受領代理人により恩給の支給を受けることをやめようとするときは、その旨を記載した届書を総務省に差し出すことを要する。

○ (注2) 厚生労働大臣が裁定した年金（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金等）の受給権者は、毎年誕生月に日本年金機構から生存確認のための現況届が送付されるため、誕生月の末日までに、誕生月末日から前6ヶ月以内に交付された在留証明書を添付し、日本年金機構へ提出することとなっている。

○ ただし、日本年金機構においては、入院中の者や遠隔地に居住している者等、やむを得ない事情により現況届に在留証明書の添付ができない者に対しては、誕生月以降に交付された在留証明書も認める取扱いをしている。

○ その際、現況届自体の提出は、誕生月の末日までに行う必要があることから、やむを得ず在留証明書を後日送付する場合は、その旨を記載した文書を現況届に同封し、誕生月の末日までに日本年金機構に送付するよう指導すること。

○ なお、詳しい内容については、日本年金機構「ねんきんダイヤル」（電話番号 +81-3-6700-1165）へ照会するように指導する。

【2 発給条件】

形式1、形式2共通事項

- ・ (1) 現に日本国籍を有する者であること。（元日本人については、要件を満たせば「居住証明」（30号証明）での対応が可能。）
- (2) 公文書、その他それらに準ずる書類により外国の住所を立証できること。
　　(3. 必要書類(3)参照)

(3) 原則として、本邦に住民登録がないこと。

(注1) 本邦に住民登録をしているか否かについては口頭で確認することである。

(注2) 本邦に住民登録を置いたまま外国に住所を定めている者については、住民票の写しで代えられないかを提出先に確認させ、代えられないとする場合は、申請を受理することができる。

(4) 当事者が現地に既に3ヶ月以上滞在していること、又は3ヶ月以上の滞在が見込まれていること。

(注1) 「3ヶ月以上」はあくまでも目安であり、滞在期間が3ヶ月に達していないなくても、生活の本拠を当該地に定めたと認められ、かつ、今後3ヶ月以上滞在することが認定できる場合は取り扱うことができる。

(注2) なお、在留届が提出されていない場合は、その場で提出させるよう指導する。

(5) 証明書の発給対象者は、原則、自公館の管轄区域内に居住する在留邦人であること。ただし、同一国内であっても他公館の管轄区域内に居住する者や他国に居住する者が、本来申請に赴くべき公館よりも地理的に近く、申請が容易である等の理由（例えば、スイス国境付近のフランス在住者がスイス所在の在ジュネーブ領事事務所で申請するケース）で申請越した場合は、（当該者の住所地を領事管轄していない）当該公館で発行する証明書が本邦提出先機関において受理されることが確認されていること及び現住所を立証する書類の真偽が確認できる場合に限り受け付けることとする。

(6) 当事者が公館に出頭して申請及び受領すること。

(注1) 当事者がやむを得ない事情により公館に出頭できないときは、当事者よりの委任状（末尾参照）をもって、代理人による代理申請及び受領ができる。

また、当事者が郵送で申請し、当事者本人もしくは代理人が公館に出向き受領することができる。

(注2) 当事者が未成年の場合で、使用目的が当事者の利益のためであるときは、法定代理人である親権者が代理申請することができる。この場合、当事者からの委任状は必要としない。なお、使用目的が不動産登記であるときは、法定代理人に限り代理申請できる。

(注3) 手数料が免除となる年金受給に係る証明書申請については、申請を受ける在外公館において、過去に同目的で証明書を発給している事実及び当該公館保管の在留届の記載内容を基に申請者の人定事項等を

確認することができる場合、郵便での申請及び受領ができる。

この場合、生存に疑義のある高齢者については必要に応じ電話等により申請者の本人確認を行うこと。

形式2

(1) 過去の住所

- ア 過去の住所の証明は、原則として自公館管轄区域内において転居した場合とする。
- イ ただし、同一国内に大使館、総領事館等が複数所在する場合で、自公館以外の管轄区域の住所であっても、申請人が提出する以下3(3)の文書により住所及び居住期間を確認できるときは、証明しても差し支えない。
- ウ なお、兼轄国ではない他国の過去の住所についての証明は、(上記、形式1、形式2共通事項(5)ただし書の場合であっても)提出先機関が当該証明を必要とする事情を聴取の上、真にやむを得ない特別の理由があると判断されるときは、その理由を付して発給の可否につき本省経伺する。

(2) 同居家族(日本国籍を有している者に限られる)

同居家族の住所確認については、外国人登録制度のない国はもとより、公文書、その他それらに準ずる書類により住所を立証することが困難な場合がある。【2 発給条件】形式1、形式2共通事項を満たさない場合は、提出されている在留届の同居家族欄に記載があること、及び申出書を受理した上で、以下の同居していることが分かる疎明資料(以下、(イ)~(ハ)のうち、複数を提示させること)を提出させる。

- ア 滞在許可証や査証等でその国に滞在していることを確認できるもの。
- イ 同居家族宛の郵便物(差出人不問)で宛名及び住所を確認できるもの。
- ウ 学校、日本人会、商工会等の住所簿等で氏名及び住所を確認できるもの。

【3 必要書類】

在留証明発給申請にかかる疎明資料としての公文書等は原本の提示とする(委任状を除き、原本の提出を求めるとはしない)。ただし、やむを得ない事情により、申請時には写し(コピー)の提示しかできないとする場合で、特段の疑義がない場合は、後日、原本の提示を行う旨の確約を取り付の上、申請を受理することができる。

形式1、形式2共通事項

○ (1) 有効な日本国旅券

または、戸籍謄（抄）本（原則として発行後3ヶ月以内のもの）及び本邦の有効な運転免許証や現地官憲当局発行の写真付身分証明書等。

日本国籍を喪失していないことを確認するために、要すれば滞在資格を証する書類。

(注) 日本国旅券のみ所持している場合、証明書上氏名の表記は当事者の申請のままでし、本籍地の都道府県名は同旅券で確認する。ただし本籍地番まで記載を希望する場合には、戸籍謄（抄）本等の公文書の提示を求める。

○ (2) 当事者の滞在期間を確認できる文書（以下のいずれか1つで可）

- ア 旅券に押印された出入国スタンプ
- イ 水道、電気、ガス等の公共料金の請求書（又は領収書）
- ウ 賃貸契約書、不動産（家屋）売買契約書、登記簿謄本
- エ ホテル等の宿泊施設より発行された請求書等

○ (3) 住所を立証できる文書

住所を立証できる文書は、以下のア～ウのいずれか一つを原則とする。ただし、住民登録制度がない国や当事者の個々の事情（例えば、ルームシェアやホームステイ等の滞在形態の場合は、当該当事者の氏名と現住所が根拠文書上で確認できない、あるいはそもそも根拠文書がない）により、住所を立証できる文書の提出が困難又は不可能な場合は、当該国又は当事者の事情を考慮の上、申出書を含め提出可能な書類を提出させた上で、個別毎に発給の可否について判断する。

- ア 現地官憲当局発行の公文書（例：居住証明書、外国人身分証明書、外国人登録証、運転免許証、労働・就労許可証、納税証明書等で当事者の氏名及び住所の記載があるもの。）
- イ 水道、電気、ガス等の公共料金の請求書（又は領収書）は公文書に準ずる文書として取り扱うことができる。
- ウ 銀行のステートメント、固定電話又は携帯電話の請求書（又は領収書）で当事者の氏名及び住所の記載があるもの。ただし、銀行口座開設時又は電話契約時に先方が住所確認を厳密に行っていることを条件とする。

(注1) 在留邦人が所属している企業が作成した社員名簿や日本人会、日本人商工会、日本人学校（補習校含む。）等が作成した会員名簿（児童名簿）に記載された住所のみに基づき証明書を発給することはできない。

(注2) 公用旅券所持者で当事者の身分、住所を職務上知り得ているときは、

上記住所立証文書の提出は省略することができる。

(4) 領事手数料免除の対象であることを証する文書

総務省より送付される恩給受給権調査申立書、案内書、及び日本年金機構又は各共済組合（連合会）より送付される現況届、年金証書、案内書等。

ただし、同一公館で過去に当該申請者に対し、在留証明書を発給した事案で手数料免除が適切であったことが明らかな場合は、現況届等の提示を求めることなく受理して差し支えない。

手数料免除の対象となる年金等にかかる疎明資料を持参しなかった者からの申請については、「在留証明願」の提出理由及び提出先の記入内容及び聞き取りによって手数料免除の対象となり得る年金に該当するものであると判断できる場合には、事後に関係資料をFAX等で送付する旨誓約させた上で、申請を受理（手数料免除）して差し支えない。

(注)初めて年金を請求する場合、自ら年金請求書を本邦の年金事務所、又は日本年金機構のホームページより入手し請求する必要があるため、疎明資料となる現況届等を持参しない場合が多いので、申請者に確認する。

(5) 代理申請の場合、当事者よりの委任状の提出と有効旅券の提示及び代理人の人定を証明する書類の提示。（委任状見本は、末尾参照）

形式2 同居家族（日本国籍を有している者に限られる）

(1) 申出書

(2) 同居していることが分かる以下の疎明資料（以下、(1)～(八)のうち、複数を提示させること）を求める。

ア 滞在許可証や査証等でその国に滞在していることを確認できるもの。

イ 同居家族宛の郵便物（差出人不問）で宛名及び住所を確認できるもの。

ウ 学校、日本人会、商工会等の住所簿等で氏名及び住所を確認できるもの。

【4 作成要領】

(1) 公館において、「在留証明願」の電子データに不動文字を挿入し、記入軽減を図ることが望ましい。また、申請目的別にセットパターン（例えば恩給又は公的年金専用の不動文字・斜線等の入った在留証明願）を用意しておくことが望ましい。

例：ア 公館名（在〇〇〇〇日本国総領事）及び公館長名はあらかじめ不動文字を入れておく。

イ 当事者が自ら窓口に来訪した場合は、「代理人氏名（※1）」

欄及び「申請者との関係（※1）」欄は記入不要であるので、あらかじめ斜線を引いておく。

- ウ 申請理由が恩給及び公的年金受給手続である場合は、「申請者の本籍地（※2）」欄、「上記の場所に住所（又は居所）を定めた年／月（※2）」欄は記入不要であるので、あらかじめ斜線を引いておく。
- エ 「（手数料：　　）」欄にもあらかじめ領事手数料を不動文字で入れておく。なお、恩給及び年金受給目的の場合は、同（手数料）欄に「免除」と記載しておく。

(2) 当事者に証明書の申請理由及び提出先を尋ね、証明形式（形式1又は形式2）を決定し、当事者に必要事項を記入させる。※印のある欄は記入を省略することができる。代理申請の場合は、代理人が委任状に記載されている者であることを旅券等の公文書で確認する。

(3) 記入済の「在留証明願」をもとにして、以下のことを確認する。

- ア 当事者の国籍が確認できる文書の提示を求める。
- イ 必要書類の提示を求め、当事者（代理申請の場合は代理人）が記入した事項を提示された根拠文書により照合し、齟齬がないか確認する。

(4) 公館側の証明部分に証明番号及び発給年月日を記入する。

(注) 証明番号は証明書発給受付台帳（領事局HPからダウンロード）（保存期間10年）にて確認する。

(5) 全ての記入が完了した後、その写しをとり、同写しに角型館長印を押印する。

(注1) 形式2を発給した場合は、左肩をホチキスで留め、綴じ目に角型館長印を割り印する。

(注2) 証明書発給後に加筆等を加えることができないよう、角型館長印は写しに押印する。

(6) 在留証明願の原本、必要書類の写し及び完成した証明書の写しの保存期間は3年とする。

(7) (当事者一人につき)複数の証明を発給する場合、手数料領収証は取りまとめて1枚発給すればよい。

(注) 手数料領収証が僅少となった場合は、在外公館課（購送班）にりん請する。

【5 記入上の注意】

- (1) 本籍地欄は証明の対象とはなっていないので、当事者の記入通りとする（前記【3 必要書類】(1)(注1)参照）。ただし、都道府県名は有効な日本国旅券等で確認する。
- 市区郡以下について記入しない場合は斜線を引く。
　なお、当事者が戸籍謄（抄）本等の本籍地が確認できる書類を所持している場合は、都道府県のみならず地番まで記入することが望ましい。
　ただし、当事者が地番までの記入を希望しない場合はその限りでない。
- (2) 申請理由及び提出先は、発行された証明書が他の目的に使用（悪用又は流用等）されることを抑止する観点からも、必ず記入させる。
(例：不動産登記手続のため、さいたま地方法務局川越支局に提出)
- (3) 現住所欄（日本語）に記載する国名は、国名一覧表別紙参照）による。あらかじめ不動文字を記入しておくことが望ましい。
- (4) 郵便局の私書箱（P.O.Box）や軍事基地の所在地を示す記号は、原則、現住所とはみなさない。
　なお、当該国の郵便事情の関係上、私書箱表記が一般的である中東等に在留している、あるいは軍人の配偶者として基地内で生活している当事者から申請があった場合等特別な事情があると認められる場合はこの限りでない。ただし、私書箱等の住所表記が本邦提出先で受理されるかどうかは提出先の判断であるので、提出先の意向を確認するよう助言する。
- (5) 書き損じの際の訂正は、当事者（又は代理人）が二重線にて抹消し、余白部分に追記するとともに、訂正箇所に押印を押印する。ただし、申請者氏名の訂正の場合は、書き直しとする。
- (6) 管内における過去の住所については、フォーマット上は最大5つまで記入できる仕様になっているが、個々の事情に応じて適宜電子データを修正の上、枠を増減する。
- (7) 申請者が住所（又は居所）を定めた「日」までの記載を求め、かつ、右を疎明資料等で確認出来る場合には、書式の記載欄に「日」を追記した様式（記入例（形式1）-②参照）を作成の上、発給する。

委任状見本

委 任 状

在ニュージーランド大使 殿

代理人 氏 名：外務 一郎
生年月日：昭和57年4月4日
住 所：○○○○○・・・, Wellington 1, New Zealand

1. 私は、下記の理由から在留証明申請手続を行うことができませんので、上記の者を代理人として、在留証明を申請する権限を委任します。

理由：交通事故により足を骨折しており、入院しているため
(診断書を添付します。)

2. なお、現住所を立証する文書を委任状に添付するとともに、私名義の現に有効な旅券（原本）を代理人を通じ提示します。

平成18年4月1日

委任者 氏 名：霞ヶ関 太郎
生年月日：昭和43年3月22日
住 所：○○○○○・・・, Wellington 4, New Zealand

委任者署名：

申出書見本

申出書

在ニュージーランド大使 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日

当事者氏名：霞ヶ関 一郎

署名：

私は、下記の同居家族を通じて、私名義の現に有効な旅券（原本）の提示、及び住所立証書類を提示の上、在留証明形式2の申請を行いたく、申し出ます。

同居家族氏名：霞ヶ関 二郎

住 所：〇〇〇〇〇・・・, Wellington 4, New Zealand

注意

- 「同居家族」に該当する者は、日本国籍者であり、在留届の「氏名」欄又は「同居家族」欄に記載されている者です。
- 申出書の署名欄は、必ず当事者が自分で書いてください。

(1)証明形式雛形(形式1)

形式 1

在留証明願

令和 年 月 日

在〇〇〇〇日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書を使う人		生年 月日	明・大 昭・平・令	年 月 日
代理人氏名 (※1)		申請者との関係 (※1)		
申請者の 本籍地 (※2)	都・道 府・県	(市区郡以下を記入してください。※2)		
提出理由		提出先		

私(申請者)が現在、下記の住所に在住していることを証明してください。

申請者(代理人)署名

現 住 所	日本語
	外國語
上記の場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※2)	(令和・平成・昭和) 年 月

(※1) 本人申請の場合は記入不要です。

(※2) 申請理由が恩給、年金受給手続きのとき、及び提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

在留証明

証第 号

上記申請者の在留の事実を証明します。

令和 年 月 日

在〇〇〇〇日本国総領事館

総領事 外務太郎 印

(手数料 :)

(2)証明形式雛形(形式2)

形式 2

在留證明願

令和 年 月 日

在〇〇〇〇日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書を使う人		生年 月日	明・大 昭・平・令	年 月 日
代理人氏名 (※1)		申請者との関係 (※1)		
申請者の 本籍地 (※2)	都・道 府・県	(市区郡以下を記入してください。※2)		
提出理由		提出先		

私(申請者)が現在、下記の住所に在住していること、及び別紙の事実を証明してください。

申請者(代理人)署名

現 住 所	日本語
	外國語
上記の場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※2)	(令和・平成・昭和) 年 月

(※1) 本人申請の場合は記入不要です。

(※2) 申請理由が恩給、年金受給手続きのとき、及び提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

在留證明

証第 号

上記申請者の在留の事実及び別紙の事実を証明します。

令和 年 月 日

在〇〇〇〇日本国総領事館

総領事 外務太郎

公

印

(手数料:)

過去の住所

1	年 月から	年 月まで	
2	年 月から	年 月まで	
3	年 月から	年 月まで	
4	年 月から	年 月まで	
5	年 月から	年 月まで	

同居家族

1	氏名		生年月日	明・大 〔昭・平・令〕	年 月 日
	本籍地	(都・道 府・県)			
2	氏名		生年月日	明・大 〔昭・平・令〕	年 月 日
	本籍地	(都・道 府・県)			
3	氏名		生年月日	明・大 〔昭・平・令〕	年 月 日
	本籍地	(都・道 府・県)			
4	氏名		生年月日	明・大 〔昭・平・令〕	年 月 日
	本籍地	(都・道 府・県)			
5	氏名		生年月日	明・大 〔昭・平・令〕	年 月 日
	本籍地	(都・道 府・県)			

記入例（形式1）-①：本人出頭の際の申請

形式 1

在留証明願

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書を使う人	証明 花子	生年 月日	明・大 昭・平・令	35年 3月 22日
代理人氏名 (※1)		申請者との関係 (※1)		
申請者の 本籍地 (※2)	東京 <small>都・道 府・県</small>	千代田区霞が関2丁目2番地1 (市区郡以下を記入してください。※2)		
提出理由	不動産登記手続	提出先	東京法務局	

私(申請者)が現在、下記の住所に在住していることを証明してください。

申請者(代理人)署名

現 住 所	日本語： アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市パーク通り299
	外國語： 299 Park Avenue, New York, NY 10171, U.S.A.
上記の場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※2)	(令和・平成・昭和) 25年 4月

(※1) 本人申請の場合は記入不要です。

(※2) 申請理由が恩給、年金受給手続きのとき、及び提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

在留証明

証第(公館別記号) 19-12345 号

上記申請者の在留の事実を証明します。

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事館

総領事 外務太郎 印

(手数料： 米貨 11 ドル)

記入例（形式1）-②：本人出頭の際の申請（日付まで必要な場合）

形式 1

在留証明願

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書を使う人	証明 花子	生年 月日	明・大 昭・平・令	35年 3月 22日
代理人氏名 (※1)		申請者との関係 (※1)		
申請者の 本籍地 (※2)	東京 <small>都・道 府・県</small>	千代田区霞が関2丁目2番地1 (市区郡以下を記入してください。※2)		
提出理由	不動産登記手続	提出先	東京法務局	

私(申請者)が現在、下記の住所に在住していることを証明してください。

申請者(代理人)署名

現 住 所	日本語： アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市パーク通り299
	外國語： 299 Park Avenue, New York, NY 10171, U.S.A.
	上記の場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※2)
	(令和 平成・昭和) 25年 4月 1日

(※1) 本人申請の場合は記入不要です。

(※2) 申請理由が恩給、年金受給手続きのとき、及び提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

在留証明

証第(公館別記号) 19-12345 号

上記申請者の在留の事実を証明します。

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事館

総領事 外務太郎 印

(手数料： 米貨 11 ドル)

記入例（形式1）-③：代理人による申請

形式 1

在留証明願

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書を使う人	証明 花子	生年 月日	明・大 昭・平・令	35年 3月 22日
代理人氏名 (※1)	証明 次郎	申請者との関係 (※1)	父	
申請者の 本籍地 (※2)	東京 <small>(都・道) 府・県</small>	千代田区霞が関2丁目2番地1 (市区郡以下を記入してください。※2)		
提出理由	不動産登記手続	提出先	東京法務局	

私(申請者)が現在、下記の住所に在住していることを証明してください。

申請者(代理人)署名

現 住 所	日本語: アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市パーク通り299
	外國語: 299 Park Avenue, New York, NY 10171, U.S.A.
	上記の場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※2)
	(令和・平成・昭和) 25年 4月

(※1) 本人申請の場合は記入不要です。

(※2) 申請理由が恩給、年金受給手続きのとき、及び提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

在留証明

証第(公館別国記号) 19-12345 号

上記申請者の在留の事実を証明します。

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事館

総領事 外務太郎 印

(手数料: 米貨11ドル)

記入例（形式1）-④：国民年金(または厚生年金、恩給他)請求のための申請

形式 1

在留証明願

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書を使う人	証明 花子	生年 月日	明・大 昭・平・令	35年 3月 22日
代理人氏名 (※1)		申請者との関係 (※1)		
申請者の 本籍地 (※2)	都道 府・県	(市区町村以下を記入してください。※2)		
提出理由	年金受給手続き	提出先	日本年金機構	

私(申請者)が現在、下記の住所に在住していることを証明してください。

申請者(代理人)署名

現 住 所	日本語: アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市パーク通り299 外國語: 299 Park Avenue, New York, NY 10171, U.S.A.
上記の場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※2)	
(令和・平成・昭和) 年 月	

(※1) 本人申請の場合は記入不要です。

(※2) 申請理由が恩給、年金受給手続きのとき、及び提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

在留証明

証第(公館別記号) 19-12345 号

上記申請者の在留の事実を証明します。

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事館

総領事 外務太郎

公

印

(手数料: 免除)

記入例（形式2）—①：過去の住所証明

形式 2

在留證明願

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書を使う人	証明 太郎	生年 月日	明・大 昭・平・令	35年 3月 22日
代理人氏名 (※1)		申請者との関係 (※1)		
申請者の 本籍地 (※2)	東京 <small>都・道 府・県</small>	千代田区霞が関2丁目2番地1 (市区郡以下を記入してください。※2)		
提出理由	銀行口座開設	提出先	関東銀行	

私(申請者)が現在、下記の住所に在住していること、及び別紙の事実を証明してください。

申請者(代理人)署名

現 住 所	日本語： アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市パーク通り299
	外國語： 299 Park Avenue, New York, NY 10171, U.S.A.
上記の場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※2)	(令和・平成・昭和) 25年 4月

(※1) 本人申請の場合は記入不要です。

(※2) 申請理由が恩給、年金受給手続きのとき、及び提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

在留證明

証第(公館別記号) 19-12345号

上記申請者の在留の事実及び別紙の事実を証明します。

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事館

総領事 外務太郎 印

(手数料：米貨11ドル)

過去の住所

1	2009年 9月から 2013年 3月まで	アメリカ合衆国ニュージャージー州 ニューアーク市ワシントン通り49
2	年 月から 年 月まで	
3	年 月から 年 月まで	
4	年 月から 年 月まで	
5	年 月から 年 月まで	

同居家族

1	氏名		生年月日	明・大 昭・平・令	年 月 日
1	本籍地	(都・道 府・県)			
2	氏名		生年月日	明・大 昭・平・令	年 月 日
2	本籍地	(都・道 府・県)			
3	氏名		生年月日	明・大 昭・平・令	年 月 日
3	本籍地	(都・道 府・県)			
4	氏名		生年月日	明・大 昭・平・令	年 月 日
4	本籍地	(都・道 府・県)			
5	氏名		生年月日	明・大 昭・平・令	年 月 日
5	本籍地	(都・道 府・県)			

記入例(形式2) - ②: 同居家族についての証明

形式 2

在留證明願

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書を使う人	証明 健太	生年 月日	明・大 昭・平・令	63年12月20日
代理人氏名 (※1)		申請者との関係 (※1)		
申請者の 本籍地 (※2)	東京 (都・道) 府・県	千代田区霞が関2丁目2番地1 (市区郡以下を記入してください。※2)		
提出理由	大学の入学手続	提出先	外務大学	

私(申請者)が現在、下記の住所に在住していること、及び別紙の事実を証明してください。

申請者(代理人)署名

現 住 所	日本語: アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市パーク通り299		
	外國語: 299 Park Avenue, New York, NY 10171, U.S.A.		
	上記の場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※2)	(令和・平成・昭和) 25年 4月	

(※1) 本人申請の場合は記入不要です。

(※2) 申請理由が恩給、年金受給手続きのとき、及び提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

在留證明

証第(公館別記号) 19-12345 号

上記申請者の在留の事実及び別紙の事実を証明します。

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事館

総領事 外務太郎

(手数料: 米貨11ドル)

公

印

過去の住所

1	年 月から	年 月まで	
2	年 月から	年 月まで	
3	年 月から	年 月まで	
4	年 月から	年 月まで	
5	年 月から	年 月まで	

同居家族

1	氏名 証明 太郎	生年月日 明・大 昭・平・令	33年 12月 12日
2	本籍地 東京 (都・道 府・県)		
2	氏名 証明 花子	生年月日 明・大 昭・平・令	35年 3月 22日
2	本籍地 東京 (都・道 府・県)		
3	氏名 証明 康子	生年月日 明・大 昭・平・令	2年 8月 22日
3	本籍地 東京 (都・道 府・県)		
4	氏名	生年月日 明・大 昭・平・令	年 月 日
4	本籍地 (都・道 府・県)		
5	氏名	生年月日 明・大 昭・平・令	年 月 日
5	本籍地 (都・道 府・県)		

【7. 執務参考資料】

(1) 国名表一覧(平成27年8月現在)

アジア各国一覧

ア	インド
	インドネシア共和国
カ	カンボジア王国
サ	シンガポール共和国
	スリランカ民主社会主义共和国
タ	タイ王国
	大韓民国
	中華人民共和国
ナ	ネパール連邦民主共和国
ハ	パキスタン・イスラム共和国
	バングラデシュ人民共和国
	東ティモール民主共和国
	フィリピン共和国
	ブータン王国
	ブルネイ・ダルサラーム国
	ベトナム社会主義共和国
マ	マレーシア
	ミャンマー連邦共和国
	モルディブ共和国
	モンゴル国
ラ	ラオス人民民主共和国

北米各国一覧

ア	アメリカ合衆国
カ	カナダ

中南米各国一覧

ア	アルゼンチン共和国
	アンティグア・バーブーダ
	ウルグアイ東方共和国
	エクアドル共和国
	エルサルバドル共和国
カ	ガイアナ共和国
	キューバ共和国
	グアテマラ共和国
	グレナダ
	コスタリカ共和国
	コロンビア共和国
サ	ジャマイカ
	スリナム共和国
	セントビンセント及びグレナディーン諸島
	セントクリストファー・ネーヴィス
	セントルシア
チ	チリ共和国
	ドミニカ国
	ドミニカ共和国
	トリニダード・トバゴ共和国
ナ	ニカラグア共和国
ハ	ハイチ共和国
	パナマ共和国
	パハマ国
	パラグアイ共和国
	バルバドス

ハ ブラジル連邦共和国

ベ	ベネズエラ・ボリバル共和国
ボ	ボリビア多民族国
ホ	ホンジュラス共和国
メ	メキシコ合衆国

欧洲各国一覧

ア	アイスランド共和国
	アイルランド
	アゼルバイジャン共和国
	アルバニア共和国
	アルメニア共和国
	アンドラ公国
	イタリア共和国
	ウクライナ
	ウズベキスタン共和国
	エストニア共和国
	オーストリア共和国
	オランダ王国
カ	カザフスタン共和国
	キプロス共和国
	ギリシャ共和国
	キルギス共和国
	グレートブリテン及び北アイルランド連合王国(英国)
	クロアチア共和国
	コソボ共和国
サ	サンマリノ共和国
	ジョージア
	スウェーデン王国
	スイス連邦
	スペイン
	スロバキア共和国
	スロベニア共和国
	セルビア共和国
タ	タジキスタン共和国
	チェコ共和国
	デンマーク王国
	ドイツ連邦共和国
	トルクメニスタン
ナ	ノルウェー王国
ハ	バチカン市国
	ハンガリー
	フィンランド共和国
	フランス共和国
	ブルガリア共和国
	ベラルーシ共和国
	ベルギー王国
	ボスニア・ヘルツェゴビナ
	ポーランド共和国
	ポルトガル共和国
マ	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
	マルタ共和国
	モナコ公国
	モルドバ共和国

マ	モンテネグロ
ラ	ラトビア共和国
	リトアニア共和国
	リヒテンシュタイン公国
	ルクセンブルク大公国
	ルーマニア
	ロシア

大洋州各国一覧

ア	オーストラリア連邦
カ	キリバス共和国
サ	クック諸島
タ	サモア独立国
	ソロモン諸島
タ	ツバル
ナ	トンガ王国
	ナウル共和国
	ニウエ
	ニュージーランド
	バヌアツ共和国
	パプアニューギニア独立国
	パラオ共和国
マ	フィジー共和国
	マーシャル諸島共和国
	ミクロネシア連邦

中近東各国一覧

ア	アフガニスタン・イスラム共和国
	アラブ首長国連邦
	イエメン共和国
	イスラエル国
	イラク共和国
	イラン・イスラム共和国
	オマーン国
カ	カタール国
	クウェート国
	サウジアラビア王国
タ	シリア・アラブ共和国
ハ	トルコ共和国
	バーレーン王国
	ヨルダン・ハシェミット王国
	レバノン共和国

カ	ギニア共和国
	ギニアビサウ共和国
	ケニア共和国
	コートジボワール共和国
	コモロ連合
	コンゴ共和国
	コンゴ民主共和国
サ	サントメ・プリンシペ民主共和国
	ザンビア共和国
	シェラレオネ共和国
	ジブチ共和国
	ジンバブエ共和国
	スーダン共和国
	スワジランド王国
	赤道ギニア共和国
	セーシェル共和国
	セネガル共和国
タ	ソマリア民主共和国
	タンザニア連合共和国
	チャド共和国
	中央アフリカ共和国
	チュニジア共和国
	トーゴ共和国
	ナイジェリア連邦共和国
ナ	ナミビア共和国
	ニジェール共和国
フ	ブルキナファソ
	ブルンジ共和国
	ベナン共和国
	ボツワナ共和国
マ	マダガスカル共和国
	マラウィ共和国
	マリ共和国
	南アフリカ共和国
	南スーダン共和国
	モザンビーク共和国
	モーリシャス共和国
	モーリタニア・イスラム共和国
リ	モロッコ王国
	リビア
	リベリア共和国
	ルワンダ共和国
	レソト王国

アフリカ各国一覧

ア	アルジェリア民主人民共和国
	アンゴラ共和国
	ウガンダ共和国
	エジプト・アラブ共和国
	エチオピア連邦民主共和国
	エリトリア国
カ	ガーナ共和国
	カーボヴェルデ共和国
	ガボン共和国
	カメルーン共和国
	ガンビア共和国

身分上の事項に関する証明（21号）

＜戸籍記載事項証明＞

内 容	ある特定の事項が戸籍謄（抄）本に記載されていることを証明するもの（注1）。すべて外国官憲等あて。
使 用 目 的	養子縁組、認知、兄弟姉妹関係、復籍のため姓が変わった経緯等の立証。
条 件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本人が公館へ出頭して申請すること（注2）（注3）。 (2) 戸籍謄（抄）本の提示又は提出。 (3) 日本人に限らず、元日本人等の外国人も申請できる。
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本人を確認できる公文書（注4）。 (2) 戸籍謄（抄）本（6か月以内のできるだけ新しいもの）。
形 式	すべて、一定書式による外国文の証明。
注 意 事 項	<p>（注1）戸籍謄（抄）本は、本邦の公文書であるので、これを翻訳証明で取扱うこともあるが、翻訳証明の場合は戸籍謄（抄）本の記載事項の逐語訳であるのに対し、この記載事項証明は当該戸籍の記載事項から事件本人に関係のない部分は省き、かつ、一定形式及び単純化した記載により証明書を作成する点が異なる。ただし、事件本人についての記載は省略しない。</p> <p>（注2）本人が公館へ出頭できないやむを得ない事情があると認められるときは、代理人を通じて申請できる。ただし、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状を提出させること。</p> <p>（注3）本人が未成年の場合、使用目的が本人の利益のためであるときは、近親者、法定代理人又は両親である保護者が代理申請できる。本人の依頼状等は不要。</p> <p>（注4）例えば、旅券又は現地当局発行の写真付身分証明書。</p>

身分上の事項に関する証明

＜戸籍記載事項証明＞

1. 概 説

(1) 証明の内容

ある特定の身分上の事項が戸籍謄（抄）本に記載されていることを証明するもの。
すべて外国関係機関あてで、外国文で発給する。

(2) 使用目的

養子縁組、認知、兄弟姉妹関係、復籍のため姓が変わった経緯等の立証に使用される。

(3) 手数料

証明書1通毎に第21号の領事手数料を徴収。

(4) 翻訳証明との違い

戸籍謄（抄）本は、本邦の公文書であるので、これを翻訳証明で取り扱うこともできるが、翻訳証明は戸籍謄（抄）本の記載事項の逐語（Word for word）訳であるのに対し、この記載事項証明は当該戸籍謄（抄）本の記載事項から当該使用目的に特に関係のない部分は省き、かつ、一定形式及び単純化した記載により証明書を作成する点が異なる。ただし、事件本人についての記載は省略しない。

2. 発 給 条 件

(1) 本人が公館に出頭して申請すること。

（注1）本人が公館に出頭できないやむを得ない事情があると認められるときは、代理人を通じて申請できる。ただし、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状を提出させること。

（注2）本人が未成年の場合、使用目的が本人の利益のためであるときは、近親者、法定代理人又は両親である保護者が代理申請できる。本人の依頼状等は不要。

(2) 戸籍謄（抄）本（6か月以内のできるだけ新しいもの）の掲示又は提出。

(3) 日本人に限らず、元日本人であった外国人も申請できる。

3. 必 要 書 類

（注）文書については、すべての原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける（公館において写を作成してもよい）。

(1) 本人を確認できる公文書（例えば、旅券、現地関係当局発行の写真付身分証明書）

(2) 戸籍謄（抄）本

(3) 代理申請の場合、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状

4. 作 成 要 領

(1) 申請人に証明書の使用目的及び提出先等を記入した申請書を提出させ、申請人本人のみについて証明する形式1か申請人の家族についても連記して同時に証明する形式

2かを決める。

(注) 形式2の作成に当たっては、1つの戸籍謄本を根拠としなければならず、家族各人のめいめいの戸籍抄本をもって作成してはならない。

- (2) 必要書類を提出させる。
- (3) 申請人が本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。代理申請の場合は、申請人が依頼状又は委任状に記載されている本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。
- (4) 本人の使用目的を確認し、提出先の要求項目を聴取の上、右を配慮し戸籍謄(抄)本から本人又は本人と希望事項に関連する謄本記載の他の者の身分事項を抜粋のうえ、単純化して証明書に記入する。婚姻後離婚の記載がある場合等には注意を要する。

本証明書は共通項目（氏名、本籍、筆頭者、父母、続柄、生年月日、出生地）と申請人又は申請人と謄本記載の他の者の身分事項欄記載の項目（婚姻、養子縁組、認知等）全部からなる。

(注1) 形式1の記載上の注意

① 共通項目

Domicile (本籍地) :

都道府県又は市まで記載する。

Father (父) 及びMother (母) :

イ. 戸籍謄(抄) 本の父又は母の欄が空欄であるときは、「not stated」と記載する。

ロ. 父又は母が外国人の場合は、父又は母の旅券等の掲示を求め、綴りを確認する。綴りの立証困難な場合は、申請人の自国公館による綴りについての証明（領事レターでも可）又は、公証認証された氏名綴りについての宣誓書を求める。

ハ. 戸籍謄(抄) 本の父又は母の氏名の頭に「亡」とあるときは、証明書の該当欄にはその氏名の後に(deceased)と記載する。

Relationship (続柄) : 戸籍謄(抄) 本に「男」又は「女」と記載されている場合は、「son」又は「daughter」と記載する。

Place of Birth (出生地) :

イ. 出生地が日本の場合、都道府県又は市まで記載する。

ロ. 出生地が外国の場合、国名又は国名及び都市名のみ記載する。

ハ. 戸籍謄(抄) 本に記載された出生地が現在存在しない国又は地名である場合は、過去の国名又は地名で表記する。場合により理由を付して本省へ経伺する。

② 申請人の身分事項欄記載の項目

<記載例>

本人の国際結婚: Married to Edwin William Smith, U. S. citizen, on December

18, 1991.

子の欄の父による認知 : Recognized by father MIZUTA Ueru as his own child on April 1, 1986.

本人の欄の子の認知 : Recognized TANAKA Reiko as a daughter on February 9, 1986.

両親離婚による親権者の決定 : Parents were divorced and Mother Naeko was appointed as a person exercising parental power on June 25, 1987.

後見人の指定 : As there was no person to exercise parental power guardianship commenced and YAMADA Taro was appointed as a guardian on

婚姻前の氏に復帰 : Resumes the surname assumed prior to (又はbefore) the marriage.

本人による養子縁組 : Adopted KINOMI Taneko as a daughter on August 30, 1987.

本人帰化 (帰化の際の国籍・従前の氏名) : Naturalized on July 10, 1986 (Name and Nationality prior to Naturalization in Japan : Maria Bell, U.S. citizen).

本人が離婚後再婚しその夫が死亡したケース : Divorced from husband, MIZUTA Ueru, on September 22, 1969. KARITA Minoru on June 4, 1973. Husband, Minoru died on January 25, 1975.

(注2) 形式2の記載上の注意

① 共通項目

イ. 2人目以下は、本籍地及び筆頭者氏名の記載を省略し、また各人の姓は記載せず名前だけとする。

ロ. 死亡、除籍等で戸籍の氏名欄が斜線で抹消されている者についても証明する必要があるときは、証明した氏名の後に (crossed out) と記載する。この場合、同人死亡又は婚姻により除籍等の記載があるときは、次のとおり記載する。

同人死亡 Died on April 8, 1986.

婚姻により除籍 Married to on ; accordingly, name was removed from this family register.

② 申請人又は申請人と謄本記載の他の者の身分事項欄記載の項目

養子縁組の記載例

Name : Reiko

Father : MIZUTA Ueru

Mother : TANAKA Ineko

Relationship : First daughter

Adoptive Father : Kenneth Donald Brown

Adoptive Mother : Alice Lily Brown

Relationship : Adopted daughter

Date of Birth : May 1, 1967.

Place of Birth : Sendai City

Adopted by Kenneth Donald Brown, U. S. citizen, and his wife Alice Lily Brown on January 15, 1977.

(5) 証明書の下段に根拠とした文書名、発給機関（発給者）、発給年月日を記入する。

(注) 戸籍謄（抄）本の発行者が市区町村長の職務代理者であるときは、発行者の前に acting と記載する。なお、市長はMayor、区町村長はHead とする。

(6) 証明書にその他の必要事項（証明番号は証明発給台帳にて確認）を記入の上、担当官（館長又は代理署名の指定を受け本省に報告済みの者）が署名し、その下に官職氏名を記入して丸型館印を押す（青又は黒のスタンプインキ使用）。

(7) 完成した証明書の写をとる。

(8) 証明手数料は1通毎に第21号の手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚を発給すればよい。

(9) 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。

(10) 申請書、証明書の写及び戸籍謄（抄）本（写）は公館にて保存する。保存期間3年。

(仮語) 戸籍記載事項証明(21号)形式、1

CERTIFICAT

L'Ambassade du Japon Le Consulat Général du Japon	certifie que les renseignements ci-dessous sont établis sur la base (d'une copie authentique) du Registre d'Etat-Civil, délivré (e) par le maire de Chiyoda-ku, Tokyo, le 10 octobre 1986.
--	--

NOM : YOYOGI
PRENOM : Moriko
DOMICILE LEGAL : Tokyo
CHEF DE FAMILLE(NOM) : YOYOGI
(PRENOMS) : Tadashi
PERE(NOM) : YOYOGI
(PRENOMS) : Tadashi
MERE (NOM) : YOYOGI
(PRENOMS) : Miyako
RELATION : Troisième fille
DATE DE NAISSANCE : le 3 mars 1956
LIEU DE NAISSANCE : Tokyo

s'est marié (e) avec Edwin William Smith, de nationalité américaine, le 18 décembre 1978.

a , le
(lieu) (date)

(signature)

(Nom et prénom) :

(titre) :

Ambassade du Japon Consulat Général du Japon

(Frais :)

(仮語) 戸籍記載事項証明(21号)形式、2

CERTIFICAT

L'Ambassade du Japon
Le Consulat Général du Japon certifie que les renseignements ci-dessous sont établis sur la base (d'une copie authentique) du Registre d'Etat-Civil, délivré (e) par le maire d'Arakawa-mura, Chichibu-gun, Préfecture de Saitama, le 10 octobre 1986.

NOM : TANAKA

PRENOMS : Ineko

Domicile légal : Arakawa-mura, Saitama-ken

Chef de famille(Nom) : TANAKA

(Prénoms) : Ineko

Père(Nom) : (pas mentionné)

(Prénoms) : (pas mentionné)

Mère(Nom) : TANAKA

(Prénoms) : Naeko

Relation : Fille

Date de naissance : le 4 juillet 1947

Lieu de naissance : Même que le domicile légal susmentionné

a divorcé (e) d'avec l'époux, MIZUTA Ueru, le 22 septembre 1969.

s'est marié (e) avec KARITA Minoru, le 4 juin 1973, lequel
laquelle est décédé (e) le 25 janvier 1975.

NOM : TANAKA

PRENOM : Reiko

Père(Nom) : MIZUTA

(Prénoms) : Ueru

Mère (Nom) : TANAKA

(prénoms) : Ineko

Relation : Fille aînée

Père adoptif : Kenneth Donald Brown

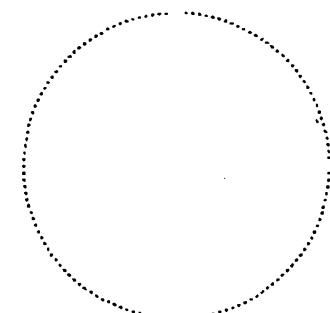
Mère adoptive : Alice Lily Brown

Relation : Fille adoptée

Date de naissance : le 1er mai 1967

Lieu de naissance : Sendai-shi

a été adoptée par Kenneth Donald Brown, de nationalité américaine, et son épouse Alice Lily Brown le 15 1977.



a _____, le _____
(lieu) (date)

(signature)

(Nom et prénom) :

(titre) :

Ambassade du Japon

Consulat Général du Japon

(Frais :)

(西語) 戸籍記載事項証明 (21号) 形式、1

No

CERTIFICADO

Apellidos:

Nombre:

Domicilio permanente:

Cabeza de familia:

Padre:

Madre:

Relación familiar:

Fecha de nacimiento:

Lugar de nacimiento:

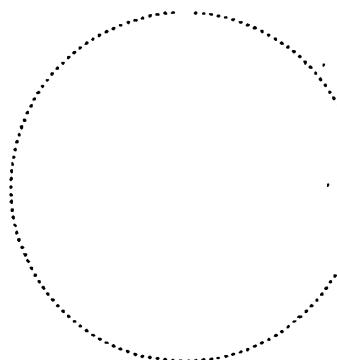
Casado (Casada) con la Srta. (el Sr.)de nacionalidad.....
elde.....de 20.....

LA ENBAJADA DEL JAPON EN ESPANA

CERTIFICA

Que los datos que arriba se datallan están tomados de una copia certificada de la inscripción en el Registro Oficial de Familia, expedida por el Sr. Alcalde de la Ciudad de (el Jefe de Distrito de)con fechadede 20.....

Y para que conste, a fin de que así pueda acreditarlo el interesado (la interesada), se expide la presente certificación en Madrid, a.....de.....de dos mil



(Derechos:)

(西語) 戸籍記載事項証明(21号)形式、2

No

CERTIFICADO

Apellidos:

Nombre:

Domicilio permanente:

Cabeza de familia:

Padre:

Madre:

Relación familiar:

Fecha de nacimiento:

Lugar de nacimiento:

Apellidos:

Nombre:

Padre:

Madre:

Relación familiar:

Padre adoptivo:

Madre adoptiva:

Relación familiar:

Fecha de nacimiento:

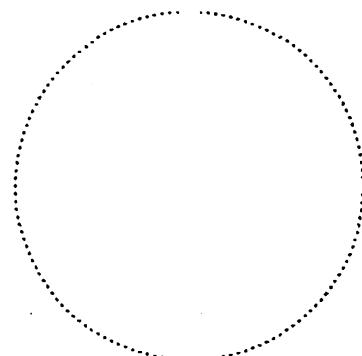
Lugar de nacimiento:

LA ENBAJADA DEL JAPON EN ESPANA

CERTIFICA

Que los datos que arriba se datallan están tomados de una copia certificada de la inscripción en el Registro Oficial de Familia, expedida por el Sr. Alcalde de la Ciudad de (el Jefe del Distrito de) con fecha.....de.....de 20.....

Y para que conste, a fin de que así pueda acreditarlo el interesado (la interesada), se expide la presente certificación en Madrid, ade.....de dos mil



(Derechos:

)

Cert. No.

形式 1

CERTIFICATE

Surname : YOYOGI
Given name : Moriko
Domicile : Tokyo
Head of Family (Surname) : YOYOGI
(Given name) : Tadashi
Father (Surname) : YOYOGI
(Given name) : Tadashi
Mother (Surname) : YOYOGI
(Given name) : Miyoko
Relationship : 3rd daughter
Date of Birth : March 3, 1956
Place of Birth : Tokyo
Married to Edwin William Smith; U. S. citizen, on December 18, 1978.

This is to certify that above statement has been made on the basis of the Official Family Register issued by the Head of Chiyoda Ward, Tokyo, on April 8, 1991.

AMACHI Haruaki
Consul-General
Consulate-General of Japan
at San Francisco

(Place)

(Date)

(Fee :)

Cert. No.

形式 2

CERTIFICATE

Surname : TANAKA
Given name : Ineko
Domicile : Saitama Prefecture
Head of Family (Surname) : TANAKA
(Given name) : Ineko
Father (Surname) : (Not stated)
(Given name) : (Not stated)
Mother (Surname) : TANAKA
(Given name) : Naeko
Relationship : Daughter
Date of Birth : July 4, 1947
Place of Birth : Same as above domicile
Divorced from husband, MIZUTA Ueru, on September 22, 1969.
Married to KARITA Minoru on June 4, 1973.
Husband, Minoru, died on January 25, 1975.

Surname : TANAKA
Given name : Reiko
Father (Surname) : MIZUTA
(Given name) : Ueru
Mother (Surname) : TANAKA
(Given name) : Ineko
Relationship : First daughter
Adoptive Father : Kenneth Donald Brown
Adoptive Mother : Alice Lily Brown
Relationship : Adopted daughter
Date of Birth : May 1, 1967
Place of Birth : Sendai City
Adopted by Kenneth Donald Brown, U. S. citizen, and his wife Alice Lily Brown on
January 15, 1977.

This is to certify that above statement has been made on the basis of the Official
Family Register issued by the Head of Arakawa Village, Chichibu County, Saitama Prefec-
ture, on April 8, 1991.

AMACHI Haruaki
Consul-General
Consulate-General of Japan
at San Francisco

(Place)

(Date)

(Fee :)

身分上の事項に関する証明（21号）

＜出生証明＞

内 容	本人がいつ、どこで出生したかを証明するもの。すべて外国官憲等あて。
使 用 目 的	在留許可、在留許可更新、在留資格変更等の申請手続及び現地学校入学、就職等に際しての手続き。
条 件	(1) 本人が公館へ出頭して申請すること（注1）（注2）。 (2) 出生事実を立証する公文書の提示。 (3) 日本人に限らず、元日本人及び日本で生まれた外国人も申請できる（注5）。
必 要 書 類	(1) 本人を確認できる公文書（注3）。 (2) 出生事実を立証する本邦の公文書（注4）（注5）。
形 式	外国文による証明。
注 意 事 項	(注1) 本人が公館へ出頭できないやむを得ない事情があると認められるときは、代理人を通じて申請できる。ただし、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状を提出させること。 (注2) 本人が未成年の場合、使用目的が本人の利益のためであるときは、親権者又は法定代理人が代理申請できる。本人の依頼状等は不要。 (注3) 例えば、旅券又は現地当局発行の写真付身分証明書。 (注4) 例えば、戸籍謄（抄）本、出生届受理証明書等。 (注5) 外国人の場合は、出生届受理証明書等。 (注6) 記載項目は提出先の要求に沿うようとする。但し、あくまで本邦公文書に記載されている内容の範囲内。

身分上の事項に関する証明

＜出生証明＞

1. 概 説

(1) 証明の内容

本人がいつ、どこで出生したかを証明するもの。すべて外国関係機関あてで、外國文で発給する。記載項目は提出先機関の要求に沿うが、本邦の出生事実立証公文書（戸籍謄本等）記載の範囲内となる。

(2) 使用目的

在留許可、在留許可更新、在留資格変更等の申請手続及び現地学校入学、就職等に際しての手続に使用される。

(3) 手数料

証明書1通毎に第21号の領事手数料を徴収。

2. 発 給 条 件

(1) 本人が公館に出頭して申請すること。

（注1）本人が公館に出頭できないやむを得ない事情があると認められたときは、代理人を通じて申請できる。ただし、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状を提出させる。

（注2）本人が未成年の場合で、使用目的が本人の利益のためであるときは、親権者、近親者又は保護者が代理申請できる。本人の依頼状等は不要。

(2) 公文書により出生事実を立証できること。

(3) 日本人に限らず、元日本人及び日本で生まれた外国人も申請できる。

3. 必 要 書 類

（注）文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける（公館において写を作成してもよい）。

(1) 本人を確認できる公文書（例えば、旅券又は現地官憲当局発行の写真付身分証明書）

(2) 出生事実を立証する本邦の公文書（例えば、戸籍謄（抄）本、出生届受理証明書等。）

（注）外国人の場合は、出生届受理証明書等

(3) 代理申請の場合、代理申請依頼状又は委任状

4. 作 成 要 領

(1) 申請人に証明書の使用目的及び提出先を記入した申請書を提出させる。

(2) 必要書類を提出させる。

（3）申請人が本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。代理申請の場合は、申請人が依頼状又は委任状に記載されている本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。

(4) 根拠文書から証明書に必要事項を記入する。

(注1) 根拠文書に記載がない証明書の項目は削除する。

(注2) 記載上の注意

Full Name (氏名) : 本人が外国人の場合は、旅券、又は本人であることが確認できる公文書を提示させ綴りを確認する。万一、綴りの立証が困難な場合は、申請人の在任国自國公館による綴りについての証明書（領事レターでも可）又は本人の宣誓書に現地公証人により公証を受けた文書を提出させてこれにより記載する。

Date of Birth (生年月日) : 改ざん防止のため算用数字でなく必ず文字表記により記載する。

Place of Birth (出生地) :

○ イ. 出生地が日本の場合、都道府県又は市まで記載し、その後に「Japan」と記載する。

ロ. 出生地が外国の場合、国名、又は国名及び都市名のみ記載する。

ハ. 根拠文書に記載された出生地が現在存在しない国又は地名である場合は、そのまま過去の国名または地名で表記する。また、場合により理由を付して本省へ経伺する。

Domicile (本籍地) :

イ. 都道府県又は市までとし、その後に「Japan」と記載する。

ロ. 本人が外国人の場合、Domicile の代わりにNationality (国籍) とし、その所属国名を記載する。

Father (父) :

○ イ. Father (父) の氏名は、認知の問題が生じ得るので、必ず戸籍謄（抄）本等の公文書で確認する。同公文書の父の欄が空欄であるときは、「not stated」と記載する。父の名を記載した医師又は助産婦が発行した出生証明書があっても上記公文書の根拠文書がない場合は、Father (父) 欄を削除する。

ロ. 父が外国人の場合は、旅券の提示を求めて、綴りを確認する。同綴りの立証が困難な場合は、申請人の自國在外公館による綴りについての証明書（領事レターでも可）又は当該父又は申請人の宣誓書に現地公証人により公証を受けた文書を提出させてこれにより記載する。

Mother (母) :

イ. 戸籍謄（抄）本等の公文書の母の欄が空欄であるときは、「not stated」と記載する。

ロ. 母が外国人の場合は、母の旅券等の公文書の提示を求めて、綴りを確認する。同綴りの立証が困難な場合は、申請人の在任国自國公館による綴りについての証明書（領事レターでも可）又は当該母又は申請人の宣誓書に現地公証人により公証を受けた文書を提出させてこれにより記載する。

Relationship (続柄) : 根拠文書に「男」又は「女」と記載されている場合は、「son」又は「daughter」と記載する。

- (5) 証明書の下段に根拠とした文書名、発給機関（発給者）、発給年月日を記入する。
- (6) 証明書の必要事項（証明番号は証明書発給台帳にて確認）を記入の上、公館長又は担当官（代理署名の指定を受け本省に報告済みの者）が署名し、その下に官職氏名を記入して、丸型館印を押す（青又は黒のスタンプインキ使用）。
- (7) 完成した証明書の写をとる。
- (8) 証明手数料は1通毎に第21号の手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚を発給すれば良い。
- (9) 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。
- (10) 申請書、証明書写及び根拠文書（写）は公館にて保存する。保存期間3年。

(仮語) 出生証明 (21号)

ACTE DE NAISSANCE

Certificat établi sur la base d'une copie authentique du Registre d'Etat-Civil, délivrée par le maire de Konohana-ku, Osaka, le 13 décembre 1990.

NOM : YOYOGI
PRENOMS : Tadashi
DATE DE NAISSANCE : le deux mars, mille neuf cent quatre-vingt-six
LIEU DE NAISSANCE : Kobe, Japon
DOMICILE LEGAL : Osaka, Japon
PERE(NOM) : YOYOGI
(PRENOMS) : Hiroshi
MERE(NOM) : YOYOGI
(PRENOMS) : Asa
RELATION : Troisième fils

Certifié conforme à l'original.

a _____, le _____
(lieu) (date)

_____ (signature)

(Nom et prénom) :

(titre) :

Ambassade du Japon
Consulat Général du Japon

(Frais :)

(西語) 出生証明 (2.1号)

No

CERTIFICADO DE NACIMIENTO

Apellidos:

Nombre:

Fecha de nacimiento:

Lugar de nacimiento:

Domicilio permanente:

Padre:

Madre:

Relación familiar:

LA EMBAJADA DEL JAPON EN ESPAÑA

CERTIFICA

Que los datos que arriba se detallan están tomados de una copia certificada de la inscripción en el Registro Oficial de la Familia, expedida por el Sr. Alcalde de la Ciudad de (el Jefe del Distrito de.....) con fecha.....dede 20.....

Y para que conste, a fin de que así pueda acreditarlo el interesado (la interesada) , se expide la presente certificación en Madrid, a.....de.....de dos mil

(Derechos:)

Cert. No.

BIRTH CERTIFICATE

Surname :

Given name :

Date of Birth :

Place of Birth :

Domicile :

Father (Surname) :

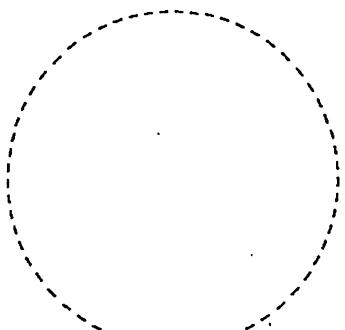
(Given name) :

Mother (Surname) :

(Given name) :

Relationship :

Certified as above.



(Place)

(Date)

This certificate is based on a certified copy of the Official Family Register,

issued by the _____

on _____

(Fee :)

身分上の事項に関する証明（21号）

＜婚姻要件具備証明＞

内 容	本人が独身であり、かつ、日本国の法令上婚姻の要件を満たしていることを証明するもの（注1）。
使 用 目 的	主に日本人と外国人との婚姻の際に現地官憲当局から求められる。
条 件	(1) 本人が公館へ出頭して申請すること（注2）。 (2) 本人が独身であること、日本の法令上婚姻可能な年齢に達していること、及び再婚禁止期間を経過していることを立証できること。 (3) 日本人に限る。
必 要 書 類	(1) 本人を確認できる公文書（例えば、旅券、現地当局発行の写真付身分証明書） (2) 戸籍謄（抄）本（発給の日より3か月以内の可能な限り新しいもの）
形 式	外国文による証明
注 意 事 項	(注1) 日本の法令上の婚姻要件（民法第731条～737条）のうち、提出された戸籍謄（抄）本の記載に基づいて、申請人が独身であること、日本の法令上婚姻可能な年齢であること、及び再婚禁止期間を経過していること（民法第731条～第733条）を確認し証明する。 (注2) 本人が公館へ出頭できないやむを得ない事情があると認められるときは、代理人を通じて申請できる。ただし、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状を提出させること。婚姻相手の外国人の氏名を記載する場合は、代理申請は不可。

身分上の事項に関する証明

＜婚姻要件具備証明＞

1. 概 説

(1) 証明の内容

日本人が独身であること、かつ、日本国の法令上婚姻の要件を満たしていることを証明するもの（形式1）と、婚姻相手の氏名を記載してわが国法令上その者と婚姻することに何等支障がないことを証明するもの（形式2）とがある。すべて外国関係機関あてで、外国文で発給する。

(2) 使用目的

日本人が外国で外国の方式により婚姻する際に使用される。

(3) 手数料

証明書1通毎に第21号の領事手数料を徴収。

(4) 日本の法令上の婚姻要件（民法第731条～第737条）のうち、提出された戸籍謄（抄）本の記載に基づいて、申請人が独身であること、日本の法令上婚姻可能な年齢であること、及び再婚禁止期間を経過していること（民法第731条～第733条）を確認し証明する。（民法の仮英訳文については後頁参照）。

(5) 同性婚を目的とした申請については本省経伺。

2. 発 給 条 件

(1) 本人が公館に出頭して申請すること。

（注1）本人が公館に出頭できないやむを得ない事情があると認められたときは、代理人を通じて申請できる。ただし、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状を提出させる。

（注2）形式2による場合は代理申請は認めない。（本邦の法務局で発行する際も、代理申請は一切認めていないので、右にならっている。）

(2) 戸籍謄（抄）本により本人が独身であること、日本の法令上婚姻可能な年齢（男満18才、女満16才）に達していること、及び女性については再婚禁止期間（100日）を経過していることを立証できること。なお、前夫との再婚の場合は再婚禁止期間を経過しなくてもよいが、形式2に限る。

(3) 形式2による場合、必要書類がそろっている時は必ずしも当事者双方の出頭を要しない。

3. 必 要 書 類

（注）文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける（公館において写を作成してもよい）

(1) 本人を確認できる公文書（例えば、旅券、現地関係当局発行の写真付身分証明書）、

形式2による場合は婚姻相手を確認できる公文書（旅券等）

- (2) 戸籍謄（抄）本（発行の日より3か月以内の可能な限り新しいもの）

※転籍等により、提出された戸籍謄（抄）本（全部（個人）事項証明）で再婚禁止期間の経過が確認できない場合は、それ以前の戸籍謄（抄）本も提出させた上で確認する。

- (3) 代理申請の場合、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状

4. 作成要領

- (1) 申請人に証明書の使用目的及び提出先等を記入した申請書を提出させ、形式1によるか形式2によるかを決める。

- (2) 必要書類を提出させる。

- (3) 申請人が本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。代理申請の場合は、申請人が依頼状又は委任状に記載されている本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。

- (4) 戸籍謄（抄）本から証明書形式1に必要事項を記入する。形式2による場合は、戸籍謄（抄）本から必要事項を記載すると共に婚姻相手について確認できる公文書（旅券等）から婚姻相手の氏名、生年月日、性別、国籍を記入する。

(注1) 記載上の注意

Domicile（本籍地）：都道府県又は市までとし、その後に「Japan」と記載する。

現地機関から離婚についても併せ記載して証明するよう求められた場合は、戸籍謄（抄）本で確認の上、証明文の下段に離婚の年月日を記載する。

(注2) 現地関係当局から日本人の婚姻要件（能力）等につきわが国の法規に関し照会越す場合は、証明として取り扱わず、わが国の法規について説明した「領事の書簡」を発給することにより処理する（下記仮訳文例参照）。

- (5) 証明書の下段に根拠とした文書名、発給者、発給年月日を記入する。

- (6) 証明書にその他の必要事項（証明番号は証明書発給台帳にて確認）を記入の上、公館長又は担当官（代理署名の指定を受け本省に報告済みの者）が署名し、その下に官職氏名を記入して、丸型館印を押す（青又は黒のスタンプインキ使用）。

- (7) 完成した証明書の写をとる。

- (8) 証明手数料は1通毎に第21号の手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚を発給すればよい。

- (9) 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。

- (10) 申請書、証明書の写及び根拠文書（写）は公館にて保存する。保存期間3年。

（参考 民法仮訳文）

(Provisional Translation)

THE CIVIL CODE OF JAPAN

Article 731. A man may not marry until the completion of his full eighteen years of age, nor a woman until the completion of her full sixteen years of age.

Article 732. A person who has a spouse may not contract an additional marriage.

Article 733. A woman may not re-marry unless six months have elapsed from the day of the dissolution or annulment of her previous marriage.

In case a woman is pregnant from before the dissolution or annulment of her previous marriage, the preceding paragraph shall cease to apply as from the day of her delivery.

Article 734. No marriage may be contracted between lineal relatives by blood, nor between collateral relatives by blood up to the third degree of relationship, except between an adopted child and any of the collateral relatives by blood on the side of the adoptive relatives.

Article 735. No marriage may be contracted between lineal relatives by affinity.

The same shall apply after the relationship by affinity has ceased in accordance with the provisions of Art. 728.

Article 736. No marriage may be contracted between an adopted child, his or her spouse, his or her lineal descendants or their spouses on the one hand, and the parent by adoption or his or her lineal ascendants on the other even after the relationship has ceased in accordance with the provisions of Art. 729.

Article 737. A minor child must obtain the consent both of his or her father and mother in order to marry.

If either the father or mother does not give the consent, the consent of the other parent only shall be sufficient.

The same shall also apply, if either the father or mother is unknown, or is dead or is unable to declare his or her intention.

(仮語) 婚姻要件具備証明 形式1

CERTIFICAT

NOM

PRENOMS :

DATE DE NAISSANCE :

DOMICILE LEGAL :

PASSEPORT : N°

L'Ambassade du Japon en France certifie que la personne mentionnée ci-dessus n'est pas mariée et qu'elle remplit les conditions de base déterminées par la législation japonaise.

Paris, le 20.....

(Nom et Prénom)

(Titre)

Ce certificat est établi sur la base d'une copie authentique du Registre d'Etat-Civil du titulaire délivrée le 20.... par le Maire de (Prefecture, Japon).

(Frais : €)

(西語) 婚姻要件具備証明 形式1

Cert No.

CERTIFICADO DE CAPACIDAD MATRIMONIAL

Apellidos :

Nombre :

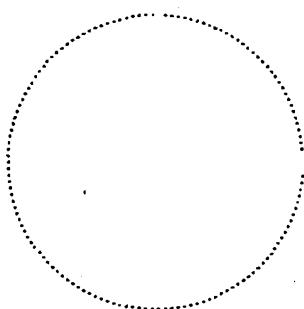
Fecha de nacimiento :

Domicilio permanente :

Nº de Pasaporte :

Según la copia certificada del Registro Oficial de la Familia, expedida con fecha de de 20...., por el(la) Alcalde(sa) de la ciudad de, provincia de....., Japón, la Embajada del Japón en España certifica que la persona arriba mencionada conserva actualmente su estado civil de soltera(o); y cumple con los requisitos necesarios para casarse bajo las leyes vigentes del Japón.

Y para que conste, a fin de que así pueda acreditarlo la interesada(o), se expide el presente certificado en Madrid, a de de dos mil



.....
Cónsul

(Derechos:€)

形式 1

Cert. No.

CERTIFICATE

Surname :

Given name :

Date of Birth :

Domicile :

Passport Number :

On the basis of a certified copy of the above-named person's family register issued by the
Mayor of.....City,Prefecture, on..... 20....., this is to certify that he (or she) is
unmarried and satisfies the requisites for marriage under the relevant laws of Japan.

(Place)

(Date)

(Fee :)

形式 2

Cert. No.

CERTIFICATE

Surname :

Given name :

Date of Birth :

Domicile :

Place of birth :

Father :

Mother :

Relationship to the parents :

This is to certify, on the basis of a certified copy of the above-named person's family register issued by the Mayor of City, Prefecture, on, 20....., that he (or she) is unmarried, satisfies the requisites for marriage and has no impediment to marriage to (氏名), (性別) male (or female), (生年月日) DOB, 19....., (国名) national (or citizen), under the relevant laws of Japan.

(Place)

(Date)

(Fee :)

身分上の事項に関する証明（21号）

＜婚姻証明＞

内 容	本人が誰といつ正式に婚姻しているかを証明するもの。すべて外国官憲等あて。
使 用 目 的	妻の呼び寄せ滞在許可申請、現地における税金控除や家族手当の申請手続、ホテルの同室宿泊。
条 件	(1) 本人が公館へ出頭して申請すること（注1）。 (2) 婚姻事実を立証できること。 (3) 日本人に限る（注4）。
必 要 書 類	(1) 本人を確認できる公文書（注2）。 (2) 婚姻事実を立証する本邦の公文書（注3）。
形 式	外国文による証明。
注 意 事 項	(注1) 本人が公館へ出頭できないやむを得ない事情があると認められるときは、代理人を通じて申請できる。ただし、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状を提出させること。 (注2) 例えば、旅券又は現地当局発行の写真付身分証明書 (注3) 例えば、戸籍謄（抄）本（発行の日より3か月以内のできる限り新しいもの）、婚姻届受理証明書又は同届記載事項証明書 (注4) 元日本人の場合は除籍の謄（抄）本に基づいて別項の戸籍記載事項証明で、又外国人の場合は、婚姻届受理証明書に基づいて発給することとなるが、証明の性格上、翻訳証明で取扱うこと。

身分上の事項に関する証明

＜婚姻証明＞

1. 概 説

(1) 証明の内容

本人が誰といつから正式に婚姻関係にあるかを証明するもの。すべて外国関係機関あてで、外国文で発給する。

(注) 解消した婚姻又は婚姻歴の証明を、この証明で取り扱ってはならない。この場合は、戸籍の記載事項証明又は離婚証明で処理すること。

(2) 使用目的

妻の呼び寄せ滞在許可申請、現地における税金控除や家族手当の申請手続、ホテルの同室宿泊等に使用される。

(3) 手数料

証明書1通毎に第21号の領事手数料を徴収。

2. 発 給 条 件

(1) 本人が公館に出頭して申請すること。

(注) 本人が公館に出頭できないやむを得ない事情があると認められるときは、代理人を通じて申請できる。ただし、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状を提出させる。

(2) 公文書により婚姻事実を立証できること。

(3) 日本人に限る。

(注) 元日本人の場合は、除籍の謄（抄）本に基づく戸籍記載事項証明で、又日本で婚姻した外国人の場合は婚姻届受理証明書の翻訳証明で処理する。

3. 必 要 書 類

(注) 文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける（公館において写を作成してもよい）。

(1) 本人を確認できる公文書（例えば、旅券、現地関係当局発行の写真付身分証明書）

(2) 婚姻事実を立証する本邦の公文書（例えば、戸籍謄（抄）本、婚姻届受理証明書又は同届記載事項証明書）。

(注1) 戸籍謄（抄）本は発行の日より3か月以内のできる限り新しいもの。

(注2) 外国人の場合は、婚姻届受理証明書等。

(3) 代理申請の場合、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状

4. 作 成 要 領

(1) 申請人に証明書の使用目的及び提出先等を記入した申請書を提出させる。

(2) 必要書類を提出させる。

(3) 申請人が本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。代理申請の場合は申請人

が依頼状又は委任状に記載されている本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。

(4) 根拠文書から証明書（見本63頁）に必要事項を記入する。

（注1）根拠文書に記載がない証明書の項目は削除する。

（注2）記載上の注意

Full Name（名前）：本人又は配偶者が外国人の場合は、旅券等の公文書を提示させ、綴りを確認する。同綴りの立証が困難な場合は、申請人の自国公館による綴りについての証明書（領事レターでも可）又は当該人の宣誓書に現地公証人により公証を受けた文書を提出させてこれにより記載する。

Domicile（本籍地）：

イ. 日本人の場合、都道府県又は市までとし、その後に「Japan」と記載する。

ロ. 外国人の場合、Domicile の代わりにNationality（国籍）とし、その所属国名を記載する。

Date of Marriage（婚姻年月日）：

イ. 改ざん防止のため算用数字でなく必ず言語により記載する。

ロ. 戸籍謄（抄）本の夫及び妻の欄に婚姻年月日が異なって記載されていることがある。この場合は、本邦市区町村に訂正を申請させて、正しい戸籍謄（抄）本を提出させてから証明を取り扱う。

Place of Marriage（婚姻地）：

イ. 戸籍謄（抄）本等根拠文書に婚姻地として別段明記されていなくても、当該婚姻の届出を受理した市町村を婚姻地とみなして差し支えない。

また、「何国又は何国何州の方式により」と記載されているときは、記載されている国を婚姻地とみなして差し支えない。

ロ. 根拠文書により婚姻地を確認できない場合は、証明書の婚姻地欄を削除する。

（注3）この証明書は婚姻の事実を証明することが主体であるが、当時者の人定事項として旅券番号の記載を必要とするときは、両当事者の氏名の後に括弧して各々確認した旅券番号を記載してもよい。

(5) 証明書の下段に根拠とした文書名、その発給者、発給年月日を記入する。

(6) 証明書にその他の必要事項（証明番号は証明書発給台帳にて確認）を記入の上、館長又は担当官（代理署名の指定を受け本省に報告済みの者）が署名し、その下に官職氏名を記入して丸型館印を押す（青又は黒のスタンプインキ使用）。

(7) 完成した証明書の写をとる。

(8) 証明手数料は1通毎に第21号の手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚を発給すればよい。

(9) 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。

(10) 申請書、証明書の写及び根拠文書（写）は公館にて保存する。保存期間3年。

領事事務処理要領Ⅰの政Ⅱ-61、4.(4)(注2) (Place of Marriage (婚姻地) の記載方法) は以下 1. の通り。

1. Place of Marriage (婚姻地) :

イ. 戸籍謄(抄)本等の根拠文書に婚姻地として特段記載されていなくとも、当該婚姻届出を受理した市区町村を婚姻地と見なし、以下の通り記載する。

①日本方式にて在外公館長が受理した婚姻の場合

「Japan(Embassy of Japan/Consulate-General
of Japan in ○○○○)」

②日本方式にて地方自治体の長が受理した婚姻の場合

「Japan(○○○○(自治体名))」

③外国方式にて婚姻し在外公館に報告的婚姻届を提出した場合

「婚姻した方式の国名のみ」

④外国方式にて婚姻し地方自治体に報告的婚姻届を提出した場合

「婚姻した方式の国名のみ」

(注) 上記②の自治体の記載は、各都道府県名から最終行政区画まですべてとする。

ただし、責任国関係当局が最終行政区画までの詳細な記載を要求していないことが明らかであると考えられる場合は、都道府県名のみの記載として差し支えない。

ロ. 戸籍謄本等で送付者又は【受理者】欄が記載されていない場合の記載方法

戸籍法施行規則第30条5項のとおり、本籍地の所在する市区町村の長以外が届出を受理した場合に、その受理者を記載することとなっているところ、受理機関の記載がない場合は、本籍地の所在する市区町村の長が受理者となる。

ハ. 記入例 (戸籍の筆頭者が「法務一郎」、本籍地が「東京都千代田区霞が関二丁目2番」であり、発給自治体の長が「東京都千代田区長」の場合)

(i) 戸籍の記載 (【受理者】欄 (又は送付者) が記載されている場合)

①戸籍の全部(個人)事項証明(横書き)の場合

【婚姻日】平成18年1月1日

【配偶者氏名】外務花子

【送付を受けた日】平成18年1月5日

【受理者】埼玉県秩父郡小鹿野町長
【従前戸籍】東京都港区芝公園二丁目11番 法務太郎
→婚姻証明書への記載
Date of Marriage(婚姻年月日) : January 1, 2006
Place of Marriage(婚姻地) : Japan(Ogano Town, Chichibu County, Saitama Prefecture)

②戸籍謄(抄)本(縦書き)の場合

昭和五拾壹年壹月壹日外務花子と婚姻届出同月五日埼玉県秩父郡小鹿野町長から送付東京都港区芝公園二丁目拾壹番法務太郎戸籍から入籍
→婚姻証明書への記載

Date of Marriage(婚姻年月日) : January 1, 1976
Place of Marriage(婚姻地) : Japan(Ogano Town, Chichibu County, Saitama Prefecture)

(ii)戸籍の記載(【受理者】欄(又は送付者)が記載されていない場合)

①戸籍の全部(個人)事項証明(横書き)の場合

【婚姻日】平成18年1月1日
【配偶者氏名】外務花子
【従前戸籍】東京都港区芝公園二丁目11番 法務太郎
→婚姻証明書への記載
Date of Marriage(婚姻年月日) : January 1, 2006
Place of Marriage(婚姻地) : Japan(Chiyoda Ward, Tokyo Metropolis)

②戸籍謄(抄)本(縦書き)の場合

昭和五拾壹年壹月壹日外務花子と婚姻届出東京都港区芝公園二丁目拾壹番法務太郎戸籍から入籍
→婚姻証明書への記載

Date of Marriage(婚姻年月日) : January 1, 1976
Place of Marriage(婚姻地) : Japan(Chiyoda Ward, Tokyo Metropolis)

(iii)行政区画の英語表記(例)

県 = Prefecture

(Kyoto Prefecture, Osaka Prefecture, Hokkaido, Tokyo Metropolis)

市 = City

郡 = County

区 = Ward

町 = Town

2. 関連電報

平成18年10月27日付 往電領サ第131380号 及び
同年11月9日付 往電領サ第136490号

(了)

(仮語) 婚姻証明 (21号)

CERTIFICAT DE MARIAGE

Certificat établi sur la base d'une copie authentique du Registre d'Etat-Civil, délivrée par le maire d'Asahi-cho, Kume-gun, Préfecture d'Okayama, le 5 mai 1986.

EPOUX (NOM) : YAMADA
(PRENOM): Taro
DATE DE NAISSANCE: le 31 août 1962
DOMICILE LEGAL: Préfecture d'Okayama, Japon

EPOUSE(NOM) : YAMADA, née FUJII
(PRENOM) : Hanako
DATE DE NAISSANCE: le 31 juillet 1966
DOMICILE LEGAL: Préfecture d'Okayama, Japon

DATE DE MARIAGE: le premier février, mille neuf cent quatre-vingt-six
LIEU DE MARIAGE: Japon

Certifié conforme à l'original.

à (lieu) le (date)

(Signature)

(nom et prénom)

(titre)

Ambassade du Japon
Consulat Général du Japon

(Frais:)

(西語) 婚姻証明 (21号)

Nº

CERTIFICADO DE MATRIMONIO

Esposo:

Apellidos:

Nombre:

Fecha de nacimiento:

Domicilio permanente:

Esposa:

Apellidos:

Nombre:

Fecha de nacimiento:

Domicilio permanente:

Fecha en la que tuvo lugar dicho matrimonio:

Lugar donde fue contraido el matrimonio:

LA EMBAJADA DEL JAPON EN ESPAÑA
CERTIFICA

Que los datos que arriba se detallan están tomados de una copia certificada de la inscripción en el Registro Oficial de la Familia, expedida por el Sr. Alcalde de la Ciudad de..... (el Jefe del Distrito de.....) con fecha..... de..... de 20.....

Y para que conste, a fin de que así pueda acreditarlo el interesado (la interesada), se expide la presente certificación en Madrid, a..... de..... dos mil

(Derechos:)

Cert. No.

MARRIAGE CERTIFICATE

Husband

Surname :

Given Name

Date of Birth :

Domicile (or Nationality) :

Wife

Surname :

Given Name

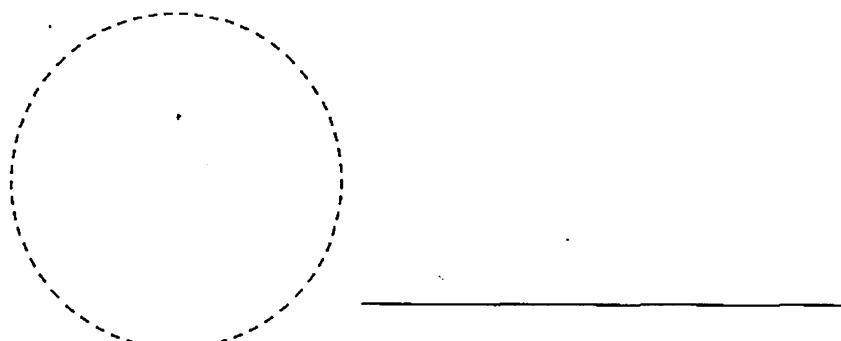
Date of Birth :

Domicile (or Nationality) :

Date of Marriage :

Place of Marriage :

Certified as above.



(Place)

(Date)

This certificate is based on a certified copy of the Official Family Register

issued by the _____
on _____

(Fee :)

身分上の事項に関する証明（21号）

＜離婚証明＞

内 容	本人がいつ正式に離婚しているかを証明するもの。すべて外国官憲等あて。
使 用 目 的	滞在資格変更手続、離婚歴の立証又は再婚手続等。
条 件	(1) 本人が公館へ出頭のうえ申請すること（注1）。 (2) 離婚の事実を立証できること。 (3) 日本人に限る（注5）。
必 要 書 類	(1) 本人を確認できる公文書（注2）。 (2) 離婚事実を立証する本邦の公文書（注3）（注4）。
形 式	外国文による証明
注 意 事 項	(注1) 本人が公館へ出頭できないやむを得ない事情があると認められるときは、代理人を通じて申請できる。ただし、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状を提出させること。 (注2) 例えば、旅券又は現地当局発行の写真付身分証明書 (注3) 例えば、戸籍謄（抄）本。離婚届受理証明書又は同届記載事項証明書、裁判所発給の調停書又は調停審判書（確定証明書添付）、本邦の判決書（確定証明書添付）。 (注4) 根拠文書は発行の日より6か月以内の出来る限り新しいもの。 (注5) 元日本人の場合は、除籍の謄（抄）本に基づいて別項の戸籍記載事項証明で、又外国人の場合は、離婚届受理証明書等に基づいて発給することとなるが、証明の性格上、翻訳証明で取扱うこと。

身分上の事項に関する証明

＜離婚証明＞

1. 概 説

(1) 証明の内容

本人がいつ正式に離婚したかを証明するもの。すべて外国関係機関あてで、外国文で発給する。

(2) 使用目的

滞在資格変更手続、離婚暦の立証又は再婚手続等に使用される。

(3) 手数料

証明書1通毎に第21号の領事手数料を徴収。

2. 発 給 条 件

(1) 本人が公館に出頭して申請すること。

(注) 本人が公館に出頭できないやむを得ない事情があると認められるときは、代理人を通じて申請できる。ただし、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状を提出させる。

(2) 公文書により離婚事実を立証できること。

(3) 日本人に限る。

(注) 元日本人の場合は、除籍の謄（抄）本に基づく記載事項証明で、又日本で離婚した外国人の場合は、離婚届受理証明書等の翻訳証明で処理する。

3. 必 要 書 類

(注) 文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける（公館において写を作成してもよい）。

(1) 本人を確認できる公文書（例えば、旅券、現地官憲当局発行の写真付身分証明書）

(2) 離婚事実を立証する本邦の公文書（例えば、戸籍謄（抄）本、離婚届受理証明書又は同届記載事項証明書、裁判所発行の調停書、調停審判書、判決書（確定証明書添付））

(注1) 根拠文書は発行の日より6か月以内のできる限り新しいもの

(注2) 外国人の場合は、離婚届受理証明書等

(3) 代理申請の場合、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状

4. 作 成 要 領

(1) 申請人に証明書の使用目的及び提出先等を記入した申請書を提出させる。

(2) 必要書類を提出させる。

(3) 申請人が本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。代理申請の場合は、申請人が依頼状又は委任状に記載されている本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。

(4) 根拠文書から証明書に必要事項を記入する。

(注1) 根拠文書に記載がない証明書の項目は削除する。

(注2) 記載上の注意

Full name, Name of Spouse (氏名) : 本人又は配偶者が外国人の場合は、旅券等の公文書を提示させ、綴りを確認する。同綴りの立証が困難な場合は、申請人の自国公館による綴りについての証明書（領事レターでも可）又は当該人の宣誓書に現地公証人により公証を受けた文書を提出させてこれにより記載する。

Domicile (本籍地) :

イ. 日本人の場合、都道府県又は市までとし、その後に「Japan」と記載する。

ロ. 外国人の場合、Domicile の代わりにNationality (国籍) とし、その所属国名を記載する。

Place of Marriage (婚姻地) :

イ. 戸籍謄（抄）本等根拠文書に婚姻地として別段明記されていなくても、当該婚姻の届出を受理した市町村を婚姻地とみなして差し支えない。

また、「何国又は何国何州の方式により」と記載されているときは、記載されている国を婚姻地とみなして差し支えない。

ロ. 根拠文書により婚姻地を確認できない場合は、証明書の婚姻地欄を削除する。

Date of Divorce (離婚年月日) : 改ざん防止のため算用数字でなく必ず言語により記載する。

(注3) この証明書は離婚の事実を証明することが主体であるが、当事者の人定事項として旅券番号の記載を必要とするときは、両当事者の氏名の後に括弧して各々確認した旅券番号を記載してもよい。

(5) 証明書の下段に根拠とした文書名、発給機関（発給者）、発給年月日を記入する。

(6) 証明書にその他の必要事項（証明番号は証明書発給台帳にて確認）を記入の上、公館長又は担当官（代理署名の指定を受け本省に報告済みの者）が署名し、その下に官職氏名を記入して丸型館印を押す（青又は黒のスタンプインキ使用）。

(7) 完成した証明書の写をとる。

(8) 証明手数料は1通毎に第21号の手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚を発給すればよい。

(9) 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。

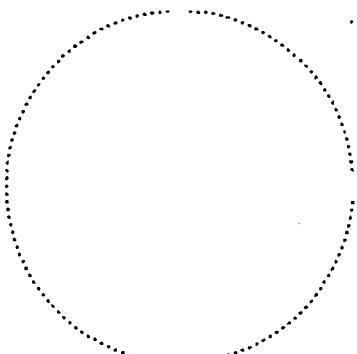
(10) 申請書、証明書の写及び根拠文書（写）は公館にて保存する。保存期間3年。

CERTIFICAT DE DIVORCE

Certificat établi sur la base d'une copie authentique du Registre d'Etat-Civil, délivrée par le maire de Kikukawa-cho, Toyoura-gun, Préfecture de Yamaguchi, le 15 mai 1986.

NOM : OTA
PRENOMS : Haruko
DATE DE NAISSANCE : le 7 septembre 1951
DOMICILE LEGAL : Préfecture de Yamaguchi, Japon
DATE ET LIEU DE MARIAGE : le 9 octobre 1974, Japon
NOM D'EPOUX (SE) : TANAKA
PRENOMS D'EPOUX (SE) : Satoru
DATE DE DIVORCE : le quatre janvier, mille neuf cent quatre-vingt-six

Certifié conforme à l' original.



a , le
(lieu) (date)

(signature)
(nom et prénom) :
(titre) :

Ambassade du Japon
Consulat Général du Japon

(Frais:)

(西語) 離婚証明 (21号)

No.

CERTIFICADO DE DIVORCIO

Apellidos:

Nombre:

Fecha de nacimiento:

Domicilio permanente:

Fechay lugar donde fue contraido el matrimonio:

Nombre y apellido de cónyuge:

Fecha de divorcio:

LA EMBAJADA DEL JAPON EN ESPAÑA

CERTIFICA

Que los datos que arriba se detallan están tomados de una copia certificade de la inscripción en el Registro Oficial de la Familia, expedida por el Sr. Alcalde de la Ciudad de..... (el Jefe del Distrito de.....) con fachadede 20.....

Y para que conste, a fin de que asi pueda acreditarlo el interesado (la interesada) , se expide la presente certificación en Madrid, a.....de.....de dos mil

(Derechos:)

Cert. No.

DIVORCE CERTIFICATE

Surname : OTA
Given name : Haruko
Date of Birth : September 7, 1951
Domicile (or Nationality) : Yamaguchi Prefecture, Japan
Date & Place of Marriage : October 9, 1974, Japan
Surname of Spouse : TANAKA
Given name of Spouse : Satoru
Date of Divorce : The Fourth of January, Nineteen Hundred
and Eighty-six

Certified as above.

AMACHI Haruaki
Consul-General
Consulate-General of Japan
at San Francisco

(Place)

(Date)

This certificate is based on a certified copy of the Official Family Register issued by the Head of Kikukawa Town, Toyoura County, Yamaguchi Prefecture, on April 8, 1991.

(Fee :)

身分上の事項に関する証明（21号）

＜死亡証明＞

内 容	事件本人がいつどこで死亡したか、また、場合により死亡原因も併せて証明するもの（注1）。
使 用 目 的	遺産処理手続、保険金の請求。本邦の公文書に基づく本証明の場合は、現地での埋葬・改葬手続や死亡登録手続等。
条 件	(1) 死亡事実を立証する公文書の提示又は提出。 (2) 事件本人（死亡者）は、日本人に限らず外国人（本邦の公文書に基づくとき）でも差し支えない。
必 要 書 類	死亡事実を立証する公文書 ○外国文による証明の場合……現地で使用されるもの。 戸籍謄（抄）本又は死亡届受理証明書、死亡届記載事項証明書 ○日本文による証明の場合……わが国で使用されるもの。（極めてまれ） 現地官憲当局が発給した死亡を立証する公文書（例えば、死亡診断書、死体検査書、死亡登記証明書、警察の調書等）（注2）（注3）
形 式	外国文による証明と日本文による証明の場合があるが、日本文による証明は極めて例外的
注 意 事 項	(注1) 本邦における通関及び火葬・埋葬には不要。本邦における通関の際には、輸送関係者（機長又は航空会社担当者等）が死亡した国の医師の死亡診断書等を添えて遺体等を引き取る旨口頭で申告すれば良い。また、火葬等の許可を市区町村役場から取得するには戸籍役場へ死亡届を提出しなければならないが、戸籍役場への届出の際にも外国の医師が発行した死亡診断書等に和訳文を添付して提出すればよい（墓地、埋葬等に関する法律）。本邦で死亡した外国人については届出人の住所地の戸籍役場に届出の義務があり、死亡届受理証明書を取得して所属国官公署に提出することとなる。 (注2) 緊急又はやむを得ない事情があると認められる場合は、私立病院、医師が発行した死亡診断書等をもって根拠文書とすることができる。ただし、この場合、当該病院、医師に発給の事実を確認すること。なお、事故死の場合、検察医の死体検査書が必要。 (注3) なお、死亡診断書又は死亡証明書とは死亡の時に立ち会った医師が発給するもので、死体検査書とは死亡後に遺体を検査（解剖）して、死亡原因を確認した検察医が発給するものである。 (注4) 本邦に対しては、現地の死亡立証公文書に和訳文を付して提出すれば足りるので日本文の死亡証明の発行は極めて例外的である。

身分上の事項に関する証明

＜死亡証明＞

1. 概 説

(1) 事件本人がいつ、どこで死亡したか、また、場合により死亡原因をも併せて証明するもの。原則として外国文で発給するが真にやむを得ない事情があると認められる場合に限り、日本文でも発給する。しかし、本邦に対しては、現地死亡立証公文書に和訳文を付して、提出すれば足りるので、日本文の死亡証明は極めて例外的である。

(2) 使用目的

遺産処理手続、保険金の請求等。

(注) 本邦における通関及び火葬・埋葬には不要。

本邦の通関の際には、輸送関係者（機長又は航空会社担当者等）が死亡した国の医師の死亡診断書等を添えて遺体等を引き取る旨口頭で申告すればよい。

また、火葬等の許可を市町村役場から取得するには、まず戸籍役場へ死亡届を提出しなければならないが、戸籍役場への届出の際にも外国の医師が発行した死亡診断書等に和訳文を添付して提出すればよい（墓地、埋葬等に関する法律）。

(3) 手数料

証明書1通毎に第21号の領事手数料を徴収。

2. 発 給 条 件

(1) 公文書により死亡事実を立証できること。

(2) 事件本人（死者）は、日本人に限らず外国人でも本邦の死亡届受理証明書に基づくときは取扱って差し支えない。

3. 必 要 書 類

(注) 文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける（公館において写を作成してもよい）。

(1) 死亡事実を立証する公文書

外国文による証明の場合

戸籍謄（抄）本又は死亡届受理証明書、死亡届記載事項証明書

(注) 本邦で死亡した外国人については、届出入の住所地の戸籍役場に届出の義務があり、死亡届受理証明書を取得して所属国官公署に提出することとなる。

日本文による証明の場合

現地関係当局発行の死亡を立証する公文書（例えば、死亡診断書、死体検案書、死亡登記証明書、また、海難等により遺体が失われた場合には例外的に警察調書）。

(注1) 緊急又はやむを得ない事情があると認められる場合は、私立病院、医師が発行した死亡診断書等をもって根拠文書とすることができます。但し、この場合は、当該病院、医師に発給の事実を確認すること。

(注2) なお、死亡診断書又は死亡証明書とは死亡の時に立ち会った医師が発行するもので、死体検案書とは死亡後に遺体を検案（解剖）して死亡原因を確認した検察医が発行するものである。

4. 作成要領

- (1) 申請人に証明書の使用目的及び提出先等を記入した申請書を提出させ、外国文による証明か日本文による証明かを決める。
- (2) 必要書類を提出させる。
- (3) 外国文による証明書の場合
 - ① 根拠文書から証明書に必要事項を記入する。
 - (注1) 根拠文書に記載されていない場合、証明書の項目は削除する。
 - (注2) 記載上の注意
 - ・Date of Death（死亡年月日）：改ざん防止のため算用数字ではなく必ず言語により記載する。
 - ・Place of Death（死亡場所）：都道府県名までよく、その後に「Japan」と記載してもよい。
 - ・Domicile（本籍地）：都道府県名までとし、その後に「Japan」と記載してもよい。また、事件本人が外国人の場合は、Nationality（国籍）とし、その所属国名を記載する。
 - ・根拠文書の父母いずれかの欄が空欄の場合、証明書の当該欄（Father or Mother）には「Not stated」と記載する。
 - ・根拠文書の父母の欄の氏名の頭に「亡」と記載されているときは、証明書の当該欄（Father or Mother）の氏名の後に（deceased）と記載する。
 - ・根拠文書の続柄欄に「男」又は「女」とのみ記載されているときは、証明書の当該欄（Relationship）にそれぞれ「son」又は「daughter」と記載する。
 - ② 証明書の下段に根拠とした文書名、発給機関（発給者）、発給年月日を記入する。
 - ③ 証明書にその他の必要事項（証明番号は証明発給台帳にて確認）を記入の上、公館長又は担当官（代理署名の指定を受け本省に報告済みの者）が署名し、その下に官職氏名を記入して、丸型館印を押す（青又は黒のスタンプインキ使用）。
 - ④ 完成した証明書の写をとる。
 - ⑤ 証明手数料は1件毎に第21号の手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚を発給すればよい。
 - ⑥ 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。
 - ⑦ 申請書、証明書の写及び根拠文書（写）は公館にて保存する。保存期間3年。
- (4) 日本文による証明の場合（極めて例外的な場合）
 - ① 根拠文書から証明書に必要事項を転記する。

(注1) 見本は、本邦で使用する際に必要と考えられる項目を列挙して作成したものであるが、任国の官憲当局が発給した公文書等を根拠として作成するため、全項目を記載できない場合もあるが、特に、本邦提出先が要求する項目は追加項目として証明して差し支えない。

(注2) 記載上の注意

「本籍」、「戸籍筆頭者」及び「筆頭者との続柄」は戸籍謄（抄）本等により確認できないときは削除する。

「死亡の種類」は、自然死、病死、自動車事故、船舶又は山岳遭難、自殺等と記載する。不明の場合は不詳と記載する。

「死亡の原因」は直接死因となった病名等を記載する。病名は本邦の法定伝染病の認定に必要とする場合があるので、根拠文書等により確認できないときは削除せず、「不詳」と記載する。

「死亡立証書類」は根拠文書名、発給機関（発給者）名、発給年月日を記載する。

- ② 証明書にその他の必要事項（証明番号は証明発給台帳にて確認）を記入し、角型館長印を押す（朱肉使用）。
- ③ 完成した証明書の写をとる。
- ④ 証明手数料は1件毎に第21号の手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚を給すれば良い。
- ⑤ 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。
- ⑥ 申請書、証明書の写及び根拠文書（写）は公館にて保存する。保存期間3年。

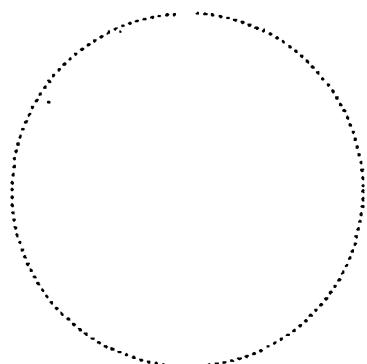
(仮語) 死亡証明 (21号)

ACTE DE DECES

Certificat établi sur la base (d'une copie authentique) du Registre d'Etat-Civil, délivré (e) par le maire de Misato - mura, Kodama-gun, Préfecture de Saitama, le 10 octobre 1986.

NOM : YOYOGI
PRENOMS : Tadashi
DATE DE NAISSANCE : le 2 mars 1958
DATE DE DECES : le trois avril. mille neuf cent soixante dix-sept
LIEU DE DECES : Tokyo, Japon
DOMICILE LEGAL : Préfecture de Saitama. Japon
PERE(NOM) : YOYOGI
(PRENOMS): Hiroshi
MERE(NOM) : YOYOGI
(PRENOMS): Asa
RELATION : troisième fils

Certifié conforme à l'original.



a , le
(lieu) (date)

(signature)
(nom et prénom) :
(titre) :

Ambassade du Japon
Consulat Général du Japon

(Frais:)

(西語) 死亡証明 (21号)
No

CERTIFICADO DE DEFUNCION

Apellidos

Nombre

Fecha de nacimiento:

Fecha de fallecimiento:

Lugar de fallecimiento:

Domicilio permanente:

Padre:

Madre:

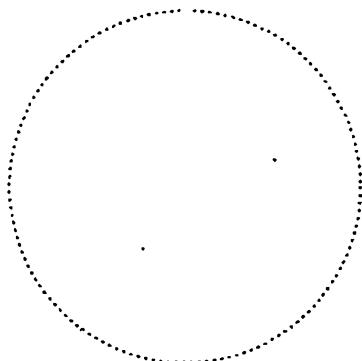
Relación familiar:

LA EMBAJADA DEL JAPON EN ESPAÑA

CERTIFICA

Que los datos que arriba se detallan están tomados de una copia certificada de la inscripción en el Registro Oficial de la Familia, expedida por el Sr. Alcalde de la Ciudad de..... (el Jefe del Distrito de.....) con fecha.....de.....de 20.....

Y para que conste, a fin de que así pueda acreditarlo el interesado (la interesada), se expide la presente certificación en Madrid, ade.....de dos mil



(Derechos:)

Cert. No.

DEATH CERTIFICATE

Surname :

Given name :

Date of Death :

Place of Death :

Domicile :

Father (Surname) :

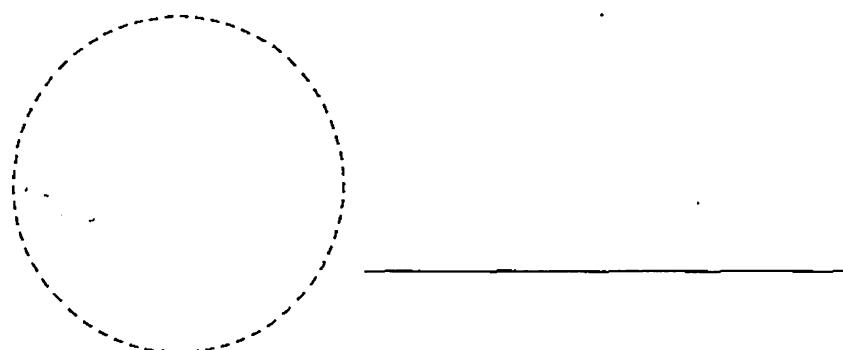
(Given name) :

Mother (Surname) :

(Given name) :

Relationship :

Certified as above.



(Place)

(Date)

This certificate is based on

issued by -----

on -----

(Fee :)

死 亡 証 明 書

氏 名

性別、男・女

年 月 日 生

本 籍

戸 簿 筆 頭 者

筆頭者との続柄

死亡年月日時分

死 亡 場 所

死 亡 の 種 類

死 亡 の 原 因

死 亡 立 証 書 類

証第 号

上記のとおり証明します。

年 月 日

在

公 印

(手数料)

職業証明（22号）

内 容	申請人が特定の職業に従事して來たこと及びその資格又は免許等を有していることを証明するもの（注1）（注2）。
使 用 目 的	現地における免許取得や営業許可取得のための手続等。
条 件	<p>(1) 本人が公館へ出頭して申請すること（注3）。</p> <p>(2) 国又は地方自治体が発給した免許証等の提示又は提出。</p> <p>(3) 申請者はわが国の免許証を取得しているものであれば、外国人でも差し支えない。</p>
必 要 書 類	<p>(1) 本人を確認できる公文書（例えば、旅券又は現地当局発行の写真付身分証明書）。</p> <p>(2) 国又は地方自治体が発給した免許証等の原本。</p>
形 式	外国文による証明
注 意 事 項	<p>（注1）申請人が特定の職業に従事していた期間については、（イ）自館管轄内の分、（ロ）本邦に於ける分、（ハ）第三国分が想定される。従って、従事していた期間の確認が困難な場合、本証明に代り（これら特定資格証明書の）翻訳証明で取扱うこと。</p> <p>なおその際、特定の職業に従事していた期間については、在外公館の証明以外にどの様な証明を提出すれば足りるか、申請者から提出先当局に照会させるとよい。</p> <p>（注2）この証明は、医師、看護婦、あんま、針、灸師、調理師、理髪師等わが国又は地方自治体が付与する免許を取扱うものであり、柔道、空手や華道、茶道の師範等は取扱わない。</p> <p>（注3）本人が公館へ出頭できないやむを得ない事情があると認められるときは、代理人を通じて申請できる。ただし、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状を提出させること。</p>

職業証明

1. 概説

(1) 証明の内容

申請人が本邦において特定の職業に従事するための資格又は免許等を有していることを証明するもの。すべて外国関係機関あてで、外国文で発給する。

(注) この証明は、医師、看護婦、あんま、針・灸師、調理師、理髪師等、わが国又は地方自治体が付与する免許を取り扱うものである。柔道、空手や華道、茶道の師範等はこの証明では取り扱わない。特に必要がある場合、本邦公証人による公正証書とした上で、法務局長の認証も得たものに翻訳をつけさせ、翻訳証明の項の翻訳宣誓供述書とする方法もある（翻訳者の訳文宣誓の英文例は85頁参照）。ただし、訳文宣誓を行う者は日本国籍者に限られる。

(2) 使用目的

現地における免許取得や営業許可取得手続のため等に使用される。

(3) 手数料

証明書1通毎に第22号の領事手数料を徴収。

2. 発給条件

(1) 本人が公館に出頭して申請すること。

(注) 本人が公館に出頭できないやむを得ない事情があると認められるときは、代理人を通じて申請できる。ただし、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状を提出させる。

(2) 国又は地方自治体が発給した免許証等の提示又は提出。

(3) 申請人はわが国の免許証を取得している者であれば、外国人でも差し支えない。

3. 必要書類

(注) 文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける（公館において写を作成してもよい）。

(1) 本人を確認できる公文書（例えば、旅券、又は現地関係当局発行の写真付身分証明書）。

(2) 国又は地方自治体が発給した免許証等。

(3) 代理申請の場合、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状。

4. 作成要領

(1) 申請人に証明書の使用目的及び提出先等を記入した申請書を提出させる。

(2) 必要書類を提出させる。

(3) 申請人が本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。代理申請の場合は、申請人が依頼状又は委任状に記載されている本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。

- (4) 証明書の上段申請部分を申請人に記入させ、本人署名の上、提出させる。
「本日までこの職業に従事している」場合は、申請部分中that 以下は次のように記載させる。…… that I have been engaged in …… up to this date.
使用目的は必ず記入させる。
必要と認められるときは「Full Name」の次に「Passport Number」の欄を設けてよい。
Domicile (本籍地) : 都道府県まででよく、外国人の場合は、Domicile の代わりにNationality (国籍) とし、その所属国名を記載する。
Applicant's signature (本人署名) : 代理申請の場合、本人が署名し、適宜、署名欄の左部の余白部にIn lieu of the applicant として、代理人氏名を記入のうえ、代理人に署名させて提出させる。
- (5) 根拠文書により申請部分記載事項を確認する。
- (6) 申請人が特定の職業に従事していた期間について提出させた立証文書では確認困難な場合は、本証明に代わり、資格免許証等の翻訳証明で取扱う。
- (7) 証明書の下段に必要事項（証明番号は証明書発給台帳にて確認）を記入の上、公館長又は担当官（代理署名の指定を受け本省に報告済みの者）が署名し、その下に官職氏名を記入して丸型館印を押す（青又は黒のスタンプインキ使用）。
- (8) 完成した証明書の写をとる。
- (9) 証明手数料は1通毎に第22号の手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚を発給すれば良い。
- (10) 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。
- (11) 申請書、証明書及び根拠文書の各写は公館にて保存する。保存期間3年。

(仮語) 職業証明 (22号)

CERTIFICAT DE PROFESSION

M.....
Ambassade du Japon
Consulat Général du Japon]

Monsieur,

Je vous prie de bien vouloir certifier que depuis le jusqu'au
j'ai exercé la profession mentionnée ci-dessous. Ce certificat est requis en vue de

Nom :

Prénoms :

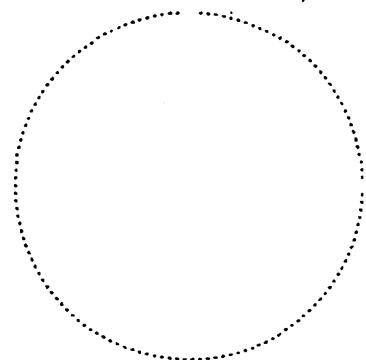
Date de naissance :

Domicile actuel :

Domicile légal :

.....
(Signature du requérant)

Certifié exact par | l'Ambassade du Japon
| le Consulat Général du Japon |



à le

(signature)

(Nom et prénom) :

(titre) :

| Ambassade du Japon
| Consulat Général du Japon |

(西語) 職業證明 (22号)

CERTIFICADO

.....de.....de 20

Sr.

Cónsul del Japón, Madrid

Excelentísimo Señor,

Ruego a V.E. tenga a bien certificar, mediante el documento oficial, mi dedicación en el empleo que abajo se indica, desempeñado desde.....de 20.....hasta.....de 20.....

Esta certificación es necesaria para.....

Apellidos :

Nombre :

Fecha de nacimiento :

Profeción :

Domicilio actuel :

Domicilio permanente :

(Firma del solicitante)

LA EMBAJADA DEL JAPÓN EN ESPAÑA

CERTIFICA

Que los datos arriba mencionados son correctos.

Y para que conste, a fin de que así pueda acreditarlo el interesado (la interesada),
se expide la presente certificación en Madrid, a.....de.....de dos mil

(Derechos:

)

CERTIFICATE

(Date)

Mr. _____

Sir,

I beg to apply to you for certifying that I _____ in the un-
dermentioned occupation since _____
This certificate is required for _____

Surname :

Given name :

Occupation :

Present residence :

Domicile :

(Applicant's signature & seal)

Cert. No.

Certified as above.

(Place)

(Date)

(Fee :)

翻訳証明（23号）

内 容	申請人が作成した翻訳文が原文書（本邦公文書）の忠実な翻訳であることを証明するもの（注1）（注2）。
使 用 目 的	外国官憲に対し本邦における企業の登記、学校の卒業、免許所有等の事実を立証する。
条 件	<p>(1) 本人が公館へ出頭して申請する、ただし、やむを得ない事情があるときは、代理人により申請できる。</p> <p>(2) 翻訳証明の対象となる原文書はわが国の官公署が発給した公文書に限る。私文書は取り扱わない。ただし、公証人の作成した公正証書に法務局長が認証したものおよび特殊法人及び学校教育法第1条、第2条に規定する私立学校の証明等は例外的に取扱って差し支えない（注3）。</p> <p>(3) 申請者は原文書のオリジナルを提出すること。</p> <p>(4) 翻訳文は申請者が持参すること。原則として、公館は翻訳文を作成しない。</p>
必 要 書 類	原文書（原本）及びその翻訳文、又は原文書を指示のうえ、その写の提出。
形 式	外国文による証明（証明文の下段に必ず「内容には責任を負わない」旨明記する）。
注 意 事 項	<p>(注1) 翻訳証明に代わる処理（翻訳宣誓書の署名証明）</p> <p>翻訳証明は発給条件が大変厳しく、又、公館に多大な負担を強いる事務であるので、申請人に「翻訳文は正しい」旨の宣誓供述書を作成させ、これに面前にて署名させ、この署名証明を発給する方法をとると双方にとり便利である。申請人が外国人の場合は、その所属国又は現地の公証人に同様の公証を受けるよう指導すればよい。</p> <p>(注2) 外国語から日本語への翻訳証明</p> <p>外国語から日本語への翻訳証明は取り扱わない。わが国では、外国官公署が発給した公文書を本邦で使用する際は、単に和訳文を添付すれば足りることになっている。</p> <p>(注3) わが国の法律・規則等の翻訳証明は取扱わない。係争事件の訴訟に関する裁判所の文書も取扱わない。ただし、本省から指示がある場合、又は本邦家庭裁判所の審判書又は調停書等はこの限りでない。</p>

翻訳証明

1. 概説

(1) 証明の内容

申請人が作成した翻訳文が原文書（本邦公文書）の忠実な翻訳であることを証明するもの。すべて外国官公署等あてで、外国文で発給する。

（注） 翻訳証明は、翻訳文がわが国の官公署が発給した公文書の忠実な翻訳であることを証明するものであって、原文書の内容の真実性まで証明するものではないので、証明書書式下段にも「内容には責任を負わない」旨予め明記している。

(2) 使用目的

外国官憲等に対し本邦の企業の登記、学校の卒業、各種免許所有等の事実を立証するため使用される。

(3) 手数料

証明書1通毎に第23号の領事手数料を徴収。

(4) 翻訳証明に代わる処理（翻訳宣誓書の署名証明）

翻訳証明は、後述の通り発給条件が厳しく、又、公館に多大な負担を強いいる事務であるので、申請人に「翻訳文は正しい」旨の宣誓供述書を作成させ、これに面前にて署名させ、この署名証明を発給する方法をとると双方により便利である（翻訳者の訳文宣誓の英文例参照）。

ただし、訳文宣誓を行う者は、日本国籍者に限られる。申請人が外国人で、現地提出先より、我が方公館の証明を要求されているとの申し立てがある場合は、通常の翻訳証明とする。しかし、我が方公館の翻訳証明がなくても、翻訳に対し、申請人の所属国又は現地の公証人から同様の公証を受けたもので良い場合もあるので、先ず、提出先に確認するよう説明する。

(5) 外国語から日本語への翻訳証明

外国語から日本語への翻訳証明は取り扱わない。わが国では、外国公文書を使用する際は、単に和訳文を添付すれば足りるからである。

2. 発給条件

(1) 翻訳証明の対象となる原文書は、原則としてわが国の官公署が発給した公文書に限る。私文書は取り扱わない。但し、私文書を我が国公証人が公正証書としたもので、法務局長が認証した文書は対象となる。

（注1） 有効期限のある公文書（例えば運転免許証）は有効期限内のものに限る。有効期の明記のないものは、原則として発行後、6ヶ月以内のものに限る。但し学位記等、一度しか発行されないものについては、この限りではない。

（注2） わが国の法令規則の翻訳証明は、法解釈上問題を生ずるおそれがあるので取

り扱わない。

また、訴訟に関する裁判所の文書は係争事件に巻き込まれるおそれがあるので取り扱わない。

ただし、司法共助に関連して本省の指示がある文書、又は、養子縁組の審判・離婚の調停等家庭裁判所の文書はこの限りでない。

(注3) 公文書であっても、本省又は他公館発行の文書は原則として取り扱わない。

ただし、止むを得ない事情があると判断される場合、事情を付して本省に経伺する。

(注4) 次の文書も公文書とみなすことができる。

イ. 官報等の公の刊行物

ロ. わが国の法令、条例等の規定に基づき公的性格を有するもの（例えば特殊法人等）がその職務上発給した文書

ハ. 国公立の病院が発給した診断書、死体検案書、死亡証明書等

二. 学校教育法第1条に規定された学校が発行した卒業・在学・成績証明書等。これに該当する学校とは、国立、公立、私立の小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園である。ただし、推薦状は形式が整っていても、発行者の個人的な私文書であり、翻訳証明しない。専修学校及び各種学校は該当しない。但し公立（県立等）の学校は該当する。

(注5) 剣道、柔道、空手、華道、茶道等各流派が各自付与する允許状、免許状、師範免許状は私文書である。

(2) 申請人が原文書の原本を提出すること。

(注) ただし、原文書が1通しか発給されず、かつ、申請人が常に所持していることが必要な文書（例えば、免許証、許可証等）である場合には、原本を提出させ、その写をもって翻訳証明の原文書とすることができる。

(3) 翻訳文は申請人が持参すること。公館は原則として翻訳文を作成しない。

3. 必要書類

証明の対象となる原文書及び翻訳文

(注) 文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける（公館において写を作成してもよい）。

4. 作成要領

(1) 申請人に証明書の使用目的及び提出先等を記入した申請書を提出させる。

(2) 必要書類を提出させ、発給条件を満たしているか否かを審査する。翻訳証明になじまないもの及び公館に多大な負担を強いいるものについては翻訳宣誓供述書の署名証明による処理を指導する。

(3) 翻訳文が原文書の忠実な翻訳であるか否かをチェックする。翻訳文に誤り又は不備な点があるときは、必ず申請人にこの旨指摘し、訂正のうえ清書させる。

(注) 原文書が長文の場合でその一部分の翻訳証明で用が足りるときは、同部分の翻訳証明で取り扱う。この場合、(4)で作成する証明文の終わりの部分は「...
...translation of the relevant parts of the accompanying Japanese text.」となる。

- (4) 証明書に必要事項（証明番号は証明書発給台帳にて確認）を記入の上、公館長又は担当官（代理署名の指定を受け本省に報告済みの者）が署名し、その下に官職氏名を記入して丸型館印を押す（青又は黒のスタンプインキ使用）。
 - (5) 上から証明書、翻訳文、原文書の順に綴じ合わせ、各綴じ目に丸型館印にて契印する（青又は黒のスタンプインキ使用）。
- (注) 翻訳文及び原文書が2枚以上にわたるときは各頁の綴じ目にも契印する。ただし、原文書が2枚以上にわたる場合は、通常本邦発給機関がその綴じ目に契印しており、原則として公館で契印する必要がないが、提出先の現地当局が求め場合には、公館で更に契印する。
- (6) 完成した証明書の写をとる。
 - (7) 証明手数料は1件毎に第23号の手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚発給すればよい。
 - (8) 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。
 - (9) 申請書、証明書、翻訳文及び原文書の各写は公館にて保存する。保存期間3年。

(仮語) 翻訳証明 (23号)

CERTIFICAT

| L' Ambassade du Japon | certifie que le document ci-joint
| Le Consulat Général du Japon |

est une traduction certifiée conforme (en anglais, français, espagnol,
etc.) au texte en japonais ci-annexé.

| L' Ambassade du Japon | n'assume en aucun cas la responsabilité
| Le Consulat Général du Japon |

quant au contenu du texte en japonais.

(Ce certificat sera non valable si détaché de la traduction du texte
original en japonais, ou modifié d'une manière quelconque.)

a , le
(lieu) (date)

(signature)

(Nom et prénom) :
(titre) :

| Ambassade du Japon
| Consulat Général du Japon |

(Frais :)

(西語) 翻訳証明 (23号)

Cert No.

CERTIFICADO

La Embajada del Japón en España CERTIFICA que el documento adjunto es una traducción fiel en español del texto en japonés al que acompaña.

○ La Embajada del Japón en España no asume ninguna responsabilidad en cuanto al contenido del texto en japonés.

Este documento quedará invalidado en caso de que se separara de la traducción del texto original en japonés, o si éste fuese modificado de cualquier forma.

En Madrid, a de de 20.....

.....
Cónsul

(Derechos:€)

CERTIFICATE

Cert. No.

This is to certify that the document attached hereto is a faithful (_____)
translation of the accompanying Japanese text.

The _____ does not assume
responsibility for the contents of the Japanese text.

(This certificate will become invalidated if detached from the translation
of the Japanese original, or altered in any way whatsoever.)

(Place)

(Date)

(Fee : _____)

翻訳者の訳文宣誓の例

----- (ほん訳文) -----

I, the undersigned, do hereby solemnly and sincerely declare and certify that I am acquainted (or conversant) with the Japanese and English languages, and that the above is a true and faithful translation (場合により of the relevant part) of the attached Japanese document.

Date :

(ほん訳者署名)

氏名ローマ字

Cert. No.

CERTIFICATE

This is to certify that the above signature of Mr. is genuine.

○
公印

..... (Place), (Date)

Consul-General of Japan

(Fee)

(又は) _____ ○ _____
(Signed by applicant)

Cert. No.

Subscribed and sworn to before me this twenty-seventh day of June
1991 by (Mr.) (applicant's name)

○
Consul-General of Japan

at.....

(Fee)

○
公印

以下、宣誓文の例。

I, the undersigned, hereby declare that the foregoing translation is true and correct to the best of my knowledge and belief. In witness whereof, I have hereunto subscribed my name on this 2nd day of July, A. D. 1978.

I, YAMADA Taro, Chief of the Branch Office located at.... do solemnly and sincerely declare that I can well understand the Japanese and the English language and that attached document marked "A" is a true and faithful English translation made by me of the accompanying Japanese document marked "B"

公文書上の印章（又は署名）の証明（24号イ又はロ）

内 容	我が国官公署（国、地方公共団体又は裁判所）又は特殊法人等が発行した文書の発行者の印章（職印又は機関印）（又は署名）が真正である旨の証明（注1）。すべて外国機関あて。
使 用 目 的	現地官憲等に対し、諸手続のため、これらの文章を提出する場合。
条 件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 我が国の公文書、又は特殊法人若しくは学校の発行する文書であること。公証人が発行する文書は、所属法務局長の認証があれば、対象となる。 (2) 現に有効な文書であること。 (3) 証明の対象である印章又は署名が、公館に登録され、又はその他の手段により確認できるものであること（注2）。 (4) 原文書の署名が肉筆であること。公印は、発行者の職印又は当該機関の印であって、朱肉、墨肉、スタンプインキによる押印又はシールプレスであること（注3）。 (5) 申請人が証明を受けようとする公文書を所持していること。また、使用目的及び提出先が不正なものでないこと（注4）。 (6) 書類上の本人と申請者名が異なっていても差し支えない。
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 申請人を確認できる公文書（注5）。 (2) 証明を受けようとする公文書。
形 式	外国文による証明。
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> (注1) 公文書であっても本省又は他公館の文書は取り扱わない。 (注2) 戸籍謄（抄）本等、一定の書式や用紙、印鑑の型等によって真正を確認できれば、証明できる。また、以前に自館で発給した控えからの確認を行って差し支えない。 (注3) コピーや、署名のゴム印、発行者の私印は取り扱わない。 (注4) 申請人は日本人に限らない。当該文書を使用する本人が出頭して申請するのを原則とするが、代理申請を認めてよい。 (注5) 例えば、旅券又は現地当局発行の写真付身分証明書。

公文書上の印章（又は署名）の証明

1. 概 説

(1) 証明の内容

本邦官公署（国、地方公共団体又は裁判所）又は右に準ずる独立行政法人、特殊法人、学校が発行した文書の発行者の印章（職印又は機関印）の印影（又は署名）が真正であることを証明するもの。すべて任国関係機関あてで、外国文で発給する。

（注1）署名及び印章のいずれか又は両者を証明することができる。

（注2）原文書は日本文の場合も外国文の場合もある。

（注3）この証明は、発行者の署名又は印章についてのみの証明であって、文書の内容を証明するものではないが、間接的にその内容自体を保証する効果を持ち得るので、内容に誤り又は疑義がある場合は証明を拒否し、場合により本省に照会の上処理すること。

(2) 使用目的

現地官憲等に対し、諸手続のため、これらの文書を提出する場合に必要とされる。

(3) 手数料

証明書1通毎に第24号の「イ」の領事手数料を徴収。但し独立行政法人、特殊法人、学校（国公立（県立等）及び私立学校）が発行した文書については「ロ」の手数料を徴収。

(4) 外国の公文書

外国の公文書は取り扱わない。

（注）外国の公文書は、和訳文を添付するのみで本邦官公署において受理される。

2. 発 給 条 件

(1) この証明を取り扱うことのできる文書

イ. 我が国の公文書又は独立行政法人、特殊法人若しくは学校の発行する文書であること。

（注1）公文書であっても、本省又は他公館発行の文書は原則として取り扱わない。

（注2）私文書を公証人が認証した公正証書は、公証人の所属する（地方）法務局長の認証が付されていることが必要である。この場合、証明の対象となる署名又は印章は法務局長のみでなく、公証人のものでもよい。提出先の要求を申請者から確認の上、その要求に沿うように処理する。

（注3）特殊法人の範囲とは、特別の法律に基づき設立された公共の性格を有する法人である。公館が取り扱う例としては、国際協力機構（JICA）、国際交流基金、日本赤十字社、日本放送協会（NHK）、日本貿易振興機構（JETRO）、自動車安全運転センター、日本年金機構、日本銀行、国際協力銀行等がある。

(注4) この証明で取り扱う学校とは、学校教育法第1条に定められた小学校、中学校、高等学校、中等教育学校（中高一貫教育を行う学校）、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園である。
専修学校及び各種学校の文書は取り扱わない。

□ 現に有効な文書であること。

(注) 有効期限の明記がなく、現に有効なものと認められているものであっても、発行日が古い文書で、新たに取得できるものは、原則として発行後6ヶ月以内の新しい文書を取得させて取り扱う。ただし、原則として本人に1通しか発給されないものや、各種資格証明や卒業証明、成績証明等の学校証書の場合は、提出先において古いものでもよいと認めている場合はこの限りではない。

(2) 証明の対象となる署名又は印章

証明の対象である署名又は印章が、印影照合システムにより確認できるか、又は以前に自館で発給したものの控え等、その他の手段により確認できるものであること。
公館において確認できない場合は、提出書類とともに公電にて本省に照会する。

(注1) 所属法務局長の認証がある公証人の署名及び印章の場合、公館が直接確認できなくても、押印されている所属法務局長の公印が確認できれば、取り扱つてもよく、また、法務局長公印を証明することとしてもよい。

(注2) 戸籍謄（抄）本、登記簿謄本等、一定の書式や用紙、印鑑の型等によって真正を確認できる公文書の公印は、登録がなくても取り扱ってよい。

(注3) コピーや公印ではない発行者の私印は取り扱わない。

(3) 申請人

○ イ. 申請人は日本人に限らない。また、書類上の本人と申請者が異なっていても差し支えない。

ロ. 本人が公館へ出頭して申請するのを原則とするが、代理申請を認めてよい。

(注) 本人又は代理申請する者により、使用目的、提出先等を申請書に記入させる。

3. 必要書類

(1) 申請人が本人であることを確認できる公文書（例えば、旅券、現地官憲当局発行の写真付身分証明書）

(2) 原文書

4. 作成要領

(1) 申請人にこの証明書の使用目的及び提出先等を記入した申請書を提出させる。

(2) 申請人が本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。

(3) 署名、印章が公館で証明し得るものであることを、印影照合システム等で照合の上、確認する。

(4) 証明書に証明文を記入する。署名者又は印章の官（役）職氏名は当該文書から転記

する。

- (注1) 見本の文例は、印章証明の場合であるが、この文例中、
the seal を
署名証明の場合は、the signature に、
署名及び印章を共に証明する場合は、the signature and seal に、
それぞれ訂正する。
なお、公印の場合は、official seal としてもよい。

- (注2) 参考までに、地方公共団体及び学校関係の英文例を挙げる。

東京都	Tokyo Metropolis
北海道	Hokkaido
大阪(京都)府	Osaka (Kyoto) Prefecture
県	Prefecture
郡	County
市	City
区	Ward
町	Town
村	Village
市長	Mayor
区、町、村長	Head
小学校	Elementary (or Primary) School
中学校	Junior High School
高等学校	Senior High School
中等教育学校	Secondary Education School
短期大学	Junior College
大學	University
大学院	Graduate School
小学校から高等学校までの校長	Principal
大学(総)長	President
学部長	Dean, Faculty (又は Department, 又は School) of.....

- (5) 証明書に必要事項（証明番号は証明書発給台帳にて確認）を記入の上、公館長又は担当官（代理署名の指定を受け本省に報告済みの者）が署名し、その下に官職氏名を記入して丸型館印を押す（青又は黒のスタンプインキ使用）。
- (6) 作成した証明書を原文書末尾に綴じ合わせ、丸型館印で契印する。
- (注) 原文書が2枚以上にわたるとき（原文書に契印がなければ、契印を得た上で申請させる。）の公館の契印は原文書と証明書の綴じ目のみでよい。
- (7) 完成した証明書の写をとる。

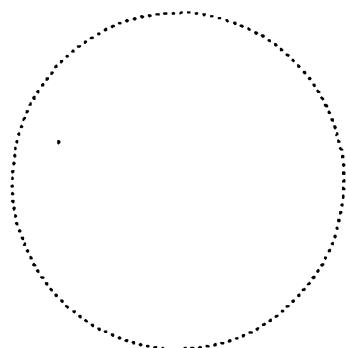
- (8) 証明手数料は1通毎に、第24号「イ」又は「ロ」の領事手数料を徴収する。領收書は取りまとめて1枚を発給すればよい。
- (9) 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。
- (10) 申請書、証明書及び原文書の各写は公館にて保存する。保存期間3年。

(仮語) 公印証明 (24のイ)

CERTIFICAT

L'Ambassade du Japon | certifie que le sceau (officiel) du
Le Consulat Général du Japon |

Directeur, Bureau des Affaires Juridiques de Tokyo, Gouvernement du
Japon, apposé sur le document ci-joint, est authentique.



à , le
(lieu) (date)

.....
(signature)

(Nom et prenom) :
(titre) :

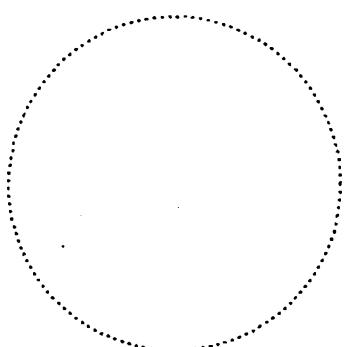
Ambassade du Japon
Consulat Général du Japon

(仮語) 学校長印証明 (22のロの例)

CERTIFICAT

L'Ambassade du Japon | certifie que le sceau du Directeur,
Le Consulat Général du Japon |

Lycée Supérieur Sakura Gakuen, apposé sur le document ci-joint, est
authentique.



à , le
(lieu) (date)

.....
(signature)

(Nom et prenom) :
(titre) :

Ambassade du Japon
Consulat Général du Japon

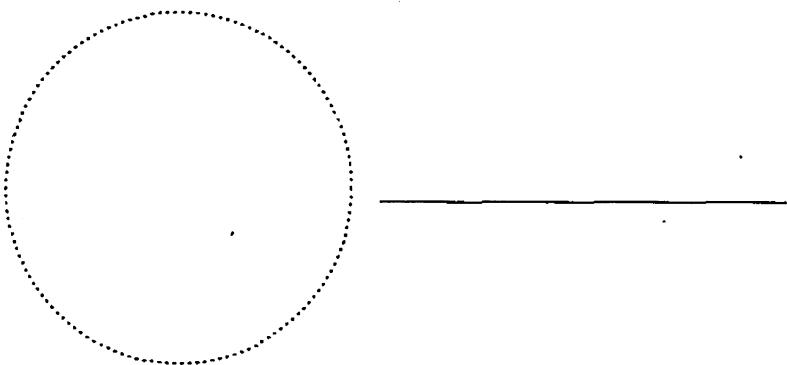
(西語) 公印証明 (24のイ)

No

CERTIFICADO

Por el presente documento, certifico que el sello oficial
del Director de la Delección de Asuntos Juridicos de Tokio, estampado
en el documento adjunto, es autentico.

Y para que conste, a fin de que asi pueda acreditarlo el
interesado (la interesada), se expide la presente certificación
en Madrid, a.....de.....de dos mil



(Derechos:)

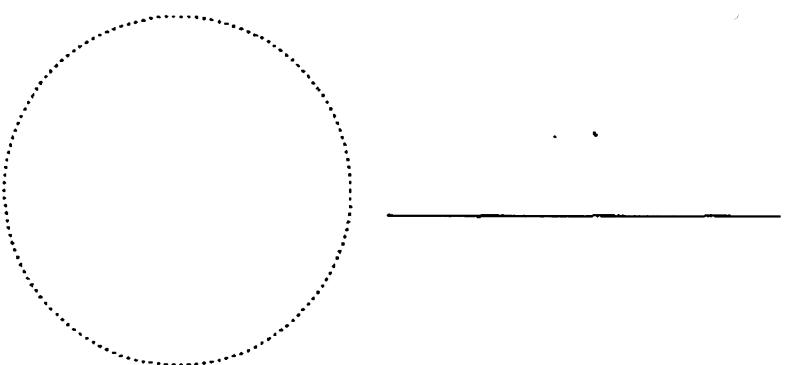
(西語) 学校長印証明 (22のロの例)

No

CERTIFICADO

Por el presente documento, certifico que el sello del
Director del Colegio de Sakura Gakuen, estampado en el documento
adjunto, es auténtico.

Y para que conste, a fin de que asi pueda acreditarlo el
interesado (la interesada), se expide la presente certificación
en Madrid, a.....de.....de dos mil



(Derechos:)

(1) 公印

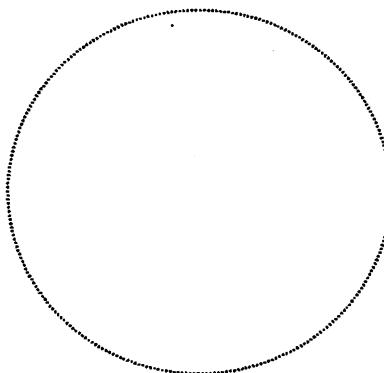
Cert. No.

CERTIFICATE

This is to certify that the (official) seal of the Director, Tokyo legal Affairs Bureau,
Japanese government, affixed to the accompanying document, is genuine.

○ (Place)

(Date)



○ (Fee.)

(2) 校長印

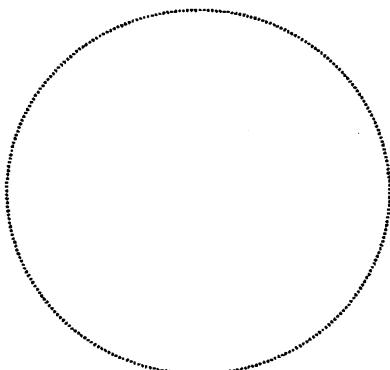
Cert. No.

CERTIFICATE

This is to certify that the seal of the Principal, Sakura Gakuen Senior High School,
affixed to the accompanying document, is genuine.

.....
(Place)

.....
(Date)



(Fee.)

一般人（在留邦人）の署名（および捺印）証明（24号口）

内 容	申請人が領事の面前で私文書上の署名および捺印を行ったことに相違ないことを証明するもの。
使 用 目 的	本邦市区町村役場が発行する印鑑証明に代わる証明として発行するもの。提出先は原則として本邦の関係機関となる。 主な使用目的は次のとおり。 (1) 遺産分割協議手続。 (2) 不動産登記関係手続。 (3) 自動車名義変更（廃棄）手続。 (4) 銀行口座の名義変更に係る手續。 (5) その他、各種契約・申請等に係る手續。
条 件	(1) 申請人は日本国籍を有している者に限る（注1）。 (2) 申請人本人が在外公館へ出頭し、領事の面前で自ら署名する（注2）。 (3) 原則として本邦に住民登録がないこと（注3）。
必 要 書 類	本人であることを立証する公文書（注4）。 登記手続の場合は、単独形式（形式2）は受理されないこともあるので、右を念頭に対応する。
形 式	(1) 形式1—貼付の署名証明（署名すべき文書が日本語である場合）。 (2) 形式2—単独の署名証明（同上（注5））。 (3) 形式3—貼付の署名証明（署名すべき文書が外国語である場合）（注6）。
注 意 事 項	(注1) 二重国籍者を含む。外国籍者は取り扱わないが、元日本人の場合、不動産登記・遺産相続・所有財産整理手続きは対応してよい。 (注2) 代理申請は認められず、事前に署名および捺印したものは削除し新たに署名させる。 (注3) 本邦に住民登録がある場合や住民登録の有無の確認ができない場合で、例外的に申請を受け付けられる条件は「署名証明マニュアル」の2. 発給条件を参照。 (注4) 旅券または現地当局発行の写真付き身分証明書、運転免許証等。 (注5) 形式1か形式2にするかは、本邦提出先の意向次第。 (注6) 署名証明書は原則として本邦関係機関に提出されるものであるため、例外的に外国の関係機関に提出される場合に使用するものである。また、外国文での単独の署名証明は取り扱わない。

署名(及び押印)証明マニュアル

目 次

1. 概説	2
2. 発給条件	3
3. 必要書類	5
4. 証明形式について	6
5. 作成要領	7
6. 執務参考資料	12
(1) 署名(及び押印)証明申請書	12
(2) 証明書形式	13

署名(及び押印)証明

【1. 概説】

(1) 署名証明とは

署名(及び押印)証明(以下「証明書」という。)は、領事担当官の面前で行われた私文書上の署名及び押印が申請人のものに相違ないことを証明するものであり、外国関係機関あて等一部例外を除いて、本邦市区町村役場発行の印鑑証明に代わるものとして本邦での手続に使用する。

なお、私文書の内容に疑義がある、又は証明書が不当に使用されるおそれがあると判断される場合には本件証明を行わない。

また、当該証明は本邦公証人が取り扱う私署証書の認証の効力は伴わない。

(注1)本人の署名を証明するのは、基本的に滞在国の公証人であり、当該証明は、在留邦人の利益保護の観点からなされる便宜的な証明である。

したがって、日本国籍を有しない者は証明の対象とならない(元日本人に対する例外措置については、後述2.(1)(注)参照)。

(注2)在外公館は、署名と押印双方を証明する。申し出により署名のみを証明することもできる。ただし、この場合、本邦提出先の意向を申請人にあらかじめ確認してもらう。(5.(4)(イ)(b)(i), 5.(4)(ロ)(b)(i)参照)。

なお、押印だけの証明を目的とする場合は取り扱わないが、身体障害、高齢等のため署名が困難である申請人からの申し出の場合は、証明書にその旨領事が明記した上で取り扱って差し支えない

(注3)翻訳証明に代わる処理として翻訳宣誓書形式の署名証明の発行也可能である。(詳細は、証明マニュアルの「翻訳証明」の1.(4)参照)

(注4)館長又は臨時代理自身の署名(及び押印)証明については、諸証明の発給権者である自己の署名(及び押印)について証明することができる。手数料は徴収する。ただし、この場合、本邦提出先が受け付けるかどうかについてあらかじめ確認する必要がある。

(2) 主な使用目的例

(イ) 遺産分割協議手続

(ロ) 不動産登記手続(委任状等)

(ハ) 自動車名義変更(廃棄)手続(委任状等)

(二) 銀行口座の名義変更に係る手続

(ホ) その他、各種契約・申請等に係る手続

(注1) 遺産の相続放棄(民法第915条、第938条)の場合、同放棄書は本邦の家庭裁判所での手続に提出されるので、取り扱って差し支えない。

(注2) 「被相続人の生前において、相続分に等しく、又は相続分を超えて贈与を受けていたので、相続分は存在しない。」とする相続分不存在の証明の場合(民法第903条)も、取り扱って差し支えない。

(3) 提出先

(イ) 原則として証明書は本邦の関係機関に提出される(官公署に限らない)。

(ロ) ただし、申請人が滞在国の関係機関へ提出することを希望する場合は、下記(a)又は(b)のいずれかに該当する場合に限り、外国文(形式3、又は任国の言語)で発給して差し支えない。

なお、いずれにも該当しない場合は、事情を付し本省に経伺する。

(a) 申請を受け付ける在外公館の所在(管轄)する国に公証人の制度が存在しない場合。

(b) 提出先より、我が国の在外公館発行の署名証明を要求されていることが文書又は当該国の法制度等により確認できる場合。

(ハ) 申請人が第三国の関係機関へ提出することを強く希望する場合は、提出先、使用目的を聴取のうえ、また当該国(地域)関係当局より署名証明を要求されていることを証する書類の写し等参考となる資料を提出させ本省に経伺する。

(4) 手数料

領事官の徴収する手数料に関する政令第1項第24号「ロ」に定める手数料を徴収する。

【2. 発給条件】

(1) 日本国籍の確認

現に日本国籍を有する者であること(3. 参照)。

(注) 元日本人に対する例外措置

元日本人については、本邦官公署発行の公文書をもって日本国籍を有していたことが明らかであり、かつ、以下(イ)又は(ロ)のいずれかの使用目的に該当する場合は取り扱って差し支えない。

(イ) 遺産相続に関する本邦での手続の場合

遺産分割協議書への署名、遺産の相続放棄に係る手続、不動産の登記、証券の名義変更、銀行口座の名義変更等

(ロ) 本邦にて所有する財産の整理に係る場合

本邦の不動産の売却(譲与)に係る手続、自動車の売却(譲与、廃棄)に

係る手続、証券の売却(譲与)に係る手続等

(この措置は、日本人であった時に所有していた財産の整理等の手続について対象とするものであり、外国人として新たに財産を所有するための手續では取り扱わない。また、日本人であった際所有していた財産であるかどうかの判断が困難な場合は、当該財産を手放す手續(譲与、廃棄等)の場合に限り取り扱うこととする。)

また、本邦での手続の際は、提出先より証明書の他に現住所の証明として在留証明を要求される場合が多いが、元日本人については、居住証明にて対応する。

(2) 本邦住民登録の有無の確認

○ (イ) 在外公館が取り扱う署名証明は、原則として海外に長期間在住のため本邦の住民登録が抹消されたことにより本邦で印鑑証明が取得できない邦人に對し、印鑑証明の代わりとして便宜的に発給している行政証明である。したがって、本邦に住民登録を有していないことを申請者に口頭にて確認する必要がある。

(ロ) なお、本邦に住民登録がある者よりの申請、あるいは住民登録の有無の確認が出来ない者からの申請は、原則として以下(a)又は(b)のいずれかに該当する場合は例外的に申請を受け付けて差し支えない(なお、本邦に住民登録があることにより、提出先から市区町村役場発行の印鑑登録証明書の提出を改めて求められる等、最終的に在外公館が発行した署名証明が受理されない可能性があり得る旨説明する)ものとするが、発給の可否について判断に苦慮する場合は本省に経伺する。

○ (a) 長期滞在者(在留届の提出等により客観的に本人確認できる在留邦人)であって、証明書の使用目的に特段の事情があると判断され、かつ、本邦市区町村役場が発行する印鑑証明の代わりとして、本邦提出先において在外公館の発行する証明書を受理されることが申請人を通じ確認できる場合。

(b) 滞在国関係機関から特に要求があり、邦人の便宜上真に必要と認められ、外国文により証明する場合(1. (3) (ロ) 参照)。

(注1) 本邦に住民登録がある場合で、証明書の使用目的が不動産登記や自動車登録の場合には、不動産登記令(第16条)、自動車登録令(第16条)の規定に基づき、それぞれ本邦市区町村役場が発行する印鑑証明の提出が義務付けられている。

(注2) 本邦に住民登録がある申請人の場合は、署名証明が本邦において有効に活用されることもあるため、原則として使用目的が限定される形式1のみの対応とする。(ただし、本邦提出先が形式2を受け入れることが申請人を通じて確認できる場合は、形式2の発給を

可とする。)

(ハ) 短期旅行者(海外の国や地域を転々としている旅行者等)からの申請については、本邦の住民登録の有無を申請人に口頭にて確認の上、使用目的及び提出先(担当部署、連絡先電話番号)を付して本省に経伺する。

(注)一般的に本邦における諸手続においては、署名証明は在留証明と一緒に求められる場合があり、また、本邦関係機関では署名証明は海外に長期在住している邦人に対し発給されるものであると理解されているので、当該申請人があたかも海外に在住しているような誤解を与える可能性がある。したがって、原則として在留証明の発給の対象とならない短期旅行者に対し、安易に署名証明を発給すれば本邦提出先より在留証明も併せて要求されるといった事態も生じかねないので、この点留意する必要がある。

(3) 受付時の証明申請意思の確認

特に判断能力に問題があると認められる申請人の場合には、申請人の意思とは関係なく、親族又は知人等のすすめにより、証明書を申請することがあり得るので、必ず証明書の必要性につき申請人本人に確認する。

仮に申請人本人の判断力がないと判断される場合は、日本の法律にしたがった手続により後見人又は保佐人を指定させ、申請人(被後見人・被保佐人)名義の書類(不動産登記手続書類、銀行口座名義変更手続書類等)に後見人又は保佐人に代理署名させる。

申請を受け付ける場合は、裁判所からの後見人又は保佐人であることが分かる確定審判書謄本又は法務局の後見登記事項証明書を提示させる。

(4) 申請先公館

証明書の発給対象者は、原則、各在外公館の管轄区域内に長期に居住する邦人であること。ただし、同一国内であっても他公館の管轄区域内に居住する者や他国に居住する者が、本来申請に赴くべき公館よりも地理的に近く、申請が容易である等の理由(例えば、フランス国に居住する者がイス所在の在ジュネーブ総領事館で申請する)で来訪した場合は、居住地に所在する在外公館以外の公館が発行した証明書が提出先において受理されることが確認できる場合に限り、取り扱って差し支えない。

【3. 必要書類】

申請人の本人確認のための必要書類については、以下のとおり。

(1) 日本人の場合

有効な日本国旅券、又は

戸籍謄(抄)本（原則として発行後3ヶ月以内のもの）に加え、運転免許証や任国官憲が発行した写真付きの外国人登録証などの身分証明証等。日本国籍を喪失していないことを確認するために、要すれば滞在資格を証する書類。

(2) 元日本人の場合

失効した日本国旅券、又は

戸籍（除籍）謄(抄)本（原則として発行後3ヶ月以内のもの）に加え、運転免許証や任国官憲が発行した写真付きの身分証明証等。

(注) 証明書発給申請に係る本人確認資料は原本を提示させることとする。

ただし、やむを得ない事情により、申請時には写し(コピー)の提示しかできない場合で、特段の疑義がない場合は、後日、原本の提示を行う旨の誓約書を取り付けた上で、申請を受理して差し支えない。

【4. 証明形式について】

(1) 「形式1(貼付形式の署名証明:署名すべき文書が日本語である場合)」

「形式1」は、申請人が「署名すべき書類(『遺産分割協議書』、『委任状』等)」を所持しており、当該書類に申請人が領事担当官の面前で署名したことを証明するものである。

在外公館の証明形式(ページ)は申請人が持ち込んだ書類に貼付され、その繰じ目に公館長の契印が捺印される(5.(4)(イ)(d)参照)。

なお、通常、本邦の法務局での手続には「形式1」が要求され、「形式2」は受理されないので右を念頭に対応ありたい

(2) 「形式2(単独の署名証明)」

「形式2」は、市区町村が発行する印鑑証明のような形式で、一枚の証明書上に申請人の「署名及び捺印」及び「人定事項」を記載し、右を証明するものである。

(3) 「形式3(貼付形式の署名証明:署名すべき文書が外国語である場合)」

通常、証明書は本邦関係機関に提出されるため、上記(1)及び(2)がほとんどであるが、例外的に外国の関係機関に提出される場合に使用する(1.(3). (口)参照)。

(注) 外國文の「単独の署名証明(形式2)」は発行しない。

【5. 処理要領】

(1) 申請書の記入

申請人に署名(及び捺印)証明申請書(6.(1)参照)を記入させる。

その際、以下の点に注意し記入するよう案内する。

(イ) 「貼付形式の署名証明」と「単独の署名証明」の2つの形式がある
(「形式3」は案内不要)(4. 参照)。

(ロ) 氏名欄には原則として戸籍に記載のとおり記入させる。

ただし、日本語を解さない等で戸籍記載の漢字氏名を申請書に記入できない場合は、常用漢字、ひらがな・カタカナ、アルファベット(旅券上の氏名のとおりとする)等を用いて、記入する。

(注) 申請書の漢字氏名表記については、旅券提示であれば特に必要がないが、戸籍謄(抄)本を提示する場合は、表記を確認する必要がある。

(ハ) 旅券番号欄には有効期限内の日本旅券番号のみが記載される(外国旅券の番号、又はその他の証明書番号は証明書に記載しないので不要)。

(二) 申請書「使用目的」欄及び「提出先」欄は、証明書が他の目的に使用(悪用又は流用等)されることを抑止する観点からも、必ず記入させる。

(ホ) 証明書の使用目的や提出先が正確にわからない場合は、次の記入例を参考にして記入させることとする。

(記入例)

○ 使用目的が正確に分からぬ場合

- ・ 実際は「遺産相続に係る銀行口座名義変更(又は証券名義変更)手続」→他方「遺産相続手続」でも可。
- ・ 実際は「不動産登記に係る本邦代理人への委任状作成」→他方「不動産購入」でも可。

○ 提出先が正確に分からぬ場合

- ・ 実際は「東京法務局港支局」→他方「法務局」でも可。
- ・ 実際は「東京運輸支局」→他方「車のディーラー」でも可。
- ・ 実際は「家庭裁判所」→他方「〇〇司法書士事務所」でも可。

(注1) 申請書には、あらかじめ公館名(在〇〇〇〇日本国総領事)等変更のない点について、不動文字を挿入し、また、使用目的をチェック項目等で選択できるよう、記入すべき項目の軽減を図ることが望ましい。

(2) 日本国籍の確認(2.(1)参照)

(3) 申請の意思確認(2.(3)参照)

(4) 証明形式別作成要領

(イ) 形式 1(貼付形式の署名証明：署名すべき文書が日本語である場合)

(a) 必要事項の記載

申請書に基づき、形式 1 の証明書に館側又は申請人にて必要事項を記入し、備考欄等空白の部分は斜線で削除する(下記(iii), (iv))。

(i) 氏名欄に申請書と同じ氏名をタイプ打ち、又は手書きで記入する。(5. (1) (口) 参照)

(ii) 生年月日欄(及び氏名をアルファベットで記入した場合の氏名欄)は旅券等で確認の上記入する。

(iii) 有効な日本国旅券を所持していない場合、又は正当な理由により有効な日本国旅券が提示できない場合は旅券番号欄を斜線で削除する。

(iv) 備考欄は、「右手親指以外で捺印した場合の指の名称」、「法定代理人が署名した場合の代理人氏名・続柄」、「後見人が代理署名した場合の代理人氏名・続柄」、「現在の国籍」等を記載することとするが、備考欄に記載する事項がない場合は、当該欄を斜線で削除する(2.(1), 2.(3)及び5.(4)(イ)(b)(iv)参照)。

(b) 領事担当官面前での署名

申請人が持ち込んだ文書の署名すべき欄には、領事担当官の面前で貼付書類に署名及び捺印させる。

(i) 署名及び捺印の両方を証明する。

ただし、申請人が署名のみを希望する場合、又は捺印を拒否する場合は、捺印がないことにより本邦での手続に支障がないかを確認の上(口頭でよい)取り扱って差し支えない。

(ii) 署名箇所には、原則として戸籍に記載されている氏名を使用させる。

ただし、申請人が日常用いている署名を使用したいと希望する場合は、本邦での手続に支障がないかどうか申請人にあらかじめ確認させた上(口頭でよい)取り扱って差し支えない。

(iii) 事前に署名及び捺印した文書を持参した場合には、文書を新たに作成させるか、既にある署名及び捺印の下、又は脇に、再度領事の面前で署名させた上で証明する。事前の署名及び捺印は斜線(「×」印)で抹消する。

(iv) 捺印は右手親指を原則とし、右手親指を欠損している場合は左手親指とし、両手の親指を欠損している場合は、順次右手人差指、左手人差指とする。

なお、捺印が右手親指以外の場合は、証明書備考欄にその名称を記載する(「捺印は左手親指」又は「指印は左手人差指」等)。

(c) 証明書に証明書番号(証明書発給台帳より採番)、発給年月日及び発給者(館長又は臨時代理)の官職氏名を記載の上、角型公館長印を捺印

する(朱肉使用)

- (d) 作成した証明書を原則原文書末尾に貼付し、その貼付はのりしろを確保できる部分を確保の上、その綴じ目に角型公館長印を用いて契印する(朱肉使用)。(改ざん等防止の観点からのりづけを原則とする。)
- (e) 署名した項(ページ)と完成した証明書の写しをとる。
- (f) 証明手数料は1通毎に第24号「口」の手数料を徴収する。領収書は複数の証明分を取りまとめて1枚の領収書で発行して差し支えない。
- (g) 証明書発給台帳に記入する。
- (h) 申請書、署名した項(ページ)及び証明書の各写しは公館にて保存する。保存期間3年。

○ (口) 形式2(単独の署名証明)

(a) 必要事項記載

申請書に基づき、形式2の証明書に館側又は申請人にて必要事項を記入し、備考欄等空白の部分については、斜線で削除する(下記(iii), (iv), (v))。

(i) 氏名欄に申請書と同じ氏名をタイプ打ち、又は手書きで記入する(5.(1)(口)参照)。

(ii) 生年月日欄(及び氏名をアルファベットで記入した場合の氏名欄)は旅券等で確認の上記入する。

(iii) 有効な日本国旅券を所持していない場合、又は正当な理由により有効な日本国旅券が提示できない場合は旅券番号欄を斜線で削除する。

(iv) 備考欄は、「右手親指以外で捺印した場合の指の名称」、「法定代理人が署名した場合の代理人氏名・続柄」、「後見人が代理署名した場合の代理人氏名・続柄」、「現在の国籍」等を記載することとするが、備考欄に記載する事項がない場合は、当該欄を斜線で削除する。

(v) 下記(c)の公館長印捺印前に内容の正誤につき申請者に確認する。

(b) 領事担当官面前での署名

証明書の署名欄に、領事担当官の面前で署名及び捺印させる。

(i) 署名及び捺印の両方を証明する。

ただし、申請人が署名のみを希望する場合、又は捺印を拒否する場合は、捺印がないことにより本邦での手続に支障がないかどうか確認の上(口頭でよい)取り扱って差し支えない。

(ii) 署名箇所には、原則として、戸籍に記載されている氏名を使用させる。

ただし、申請人が日常用いている署名を使用したいと希望する場合は、本邦での手続に支障がないかどうか申請人にあらかじめ

確認させた上(口頭でよい)取り扱って差し支えない。

(iii) 指印は右手親指を原則とし、右手親指を欠損している場合は左手親指とし、両手の親指を欠損している場合は、順次右手人差指、左手人差指とする。

なお、指印が右手親指以外の場合は、証明書備考欄にその名称を記載する(「指印は左手親指」又は「指印は左手人差指」等)。

(c) 証明書に証明番号(証明書発給台帳より採番)、発給年月日及び発給者(館長又は臨時代理)の官職氏名を記載の上、角型公館長印を捺印する(朱肉使用)。

(d) 完成した証明書の写しをとる。

(e) 証明手数料は1通毎に第24号「口」の手数料を徴収する。領収書は複数の証明分を取りまとめて1枚の領収書で発行して差し支えない。

(f) 証明書発給台帳に記入する。

(g) 申請書及び証明書の各写しは公館にて保存する。保存期間3年。

(ハ) 形式3(貼付形式の署名証明:署名すべき文書が外国語である場合)

(a) 必要事項記載

申請書に基づき、証明書にアルファベットで申請人氏名(旅券上の氏名のとおりとする。)及び生年月日をタイプ打ち、又は手書きで記入する。

(b) 領事担当官面前での署名

申請人が持ち込んだ文書の署名すべき欄に、領事担当官の面前で署名させる。

(注) 事前に署名(及び指印)した文書を持参した場合には、文書を新たに作成させるか、既にある署名(及び指印)の下又は脇に、再度領事の面前で署名させた上で証明書する。事前の署名(及び指印)は斜線(「×」印)で抹消する。

(c) 証明書には証明番号(証明書発給台帳より採番)を記入し、公館長又は担当官(代理署名の指定を受け本省に報告済みの者)が署名し、氏名・官職・公館名を記載の上、丸型館印を捺印する(青又は黒スタンプインク使用)。

なお、担当官が署名した場合は、公館名(大使館(総領事館)の場合)の下に「(for the Ambassador (for the Consul General))」と記載する。

(d) 作成した証明書を原則原文書末尾に貼付し、その貼付はのりしろを確保できる部分を確保の上、その綴じ目に丸型館印を用いて契印する(青又は黒スタンプインク使用)。

(e) 署名した項(ページ)と完成した証明書の写しをとる。

- (f) 証明手数料は1通毎に第24号「口」の手数料を徴収する。領収書
は複数の証明分を取りまとめて1枚の領収書で発行して差し支えない。
- (g) 証明書発給台帳に記入する。
- (h) 申請書、署名した項(ページ)及び証明書の各写しは公館にて保存す
る。保存期間3年。



署名(および捺印)証明申請書

令和 年 月 日

在〇〇日本国大使(総領事)殿

以下の目的のため私の署名(及び捺印)証明を申請します。

●必要な証明形式(「形式1」または「形式2」)にチェックを入れてください。

<input type="checkbox"/> 「形式1」(貼付型)	<input type="checkbox"/> 「形式2」(単独型)
署名をする必要のある書類に、申請人が署名したことを証明する形式です。お手持ちの書類に、大使館(総領事館)の証明が貼付されます。	市区町村役場で発行される印鑑証明のように申請人の署名および捺印であることを、一枚の証明書として発行します。
必要通数 通	必要通数 通
合 計 通	

申請人氏名	(※読みやすい字体で原則として戸籍上の氏名を記入してください。)		
アルファベット			
生年 月日	明・大 昭・平・令	年 月 日	日本 旅券番号
現住所	外国語:-----		

私は、日本の住民登録を、 [抹消しています。] [抹消していません。]			
住民登録市区町村役場名 :	[都・道 府・県]	(郡)	[市・区 町・村]
使用目的	(遺産分割協議書への署名、不動産登記、車の名義変更、銀行手続き等)		
提出先	(〇〇法務局、〇〇運輸支局、〇〇銀行、司法書士、行政書士等)		

日本の住民登録(印鑑登録)を抹消していない方の場合、提出先関係機関が、日本国大使館(総領事館)の証明を要求していますか?

有 無

連絡先	(自宅・勤務先・携帯)		
備考			

申請人署名

署名(および捺印)証明申請書

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事殿

以下の目的のため私の署名(及び捺印)証明を申請します。

- 必要な証明形式(「形式1」または「形式2」)にチェックを入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 「形式1」(貼付型)	<input type="checkbox"/> 「形式2」(単独型)
署名をする必要のある書類に、申請人が署名したことを証明する形式です。お手持ちの書類に、大使館(総領事館)の証明が貼付されます。	市区町村役場で発行される印鑑証明のように申請人の署名および捺印であることを、一枚の証明書として発行します。
必要通数 3 通	必要通数 通
合計 3 通	

申請人氏名	(※読みやすい字体で原則として戸籍上の氏名を記入してください。) 証明花子		
アルファベット	SHOMEI Hanako		
生年 月日 (大・明 昭平・令)	50年 8月 23日	日本 旅券番号	MA0123456
現住所 外国語:	299 Park Avenue, New York, NY 10171, U.S.A.		

私は、日本の住民登録を、 [抹消しています。] [抹消していません。]			
住民登録市区町村役場名 :	[都・道 府・県]	(郡)	[市・区 町・村] 
使用目的	(遺産分割協議書への署名、不動産登記、車の名義変更、銀行手続き等) 不動産登記		
提出先	(〇〇法務局、〇〇運輸支局、〇〇銀行、司法書士、行政書士等) × × × 法務局		
日本の住民登録(印鑑登録)を抹消していない方の場合、提出先関係機関が、日本国大使館(総領事館)の証明を要求していますか?		有	無
連絡先	(自宅・勤務先・携帯) 212-3XX-XXXX		
備考			

申請人署名 XXXXX

(2) 証明書形式 : 見本

形式 1:貼付

証 明 書

以下身分事項等記載欄の者は、本職の面前で貼付書類に署名
(及び捺印を押捺)したことを証明します。

身 分 事 項 等 記 載 欄	
氏名 :	証明花子
生年月日 : (明・大・昭・平・令)	45年 4月 6日
日本旅券番号 :	MA0000000
備考 :	

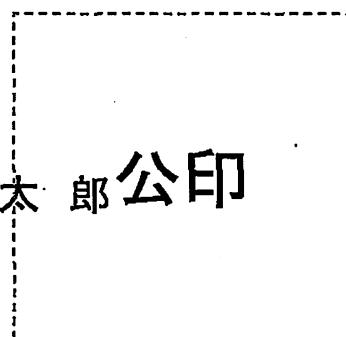
※氏名の漢字等綴りは申請人の申告に基づく場合があります。

証第 一 号

令和 元年 ○ 月 ○ 日

在 ニューヨーク 日本国総領事館

総領事 外務太郎 公印



見本

証明書

以下身分事項等記載欄の者は、本職の面前で以下の署名欄に署名(及び捺印を押捺)したことを証明します。

身分事項等記載欄	
氏名 :	証明花子
生年月日 : (明・大・昭・平・令)	45年 4月 6日
日本旅券番号 :	MA0000000
備考 :	

※氏名の漢字等綴りは申請人の申告に基づく場合があります。

署名 : 証明花子 (捺印)

証第 一 号

令和 元年 ○ 月 ○ 日

在 ニューヨーク 日本国総領事館

総領事 外務太郎 公印

(手数料:)

見本

Cert. No. -

CERTIFICATE

This is to certify that the signature of Mrs. SHOMEI Hanako
born on April 6th, 1970., affixed to the accompanying document, is
genuine.

New York

(place)

April 1st, 2008

(date)

丸印

GAIMU Taro

GAIMU Taro
Consul-General
Consulate-General of Japan
at New York

(fee :)

(代理署名者の場合)

丸印

SATO Jiro

SATO Jiro
Vice-Consul
Consulate-General of Japan
at New York
(for the Consul General)

一般人（在留邦人）の印鑑証明（24号口）

内 容	申請人が居住地の管轄公館に登録した印鑑の印影に相違ないことを証明する（注1）。
使 用 目 的	<p>本邦市区町村役場が発行する印鑑証明に代わる証明として発行するもの。提出先は本邦の関係機関となる。</p> <p>主な使用目的は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)遺産分割協議手続。 (2)不動産登記関係手続。 (3)自動車名義変更（廃棄）手続。 (4)銀行口座の名義変更に係る手続。 (5)その他、各種契約・申請等に係る手続。
条 件	<p>(1)登録できる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①満15歳以上の日本人（二重国籍者含む。）で、成年被後見人でない者。 ②3ヶ月以上管轄区域内に住所を有し、在留届を提出している者。 ③本邦市区町村及び他の在外公館に印鑑登録がないこと。 ④本人が公館へ出頭して申請すること。代理及び郵送による申請は取り扱わない。ただし、やむを得ない事情がある場合には本省経由。 <p>(2)登録できる印鑑（注2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一人1個に限る。 ②一辺の長さ25mmの正方形内に収まるもの。ただし、一辺の長さ8mmの正方形内に収まるものを除く。 ③戸籍上の氏名、氏若しくは名、又は氏名の一部の組み合わせを刻したものに限る。 <p>(3)証明書発給申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公館に印鑑登録を有すること（登録と同時に発給申請できる）。 ②本人が公館へ出頭して申請すること。代理及び郵送による申請は取り扱わない。ただし、やむを得ない事情がある場合には本省経由。 ③領事関連データ管理システムで継続して在留していることが確認できること。

必 要 書 類	<p>(1)登録申請</p> <p>① 本人であることを立証する公文書(注 3)。</p> <p>② 登録しようとする印鑑。</p> <p>③ 申請人の住所を立証できる書類(注 4)。</p> <p>④ 二重登録でないことを立証する文書(注 5)。</p> <p>(2)証明書発給申請</p> <p>①登録印鑑。</p> <p>②本人であることを立証する公文書。</p>
形 式	すべて一定書式による日本文の証明。
注 意 事 項	<p>(注 1)この証明は必要書類や条件が多いため申請人の負担が大きく、更に登録者が管轄地外に転出するまで印影を保管したり、登録者から通知がない限り転出したことを確認することが困難であるため、まずは印鑑証明に代わる証明として、本邦提出先に広く認識されている署名(及び捺印)証明につき案内したうえで受け付けることが望ましい。</p> <p>(注 2)他の人によって既に登録されているもの、印影が鮮明でないものやゴム印等変形し易いものは登録できない。</p> <p>(注 3)有効な日本旅券。または戸籍謄(抄)本や戸籍の附票及び現地当局発行の写真付き身分証明書、運転免許証等。</p> <p>(注 4)住所を立証できる文書(例えば、居住証明書、外国人身分証明書、外国人登録証、運転免許証、労働・就労許可証、納税証明書等で申請人の住所氏名が記載されているもの)や公共料金の請求書・領収書、住宅賃貸契約書等。</p> <p>(注 5)本邦より直接渡航した者は住民票の除票又は戸籍の附票。 他公館管轄区域から転居した者で、他公館登録実績がある場合は印鑑登録廃止届出書写し。登録実績がない場合は住民票の除票又は戸籍の附票提出のうえ、前住地管轄公館へ登録の有無について確認する。</p>

印鑑証明マニュアル

目 次

1. 概説	2
2. 印鑑登録	3
(1) 登録条件	3
(2) 必要書類等	4
(3) 登録要領	5
3. 印鑑証明書の発給	6
(1) 発給条件	6
(2) 必要書類等	6
(3) 作成要領	6
4. 登録の廃止・変更手続	7
(1) 管轄区域からの転出等による抹消手続	7
(2) 改姓の届出による抹消・再登録	8
(3) 登録印鑑の変更による抹消・再登録	9
(4) 管轄区域内への転居による住所変更	10
5. 執務参考資料	11
(1) 印鑑登録申請書	11
(2) 印鑑登録原票	12
(3) 印鑑証明交付申請書	13
(4) 印鑑証明書	14
(5) 印鑑登録〔変更・廃止〕届出書	15
(6) 印鑑証明交付申請書（作成例）	16
(7) 印鑑証明書（作成例）	17
(8) 申出書（作成例）	18

印鑑証明

【1. 概説】

(1) 印鑑証明とは

印鑑証明(以下「証明書」という。)は、証明書の印影が、申請人においてその住居地を管轄する公館に登録した印鑑の印影に相違ないことを証明するものであり、本邦市区町村役場発行の印鑑証明に代わるものとして本邦での手続に使用する。

なお、証明書が不当に使用されるおそれがあると判断される場合には本件証明は行わない。

(注1) 本邦における主な提出先(法務局、社会保険庁、銀行等)では、印鑑証明に代わる証明として、公館発行の署名(及び押印)証明が広く認識されている。印鑑登録については、必要書類や条件が多く、申請人の負担が大きい。更に、一度公館に登録された印影は、登録者が管轄地外に出るまで、半永久的に保管されなければならないうえ、管轄地外に住居を移したかどうかを確認することは、本人からの申し出があるまでは極めて困難である。以上の点から、印鑑証明の取扱いは、まず署名証明につき案内したうえで受け付けることが望ましい。

(注2) 館長又は臨時代理自身の印鑑証明については、諸証明の発給権者である自己が所有する印鑑の印影について証明することができる。手数料は徴収する。ただし、この場合、本邦提出先が受け付けるかどうかについてあらかじめ確認する必要がある。

(2) 主な使用目的例

- (イ) 遺産分割手続
- (ロ) 不動産登記関係手続
- (ハ) 自動車名義変更(廃棄)手続
- (二) 銀行口座の名義変更に係る手続
- (ホ) その他、各種契約・申請等に係る手續

(3) 提出先

原則として証明書は本邦の関係機関に提出される(官公署に限らない)。

(4) 手数料

印鑑証明書1通毎に領事官の徴収する手数料に関する政令第1条第24号「口」に定める手数料を徴収する。なお、印鑑登録(廢止・変更)手続に当たっては手数料を徴収しない。

(5) 署名証明との相違

印鑑証明は署名証明と共に、本邦における印鑑証明の代わりとして提出されるものであるが、署名証明と比べ以下の点が異なる。

- (イ) 一定の条件を満たす印鑑が必要（印鑑を所持しない在留邦人が多い）である。
- (ロ) 登録に必要な書類が多い。
- (ハ) 管轄地内に住所を有する者に限られる。

(6) 本邦の印鑑登録手続との相違

(イ) 申請人が住所を証明しなければならない。

(ロ) 申請人が本邦又は他公館に印鑑登録のないことを証明しなければならない。

(注) 本邦では住民登録（住民票）に印鑑登録が連動しているため、転出届等の提出により住民登録が抹消される場合、自動的に印鑑登録も抹消されるため二重登録のおそれはないが、旅券法に定める在留届には、このような連動システムがない。

【2. 印鑑登録】

(1) 登録条件

(イ) 登録を行う者

(a) 満15歳以上の日本国籍者（二重国籍者を含む）であり、成年被後見人（被保佐人）でないこと。なお、被補助人については本人の意思確認に疑義があれば本省に経伺すること。

(b) 本邦に住所を有さず管轄区域内に住所を有し、在留届を提出していること。

(c) 本邦市区町村、他の在外公館に印鑑登録がないこと。

(d) 原則として本人が公館に出頭して登録申請すること。

(注1) 在留届未提出の場合には、登録申請時に在留届を提出されよう。一時的に在留している者には登録を認めない。

(注2) 郵便による登録申請は取り扱わない。

(注3) 代理人による登録申請は原則取り扱わない。ただし、本人が疾病、老齢その他やむを得ない事情で公館に出頭できない場合には本省経伺すること。

(ロ) 登録できる印鑑

(a) 一人一個に限る。

(b) 印影の大きさが25mmの正方形枠内に収まるもの。ただし、8mmの正方形枠内に収まるものを除く。

(c) 戸籍上の氏名、氏若しくは名、又は氏名の一部の組み合わせを刻したものに限る。

(注1) 他の人によって既に登録されているものは登録できない。

(注2) 印影が鮮明でないものや、ゴム印等変形し易いものは登録できない。

(注3) 三文判を希望する申請人に対しては、同じ印影が多数存在することにより悪用される可能性が高い点を指摘の上、それでもなお、三文判による登録を希望する場合には、受理することはやむを得ない。

○ (2) 必要書類等

(イ) 登録しようとする印鑑

(ロ) 申請者本人を確認する書類

満15歳以上の日本国籍者であることを証明する有効な日本旅券。

戸籍謄(抄)本又は戸籍の附票及び現地官憲当局発行の写真付き身分証明書。

(注) 必ず原本を提示させること。

(ハ) 申請人の住所を立証できる書類

例：申請人宛(名義)の任国政府発行の公文書、公共料金の請求書・領収書、携帯(固定)電話請求書・領収書、銀行ステートメント、住居賃貸契約書等

(注1) 証明書は本邦において登記等に使用されるので、現住所について宛先の名義人以外の疎明資料を根拠とする場合は(夫名義、父親名義、家主名義等の証明書)、申出書(5. 執務参考資料(8)参照)を提出させる。

(注2) 滞在地がホテル、ホームステイ、ルームシェアの場合であっても、住所として取り扱うことができる。

(注3) 私書箱は原則住所として取り扱わない。なお、当該国において居住番地が定められておらず、私書箱表記等が一般的である場合等特別な事情があると認められる場合はこの限りでない。但し、私書箱等の住所表記が本邦提出先で受理されるかどうかは提出先の判断であるので、提出先の意向を確認するよう助言する。

(注4) 現住所を確認する疎明資料は、原則として発行後3ヶ月以内(有効期限のあるものについては有効期限内)のものに限るが、滞在国の制度(または申請人の滞在形態)により至近の証明書の入手が困難で古い証明書しか所持しておらず、その疎明資料の真正性自体に疑義がある場合は、疎明資料を複数提出させる。

(注5) 任国政府機関発行の公文書の例：永住許可証、外国人身分証明

書、外国人登録証、滞在許可証、運転免許証、納税証明書等で当事者の氏名及び住所の記載があるもの。

(注6)公用・外交旅券所持者で、当事者の身分、住所を職務上知り得ているときは、上記住所立証文書の提出は省略することができる。

(二)二重登録でないことを証明する文書

(a)本邦より直接渡航した者

本邦出発までに居住していた市区町村(前住地)の住民票の除票又は前住地から国外へ転出した旨記載された戸籍の附票。

(b)他公館管轄区域から転居した者(他公館での登録実績がある場合)

登録公館による受領印済みの印鑑登録廃止届出書写し。

なお、前住地の公館で印鑑登録の廃止を行っていない場合、当該登録公館に電話又はFAX等にて連絡し、職権による抹消手続きを行う。ただし、領事関連データ管理システムで前住地管轄区域より転出していることが確認できる場合は抹消手続を省略できる。

(c)他公館管轄地区から転居した者(他公館での登録実績がない場合)

本邦出発までに居住していた市区町村(前住地)の住民票の除票又は前住地から国外へ転出した旨記載された戸籍の附票。

また、過去の在住地管轄公館へ電話又はFAX等にて登録実績の有無について確認する

(注1)住民票は国外転出手続後5年経過すると廃棄されるため、5年以上継続して在外に居住している者からは戸籍の附票を提出させる。

(注2)すでに長期間現地に在留する者で、これらの文書の提出が困難と認められる場合、滞在許可証や本人の旅券の出入国スタンプ等によって、5年以上管轄区域内に在留していることが明らかであれば、これらの文書の提出を省略してよい。

(3)登録要領

(イ)申請人に印鑑登録申請書(5. 執務参考資料(1)参照)及び必要書類を提出させる。

(ロ)2.(1)の登録条件を満たしているか確認する。

(ハ)印鑑登録申請書に記載の住所を住所立証文書で確認する。

(ニ)二重登録でないことを住民票の除票等で確認し、要すれば関係公館に確認する。

(ホ)印鑑登録申請書の右上に登録番号及び登録年月日を記入する。

(ヘ)印鑑登録原票(5. 執務参考資料(2)参照)は、印鑑登録申請書の記載事項より転記

して作成する。申請人より登録しようとする印鑑の提出を受けて、印影欄に鮮明に押印し、当該印鑑を申請者に返す(印鑑を預かってはならない)。

(ト)印鑑登録原票、登録申請書及びその他の提出書類を一括して登録番号順に専用ファイルに編綴する。保存期間の定めはなく、抹消するまで保存する。

(注)印鑑登録関係書類については、現に有効な登録ファイルと抹消済みファイルをそれぞれ専用に作成し、登録番号順に編綴保管する。またこれらの専用ファイルは一般の閲覧に供してはならない。

○【3. 印鑑証明書の発給】

(1)発給条件

(イ)当該公館に印鑑登録を有すること。

(ロ)本人が公館に出頭して申請すること。

(注1)郵便による申請は取り扱わない。

(注2)代理人による申請は原則取り扱わない。ただし、本人が疾病、老齢その他やむを得ない事情で公館に出頭できない場合には本省経伺する。

(注3)判断能力に問題があると認められる申請人の場合には本省に経伺すること。

(ハ)領事関連データ管理システムで継続して在留していることが確認できること。

(2)必要書類等

(イ)登録印鑑

(ロ)有効な日本国旅券。有効な日本国旅券を所持していない場合は、戸籍謄(抄)本又は戸籍の附票及び現地官憲当局発行の写真付き身分証明書。

(3)作成要領

(イ)申請人が本人であるか否かを旅券等の公文書により確認する。

(ロ)印鑑証明交付申請書(5. 執務参考資料(3)参照)を提出させ、印鑑登録ファイルから印鑑登録原票を検出し、申請書の記載事項及び印影を照合確認する。

(ハ)登録印鑑を提出させ、印鑑証明書(5. 執務参考資料(4)参照)の所定欄に押印し申請者に返す(印鑑を預かってはならない)。

(二)印鑑証明書に必要事項、証明番号(証明書発給台帳より採番)を記入の上、角形館長印を押す(朱肉使用)。

(ホ)作成された印鑑証明書の上部と、印鑑証明交付申請書の公館契印欄と

- にかけて、角形館長印で契印する(朱肉使用)。なお4通以上の証明書を発行し契印欄に収まらない場合は、契印欄下の余白部を使用し契印する。
- (ヘ)印鑑証明交付申請書の公館契印欄に当該印鑑証明書の番号を記入する。
- (ト)証明手数料は1通毎に第24号「口」の手数料を徴収する。領収書は複数の証明分を取りまとめて1枚の領収書で発行して差し支えない。
- (チ)証明書発給台帳に必要事項を記入する。
- (リ)申請書及び証明書の写しは公館にて保存する。保存期間3年

【4. 登録の廃止・変更手続】

管轄区域内の転居及び住居表示変更の場合を除き、印鑑登録事項に変更があった場合には、原則としてそれまでの登録を抹消し、必要に応じ新たな登録番号による新規登録を行う。なお、主な手続きは次のとおり。

(1)管轄区域からの転出等による抹消手続

印鑑登録をした者が帰国又は転居等により、登録公館の管轄区域を離れる場合、印鑑登録を抹消しなければならない。届出により抹消するが、届出がなくとも、本人が既に管轄区域内に居住していないことが公館において判明した場合には職権により抹消する。

(注1)転出以外の理由により印鑑登録を廃止する場合も同一手続による。

例：登録者よりの申し出による廃棄、日本国籍の離脱、登録者の死亡

(注2)管轄区域から転出後、再度当該管轄区域に転入した場合も登録抹消及び新たに新規登録手続を行う。

(イ)届出による場合

(a)必要書類等

(i)申請人が登録者本人であることを確認できる有効な日本国旅券。

(ii)登録印鑑

(注)旅券等により本人である届出が明らかな場合、登録廃止届出書の申請人氏名欄に自署させれば、登録印鑑がなくてもよい。

(b)抹消要領

(i)申請人に印鑑登録廃止届出書(5. 執務参考資料(5)参照)を提出させる。

(ii)申請人が本人であるか否かを旅券により確認する。

(iii)印鑑登録廃止届出書より、当該印鑑登録申請書及び印鑑登録原票を検出し、記載事項を確認する。

(iv)検出された印鑑登録申請書及び印鑑登録原票の記載事項部分を斜線(「×」印)で抹消する。

(v)印鑑登録廃止届出書の公館受領印欄に丸型公印を押印する。

(vi)押印後の印鑑登録廃止届出書の写しを申請者に手交する。

(v) 抹消した印鑑登録申請書、印鑑登録原票を添付書類と共に、印鑑登録ファイルから抹消登録ファイルに移し、登録番号順に編綴する。保存期間は抹消の日より5年。

(vi) 抹消後の登録番号は欠番とし、他の印鑑登録に転用しない。

(口) 職権による場合

(a) 必要要件

(i) 本人が既に管轄区域内に居住していないことや、本人の国籍離脱、死亡が公館において判明した場合には、職権で抹消手続きを行う。

(ii) 本人が百歳以上の高齢者で過去3年間登録在外公館より連絡がとれず所在が不明な者については、職権抹消することができる。

(iii) 領事関連データ管理システムにより本人の転出の事実が確認できた場合には職権抹消することができる。

(注1) 在留届には職権抹消の規定はないが、本人より管轄地域からの転出の届出を受けた場合には、印鑑登録を職権抹消することができる。

(注2) 国籍離脱による抹消は、国籍離脱届出が提出された際に印鑑登録が抹消されることについて説明する。

(b) 抹消要領

(i) 転出、死亡が判明した者の登録時に提出された印鑑登録申請書及び印鑑登録原票を検出し、記載事項部分を斜線(「×」印)で抹消する。

(ii) 印鑑登録申請書に抹消年月日、抹消理由(具体的な事情)を記入する。

(iii) 抹消した印鑑登録申請書及び印鑑登録原票を添付書類と共に、印鑑登録ファイルから抹消登録ファイルに移し、登録番号順に編綴する。保存期間は抹消の日より5年。なお、転出や死亡の事実を示す参考資料はできるだけ収集して編綴する。

(vi) 抹消後の登録番号は欠番とし、他の印鑑登録に転用しない。

(2) 改姓の届出による抹消・再登録

婚姻、離婚、養子縁組等により改姓した場合には、旧姓による印鑑の登録抹消及び新姓による印鑑の新規登録手続を行う。

名前のみ刻印された印鑑で登録されている場合等、改姓により登録印鑑の変更必要がない場合でも、届出により旧姓による登録抹消及び新姓による再登録(登録印鑑は変更しない)を行うことができる。

(イ) 必要書類

(a) 申請人が登録者本人であることを確認できる旅券。

(b) 改姓事実を立証する戸籍謄(抄)本

(c) 新規登録印鑑(名前のみ刻印されたものであれば、改姓前の登録印鑑で可)

(注) その他の新規登録に係る必要書類は不要

(口) 抹消・再登録要領

- (a) 申請人に印鑑登録廃止届出書、新姓による印鑑登録申請書及び改姓事実を立証する戸籍謄(抄)本を提出させる。
- (b) 申請人が本人であるか否かを旅券により確認する。
- (c) 旧姓による印鑑登録の抹消手続を行う。
 - (i) 印鑑登録廃止届出書より、当該印鑑登録申請書及び印鑑登録原票を検出し、記載事項を確認する。
 - (ii) 検出された印鑑登録申請書及び印鑑登録原票の記載事項部分を斜線(「×」印)で抹消する。
- (d) 新姓による新規登録手続を行う。
 - (i) 新姓による印鑑登録申請書の右上に新規の登録番号を記入する。
 - (ii) 印鑑登録申請書より記載事項を転記し、印鑑登録原票を作成する。申請人より、登録しようとする印鑑の提出を受けて、印影欄に鮮明に押印し、当該印鑑を申請者に返す。
- (e) 抹消した印鑑登録申請書の添付書類を、新規の印鑑登録申請書及び新たに提出を受けた書類とともに印鑑登録ファイルに一括編綴する。抹消した旧印鑑登録申請書及び印鑑登録原票は、印鑑登録廃止届出書とともに印鑑登録ファイルから抹消登録ファイルに移し、登録番号順に編綴する。保存期間は抹消の日より5年。
- (f) 抹消後の登録番号は欠番とし、他の印鑑登録に転用しない。

(3) 登録印鑑の変更による抹消・再登録

登録印鑑の盗難・紛失・摩滅・毀損等により登録印鑑の変更の申出を受けて、印鑑登録の抹消及び新印鑑による登録手続を行う。

(イ) 必要書類

- (a) 申請人が登録者本人であることを確認できる旅券。
- (b) 新印鑑

(注) 新印鑑による登録は、実質的に新規登録と同一であるが、住所を立証できる書類、二重登録でないことを証明する書類は不要。

(口) 抹消・登録要領

- (a) 申請人に印鑑登録廃止届出書及び新規印鑑による印鑑登録申請書を提出させる。
- (b) 申請人が本人であるか否かを旅券等の身分証明書により確認する。
- (c) 旧印鑑による印鑑登録の抹消手続を行う。
 - (i) 印鑑登録廃止届出書より、当該印鑑登録申請書及び印鑑登録原票を検出し、記載事項を確認する。
 - (ii) 検出された印鑑登録申請書及び印鑑登録原票の記載事項部分を斜線(「×」印)で抹消する。
- (d) 新印鑑による新規登録手続を行う。
 - (i) 新印鑑による印鑑登録申請書の右上に新規の登録番号を記入する。

- (ii) 印鑑登録申請書より記載事項を転記し、印鑑登録原票を作成する。申請人より、登録しようとする新印鑑の提出を受けて、印影欄に鮮明に押印し、当該印鑑を申請者に返す。
- (e) 抹消した旧印鑑による印鑑登録申請書の添付書類を、新規の印鑑登録申請書・原票とともに印鑑登録ファイルに一括編綴する。抹消した旧印鑑登録申請書及び印鑑登録原票は、印鑑登録廃止届出書とともに印鑑登録ファイルから抹消登録ファイルに移し、登録番号順に編綴する。保存期間は抹消の日より5年。
- (f) 抹消後の登録番号は欠番とし、他の印鑑登録に転用しない。

(4) 管轄区域内への転居による住所変更

管轄区域内の転居、住居表示の変更等により印鑑登録の記載住所が変更になった場合は住所変更手続を行う。管轄内であれば抹消・再登録は不要。

(イ) 必要書類

- (a) 申請人が登録者本人であることを確認できる旅券
- (b) 新住所を立証できる書類(2.(2)(二)参照)

(ロ) 必要書類

- (a) 申請人に印鑑登録変更届出書及び新住所立証書類を提出させる。
- (b) 申請人が本人であるか否かを旅券等の身分証明書により確認する。
- (c) 印鑑登録変更届出書より印鑑登録申請書を検出し、変更届出書の記載事項を確認する。
- (d) 印鑑登録原票の旧住所を赤棒線で抹消する。
- (e) 変更届出書及び提出書類を印鑑登録書類の末尾に編綴する。

印鑑登録申請書

印鑑登録番号

在 大使・総領事 殿

令和 年 月 日

私は下記のとおり印鑑の登録を申請します。

印影

フリガナ				
申請者氏名	印			
注:戸籍の氏名綴り				
生年月日	明・大・昭 平・令	年 月 日	性別	男・女
現住所	(外国語) (日本語)			
電話番号				
日本旅券番号				
過去の在外公館における印鑑登録実績 有り・無し				
有りと回答された方:在外公館名 []				
本邦での最終住民登録地(市区町村名) []				
※1:本邦に住民登録されている方は、印鑑登録の対象となりません。				
※2:当館管轄地域より転出が確認されたときは登録が抹消されます。				

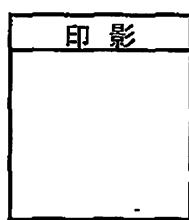
[備考欄]

[公館記入欄]

抹消年月日: 令和 年 月 日 (届出・職権)
抹消理由:

印鑑登録原票

印鑑登録番号



登録年月日： 年 月 日

廃止年月日： 年 月 日

姓			
氏名			
生年月日	明・大・昭 平・令	年 月 日	性別
現住所	(外国語) (日本語)		
備考			

印鑑証明交付申請書

在 大使・総領事 殿

令和 年 月 日

私は下記のとおり登録印鑑の印影の証明書を(通)申請します。

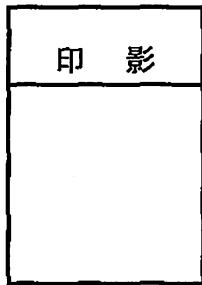
登録印の印影	プリガナ				
	申請者氏名	印			
	注:戸籍の氏名綴り				
	生年月日	明・大・昭 平・令	年	月	日
	現住所 (日本語表記)				
	電話番号				
	日本旅券番号				
	使用目的	(例:不動産登記、車の名義変更等)			
	提出先	(例:○○法務局、○○運輸支局、○○銀行等)			
〔備考欄〕					

〔公館契印欄〕

第 号	第 号	第 号	第 号

印鑑證明書

証第 号



氏名 :			
生年月日 :	明・大・昭・平・令	年	月 日
日本旅券番号 :			
現住所 (日本語表記) :			
備考 :			

○ 上記印影は、当館登録の印鑑の印影と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

在 日本国大使館(総領事館)

特命全権大使(総領事) 外務太郎

印

(手数料:)

印鑑登録[変更・廃止]届出書

在 大使・総領事 殿

令和 年 月 日

私は下記のとおり既済の印鑑登録[変更・廃止]につき届け出ます。



フリガナ				
申請者氏名				
フリガナ				
旧氏名				
生年月日 明・大・昭 平・令	年	月	日	性別 男・女
現住所 (日本語表記)				
旧住所				
電話番号				
公館受領印				
丸型公印				
日本旅券番号				
変更・廃止 理由 変更・廃止の文字 及び該当理由番号 を○で囲って下さい。	1. 印鑑の磨滅 2. 印鑑の紛失 3. 転居 4. 改姓 5. その他〔 〕			
〔備考欄〕				

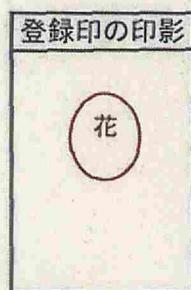
- ※1. 登録印鑑の変更の場合は、本届出書による旧登録印鑑抹消後に再度新規登録手続きが必要となります。
- ※2. 旧氏名、旧住所欄は氏名又は住所変更の届け出の際にご記入下さい。
- ※3. 転居後に他の在外公館で印鑑登録をされる方は本廃止届出書の写し(公館受領印押印済)を転居先の在外公館に提出して下さい。

印鑑証明交付申請書(作成例)

在ニューヨーク日本国総領事 殿

令和元年5月1日

私は下記とおり登録印鑑の印影の証明書を(2通)申請します。



フリガナ	ガイム ハナコ		
申請者氏名	外務 花子 印		
生年月日	明・太・昭 平・令	35年 10月26日	性別 男・女
現住所 (日本語表記)	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市パーク通り299		
電話番号	1-212-XXXX-1234		
日本旅券番号	TZOOOOOO		
使用目的	(例:不動産登記、車の名義変更等) 遺産分割に係る不動産登記		
提出先	(例:〇〇法務局、〇〇運輸支局、〇〇銀行等) さいたま地方法務局		
〔備考欄〕			

shou

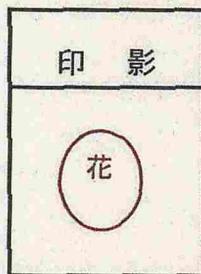
〔公館契印欄〕

第08-12345号	第08-12346号	第一号	第二号

印

印鑑証明書(作成例)

証第 一 号



氏名 :	外務 花子
生年月日 :	明・大・昭・平・令 35 年 10 月 26 日
日本旅券番号 :	TZ000000
現住所 (日本語表記):	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市パーク通り299
備考 :	

上記印影は、当館登録の印鑑の印影と相違ないことを証明します。

令和 元 年 ○ 月 ○ 日

在 ニューヨーク日本国総領事館

総領事 外務太郎 公

印

(手数料:)

申出書(作成例)

在、〇〇〇 大使 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

当事者氏名:霞ヶ関 花子

署名:

私は、同居家族である下記の名義人の住所立証書類を提示の上、印鑑証明の申請を行いたく、申し出ます。

同居家族名義人氏名:霞ヶ関 太郎

住所:〇〇〇〇……, Wellington 4, New Zealand

注意

- 「同居家族名義人」に該当する者は、日本国籍者に限りません。
- 申出書の署名欄は、必ず当事者ご本人がご署名下さい。

遺骨証明（25号）

内 容	遺骨又は遺体を納めた壺、箱、棺等の中身が遺骨又は遺体のみであることを証明するもの（注1）。
使 用 目 的	海外で死亡した者の遺骨等を本邦へ送付又は持ち帰る際の現地や遺骨携行者の乗換地の通関手続において中味に輸入禁制品（例えば、武器弾薬等）が混入されていないことを立証し、開披検査を受けることなく通関させるため（注2）（注3）。
条 件	(1) 故人の死亡を確認できること。 (2) 故人の遺骨であることが確認できること。 (3) 骨箱等の内容検査等により内部に遺骨又は遺体以外のものがないことが確認できること。
必 要 書 類	(1) 故人の死亡事実を立証できる現地官憲発給の公文書（例えば、死亡診断書、死体検査書、火葬許可書、火葬済証明書） (2) 故人の遺骨又は遺体であることが確認できる文書 例 遺骨一火葬許可書又は火葬済証明書。 遺体一旅券又は現地当局発行の身分証明書。
形 式	外国文による証明と日本文による証明とがある。
注 意 事 項	(注1) 中身が遺爪や遺髪の場合もある。 (注2) 本邦通関には不要。 本邦税関では、一見して遺骨等を納めたものであることが明らかでその旨携行者又は搬送者が税関へ申告すれば、そのまま通関させる等常識的に処理しており、本証明書は通関手続上の必要書類ではない。 他方、証明書があっても万一密輸等の疑いがある場合には骨箱の開披検査を行っている。従って、使用目的が本邦通関のみの場合、申請者が特にこの証明書を強く希望する以外は取り扱わない。 (注3) 本邦における埋葬、改葬又は火葬許可取得には不要。 本邦で埋葬、改葬又は火葬許可取得にこの証明書が必要であると誤解している者がある。この場合の手続には現地の医師又は官憲当局発行の死亡を証する文書（死亡診断書、死体検査書等）が必要であるから、これら死立証文書（訳文（個人が作成したもので可）を添付）を必ず携行帰国するよう指導する。

遺骨証明

1. 概説

(1) 証明の内容

遺骨又は遺体を納めた壺、箱、棺等の中身が遺骨又は遺体のみであることを証明するもの。

(2) 使用目的

海外で死亡した者の遺骨等を本邦へ送付又は持ち帰る際、現地や遺骨携帯者の乗換地の通関手続において、中身に輸入禁制品（例えば、武器弾薬等）が混入されていないことを立証し、開披検査を受けることなく通関させるため。

(注1) 本邦通関には不要

本邦税関では、一見して遺骨等を納めたものであることが明らかでその旨携行者又は搬送者が税関へ申告すれば、そのまま通関させる等常識的に処理しており、本証明書は通関手続上の必要書類ではない。

他方、証明書があつても万一密輸等の疑いがある場合には骨箱の開披検査を行っている。従って、使用目的が本邦通関のみの場合、申請人が特にこの証明書を強く希望する以外は取り扱わない。

(注2) 本邦における埋葬、改葬又は火葬許可取得には不要

本邦で埋葬、改葬又は火葬許可取得にこの証明書が必要であると誤解している者がある。この場合の手続には現地の医師又は官憲当局発行の死亡を証する文書（死亡診断書、死体検案書等）が必要であるから、これらの死亡立証文書を必ず携行帰国するよう指導する。

(3) 手数料

証明書1通毎に第25号の領事手数料を徴収。

(注) 航空機事故等により多数の死者が出た場合で本省から手数料免除の指示がある場合及び太平洋戦争戦死者の遺骨で同地域巡査団等が収集し、わが国の厚生省に引き渡されるものである場合、手数料は不要。

2. 発給条件

(1) 故人の死亡を確認できること。

(2) 故人の遺骨又は遺体であることが確認できること。

(注) 遺体の場合着衣は可。

(3) 骨箱等の内容検査等により内部に遺骨又は遺体以外のものがないことが確認できること。

3. 必要書類

(注) 文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける（公館において写を作成してもよい）。

- (1) 故人の死亡事実を立証できる公文書（例えば、死亡診断書、死体検案書、火葬許可書、火葬済証明書）
- (2) 故人の遺骨又は遺体であることが確認できる文書
 - 例 遺骨——火葬許可書又は火葬済証明書
 - 遺体——旅券又は現地当局発行の身分証明書（遺髪、遺爪の場合も同じ。）

4. 作成要領

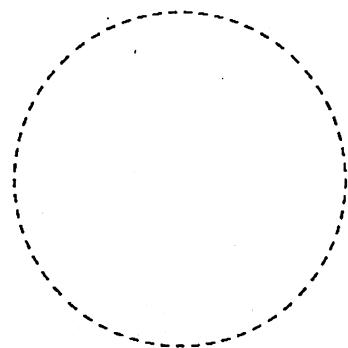
- (1) 申請人に証明書の使用目的及び提出先等を記入した申請書を提出させる。
- (2) 必要書類を提出させ、故人の死亡事実を確認する。
- (3) 骨箱・ひつぎ等の内容検査等を行い、火葬済証明書及び旅券等により遺骨又は遺体は故人のものであるか否かを確認する。同時に遺骨又は遺体以外に何もないことを確認する。また、遺髪・遺爪の場合も適当な箱に納めて、取扱要領は同じ。
(注) 内容検査に際しては、丁重に取り扱い、故人の靈に対していささかの失礼もないよう慎重に行う。
- (4) イ. 外国文の場合
 - 証明書に必要事項（証明番号は証明書発給台帳にて確認）を記入の上、公館長又は担当官（代理署名の指定を受け本省に報告済の者）が署名し、その下に官職氏名を記入して丸型館印を押す（青又は黒のスタンプインキ使用）。
- ロ. 日本文の場合
 - 証明書に必要事項（証明番号は証明発給台帳にて確認）を記入し角型館長印を押す（朱肉使用）。
- (5) 完成した証明書の写をとる。
- (6) 完成した証明書を骨箱等の開閉部にかけて張り付け、証明書と箱との間に証明書に用いた丸型館印（日本文の場合も丸型館印）を用いて割印の上、後刻自由な開披ができない様にする。
- (7) 骨箱を封印する。封印は上記割印をもって兼ねてもよく、別途封ろうを用いて封印してもよい。
- (8) 証明手数料は1通毎に第25号の手数料を徴収する。
- (9) 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。
- (10) 申請書、証明書及び提出文書の各写は公館にて保存する。保存期間3年。

Cert. No.

CERTIFICATE OF ASHES BOX CONTENTS

This is to certify that this ashes box contains only the ashes of the late

(Place) . (Date)



(Fee)

遺骨證明書

この骨箱の中は、年月日　国において死亡し

た故　の遺骨のみ在中するものであることを証明する。

証第　号

年月日

在

公印

(手数料)

原産地証明(26号)

内 容	本邦に向けて輸出される商品が現地産出品又は製造品であることを証明するもの。本邦税関当局あて(注1)(注2)。
使 用 目 的	これらの貨物を本邦に輸入するにあたり、本邦税関当局に対し、関税についての便益を得るため提出(関税法第68条第2項、同法施行令第61条)。
条 件	(1) 日本に輸出される貨物であること。 (2) 管轄区域内に当該貨物の原産地、仕入地、仕出地又は積出地があること。 (3) 当該貨物が関税法等に基づき、関税の便益を受けられるものであること(関税定率法第5条に基づく便益関税の適用に関する政令第1、2条)。
必 要 書 類	当該貨物の内容、価格、原産地及び当該貨物が日本に輸出されることを証明する書類が必要。具体的には、 ① 製造者、出荷者又はこれらの加入している組合又は団体の証明書。 ② 船積貨物の明細を示した商業送り状(Commercial Invoice)。 ③ 契約書(Contract Note)、売約書(Sales Note)又は銀行信用状(L/C) ④ 為替銀行の認証済輸出申告書(E/D)。 ⑤ 輸出承認を要する品目については、当該期間の輸出承認書(Export Licence)。 ⑥ 船荷証券(B/L)又は船積指図書(Shipping Order)。 ⑦ 保険証券(Insurance Policy)又は保険証明書(Insurance Certificate)。 ⑧ その他商品及び原産地を確認する文書。 等のうち、必要なものを提示させる。
形 式	英文による証明
注 意 事 項	(注1) 我が国産出品又は製造品についての原産地証明は、取り扱わない。 かかる相談があった場合には、本邦商工会議所で取得するよう指導する。 (注2) 本邦税関に提出するのは、この証明書のほか、原産地、仕入地、仕出地又は積出地の税關その他の官公署又は商業会議所の発給する証明書でもよい(関税法施行令第61条)。 これら現地機関の方が、事情に通じており、証明書取得が容易である場合もあるので、申請人の事情によっては、現地機関での証明書取得を指導する。

原産地証明

1. 概説

(1) 証明の内容

本邦に向けて輸出される商品が現地産出品又は製造品であることを証明するもの。本邦税関当局あてで、英文で発給する。

(注) 我が国産品又は製造品についての原産地証明は、取り扱わない。かかる相談があつた場合には、本邦商工会議所で取得するよう指導する。

(2) 使用目的

これらの貨物を本邦に輸入するにあたり、本邦税関当局に対し、関税についての便益を得るために提出して使用される（関税法第68条第2項、同法施行令第61条及び関税についての条約又は関税定率法第5条）。

(3) 手数料

証明書1通毎に第26号の領事手数料を徴収。

(注) 英、仏、伊と我が国との間には原産地証明手数料の相互免除取極があるので、これらの国においては、手数料を徴収しない。

(4) この証明書に代わる証明書

本邦税関に提出するのは、この証明書のほか、原産地、仕入地、仕出地又は積出地の税關その他官公署又は商業会議所（Chamber of Commerce, Board of Trade等）の発給する証明書でもよい。（関税法施行令第61条）。

(注) これら現地機関の方が、事情に通じており、証明書取得が容易である場合もあるので、申請人の事情により、現地機関での証明書取得を指導する。

(5) 特恵関税の原産地証明は取り扱わない。この証明書の発給は、原産地の税關等我が国税關長があらかじめ認める現地機関による（関税暫定措置法第8条の2、同法施行令第22条の6、8）。証明書用紙も異なる。

2. 発給条件

(1) 本邦に輸出される貨物であること。

(2) 管轄区域内に当該貨物の原産地、仕入地、仕出地又は積出地があること。

(3) 当該貨物が関税法等に基づき、関税の便益を受けられるものであること（関税定率法第5条に基づく便益関税の適用に関する政令第1、2条）。

3. 必要書類

(注) 文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける（公館で写を作成してもよい）。

当該貨物の内容、価格、原産地及び当該貨物が日本に輸出されることを証明する書類。具体的には、

- ① 製造者、出荷者又はこれらの加入している組合又は団体の証明書

- ② 船積貨物の明細を示した商業送り状 (Commercial Invoice)。
 - ③ 契約書 (Contract note) , 売約書 (Sales Note) 又は銀行信用状 (L/C)
 - ④ 為替銀行の認証済輸出申告書 (E/D)
 - ⑤ 輸出承認を要する品目については、当該機関の輸出承認書 (Export Licence)
 - ⑥ 船荷証券 (B/L) 又は船積指図書 (Shipping Order)
 - ⑦ 保険証券 (Insurance Policy) 又は保険証明書 (Insurance Certificate)
 - ⑧ その他商品及び原産地を確認する文書
- 等のうち必要なもの。

4. 作成要領

- (1) 申請人に申請書及び英文証明書の必要事項を記入させ、必要書類と共に提出させる。
(注) 証明書には、貨物の記号、番号、品名、数、価格、量及び原産地を記載する（関税法施行令第61条第2項）。
- (2) 当該貨物の証明書発給条件を満たしているか否かを審査する。
- (3) 根拠文書により申請書に記載された各項目を確認する。
(注) 確認できない事項は抹消する。
- (4) 証明書にその他の必要事項（証明番号は証明書発給台帳にて確認）を記入し、公館長又は担当官（代理署名の指定を受け本省に報告済の者）が署名の上、その下に官職氏名を記入して丸型館印を押す（青又は黒のスタンプインキ使用）。
- (5) 完成した証明書の写をとる。
- (6) 証明手数料は1通毎に第26号の領事手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚を発給すればよい。
- (7) 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。
- (8) 申請書、証明書の写及び根拠文書（写）は公館にて保存する。保存期間3年。

(参考) 関税法

(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)

第68条 輸出申告又は輸入申告に際しては、仕入書を税関に提出しなければならない。

ただし、税関においてこれを提出することができない事由があると認める場合又は輸出に係る仕入書についてこれを提出する必要がない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の仕入書により輸入貨物の課税標準を決定することが困難であると認められるとき、若しくは同項ただし書に該当するとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益（これに相当する便益で政令に定めるものを含む。）を適用する場合において必要があるときは、税関は、契約書その他課税標準の決定のため必要な書類又は当該便益を適用するため必要な書類政令で定めるものを提出させることができる。

(参考) 関税法施行令

(課税標準の決定のための書類及び原産地証明書)

第61条 法第68条第2項（輸入申告に際しての提出書類）に規定する政令で定める書類は、輸入申告に係る貨物の運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出入との間の取引についての書類その他税關において課税標準の決定のために必要と認める書類又は当該貨物が同項の便益の適用を受ける外国（その一部である地域を含む。）の生産物であることを証明した原産地証明書（郵便物及び課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあっては、定率法第4条から第4条の8まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格）の総額が10万円以下の貨物並びに貨物の種類、商標等又は当該貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかな貨物に係るものを除く。）とする

- 2 前項の原産地証明書は、法第68条第2項に規定する便益を受けようとする貨物の記号、番号、品名、数量及び原産地を記載し、かつ、当該貨物の原産地、仕入地、仕出地若しくは積出地にある本邦の領事館若しくはこれに準ずる在外公館又はこれらの地の税關その他の官公署若しくは商業会議所の証明したものでなければならない。
- 3 第1項の原産地証明書は、当該証明書に記載された貨物の輸入申告の日又は第42条第1項（第51条において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出の日においてその発行の日から4月以上を経過したものであってはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したものであるときは、この限りでない。

(参考) 関税定率法

(便益関税)

第5条 関税についての条約の特別の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。以下この条から第7条まで及び第9条の2第2項において同じ。）の生産物で輸入されるものには、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、当該規定による便益の限度を越えない範囲で、関税についての便益を与えることができる。

(参考)

わが国と英國、フランス及びイタリアとの間の原産地証明手数料相互免除について

1. 戦後わが国は、英國との間に原産地証明手数料相互免除に関する交換公文（大正元. 10. 26 署名）、フランスとの間に同名の交換公文（大2. 10. 4 署名）、及びイタリアとの間に同名の交換公文（昭7. 12. 1 署名）による取極を行っていた。
2. (1) 戦後、英國及びフランスは、平和条約第7条によりわが国に対し、同交換公文の有効性を確認する旨の通告を行った。

英國 1953. 4. 22 通告、1953. 7. 22 復活昭28年外務省
告示第40号

昭28. 5. 12 日付松本大使あて公信第143号にて通報

○ フランス 1953. 4. 25 通告、1953. 7. 25 復活昭28年外
務省告示第41号

昭28. 4. 28 日付西村大使発、来信第593号にて通報

(注) 平和条約第7条(a)によれば、通告された条約及び協定は、通告の日の後3か月で引き続き有効なものとみなされ、又は復活されることになっている。

- (2) また、戦後、イタリアとは、同交換公文が現在なお有効である旨を確認するための公文の交換を行った。

1954. 6. 23 付昭和29年外務省告示第74号

昭29. 6. 29 付原田大使あて公信、第162号にて通報、イタリアと戦後復活する際「制度上の根拠があるといなとを問わず一切の原産地証明に対して実施される」旨の了解が相互になされている。

- (3) よって上記3国との間の同取極は、現在においても有効であり、英、仏、伊に所在するわが国外公館は、「領事官の徴収する手数料に関する政令」第1条第24号（注：昭和50年7月1日施行の現行政令で第22号）の「原産地証明」発給にあたり、「領事官の徴収する手数料の額を定める省令」に定められた手数料を徴収してはならない。

No. _____

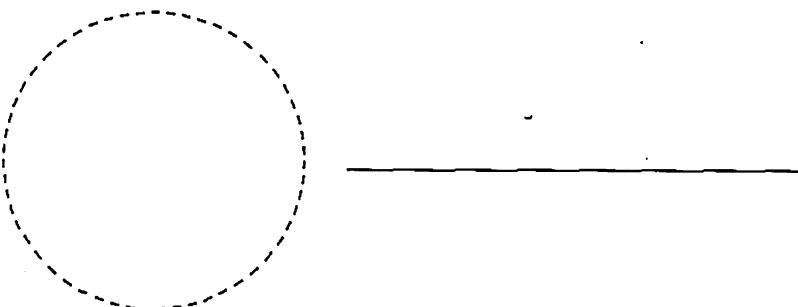
Certificate of origin

Name of Applicant. _____ (Signature)

Marks & Numbers	Commodity Description	Number of Package	Quantity	Value	Place of Origin

I certify that the commodity enumerated above has been produced (or manufactured) in the place of origin mentioned above.

Title _____ Date _____ 20



Remarks: Certificate will not be the one with the lapse of more than four months after the date of the issuance.

日本品の外国輸入証明(陸揚証明)(27号)

内 容	本邦から輸出した日本の商品が、確実に外国で陸揚された(外国に輸入された)ことを証明するもの。本邦税務当局あて(注)。
使 用 目 的	商品を輸出するにあたり、物品税の免税の扱いを得るために本邦税務署に対し提出。
条 件	<p>1. 輸出入業者の申請に係る場合</p> <p>(1) 発給条件</p> <p>イ. 申請人 当該物品の輸出入業者等(本人、法人の代表者の出頭不要)。</p> <p>ロ. 証明する物品 輸出免税の対象物品に限る(物品税法別表)。</p> <p>(2) 必要書類</p> <p>イ. 輸出契約書、当該物品の内容を証明する文書</p> <p>ロ. 当該物品が本邦から輸出され、現地に陸揚げされたことを証明する文書すなわち、L/C、本邦税関発出の輸出許可書(Export Clearance)、B/L、現地税關への輸入申告書、現地の通關を証明する文書等のうちいくつかの組合せによる。</p> <p>2. 個人が携行して出国し、外国に持ち込んだ物品につき申請する場合、従来、「物品税輸出免税物品輸出証明申請書」及び携帯品等を提出させて、在外公館が確認を行う事務があつたが、物品税法が廃止されたことにより、現在、この確認事務はなくなった。</p>
形 式	日本文による証明
注 意 事 項	(注) 本邦税關に提出するのは、この証明書のほか、現地税關の発給する証明書でもよいので、場合によりこれら現地機関から証明を取得するよう申請人を指導するとよい。.

日本品の外国輸入証明（陸揚証明）

1. 概説

(1) 証明の内容

本邦から輸出した日本の商品が確実に外国で陸揚げされた（外国に輸入された）ことを証明するもの。本邦税務当局あてで、日本文で発給する。

(2) 使用目的

商品を輸出するにあたり、物品税免除の扱いを得るため本邦税務署に対し、提出して使用される。

（注）本邦の產品を外国に輸出するときは、本邦の輸出業者は、当該貨物の積出港を管轄する本邦税關で事前に輸出証明書を取得して所轄税務署へ免税の申告を行うが、これを取得しないまま輸出してしまったときは、当該品が外国に陸揚げされたことの証明によって免税措置を受けることとなり、この証明書が必要となる。

(3) 手数料

証明書1通毎に第27号の領事手数料を徴収。

(4) この証明書に代わる証明書

本邦税關に提出するのは、この証明書のほか、現地税關の発給する証明書でもよい。

2. 輸出入業者の申請に係る場合

(1) 発給条件

証明する物品は免税の対象物品に限る。

(2) 必要書類

（注）文書はすべて、原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける（公館で写を作成してもよい）。

イ. 輸出契約書等、当該物品の内容を証明する文書

ロ. 当該物品が本邦から輸出され、現地に陸揚げされたことを証明する文書（例えば、L/C, 本邦税關発出の輸出許可書（Export Clearance）, B/L, 現地税關への輸入申告書、現地の通関を証明する文書等）

(3) 作成要領

① 申請人に輸入陸揚証明願及び必要書類を提出させる。

（注）書式の定めはない。見本の項目は必要と考えられる項目を列挙したものであり、記入しない項目については斜線を入れて、項目を空欄のまま残さないこと。

② 提示された文書により輸入陸揚証明願に記載された各項目を確認する。

（注）物品自体の確認は不要。

③ 申請書下段に「上記のとおり証明します」旨の証明文、その他必要事項（証明書発給台帳にて確認）を記入し、角型館長印を押す（朱肉使用）。

- ④ 完成した証明書の写をとる。
- ⑤ 証明手数料は1通毎に第27号の領事手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚発給すればよい。
- ⑥ 証明書発給台帳に記入する。
- ⑦ 証明書の写及び根拠文書（写）は公館にて保存する。保存期間3年。

3. 個人が出国の際、携行して外国に持ち込んだ物品につき申請する場合

従来、「物品税輸出免税物品輸出証明申請書」及び携帯品等を提出させて、在外公館が確認を行う事務があったが、物品税法が廃止されたことにより、現在、この確認事務はなくなった。

輸入陸揚証明願

在 總領事

氏名 殿

年 月 日

1. 品 名:

2. 数 量:

3. 價 格:

4. 発注日付:

5. 陸揚日付:

6. 船 名:

7. 積出港:

8. 陸揚港:

9. 出荷会社名:

上記の物品が日本産であつて、今般 _____ 会社 _____ により日本から積み出され、_____国
 _____ 港に陸揚されたものであることを証明して下さい。

住 所

氏名または商号

(印)

証第 号

上記のとおり証明します。

年 月 日

在

公 印

30号証明

30号証明とは、領事官の徴収する手数料に関する政令のうち、国籍証明(19号)から航行証明(29号)までのいずれにも該当しない場合で、公館が公文書等により確認した事実について証明するものである。通常「雑証明」とか「事実証明」などとよばれている。

国籍証明から航行証明に至る証明は、証明形式も処理要領も全公館同じであるのに対し、この30号証明は任国及び申請人の特殊事情から公館長の判断により取り扱う。過去の運用から証明形式が定められているものと、証明形式が定められていないものがある。

なお、外国文による証明の場合は必ず公館長が署名する。

<証明形式が定められているもの>

- ・自動車運転免許証の抜粋証明(ただし、各公館が独自に作成した書式)
- ・旅券所持証明
- ・在留(転出)届出済証明
- ・居住証明
- ・採捕証明
- ・加工証明

自動車運転免許証抜粋証明（30号）

内 容	申請人がわが国自動車運転免許証を有していることを証明する。 すべて外国官憲あて。
使 用 目 的	申請人が在留国で自動車を運転するため、又は在留国の運転免許証を取得するため。
条 件	(1) 現に有効なわが国運転免許証を有していること（注2）。 (2) 本人が公館に出頭して申請すること。 (3) やむを得ない事情があると認められるときは代理人による申請可。
必 要 書 類	(1) わが国自動車運転免許証 (2) 代理申請の場合、代理人を確認できる公文書、代理申請依頼状又は委任状（注3）。
形 式	外国文による証明で、一定形式による。
注 意 事 項	(1) 本来翻訳証明で取扱うべきところ、申請数多数で現地当局の要望により形式が僅かな項目に限定して証明できる場合に取扱う。なお、本要領に定めた形式以外の形式又は項目を加える必要があるときは理由を付して本省の許可をりん請する。 (2) 有効期限の切れた運転免許証は取扱わない。 (3) 代理申請の場合、代理人の旅券又は現地当局発行の写真付身分証明書、運転免許証。

自動車運転免許証抜粋証明

1. 概 説

(1) 証明の内容

申請人がわが国自動車運転免許証を有していることを証明するもの。
すべて外国官憲あてで、外国文で発給する。

(2) 使用目的

申請人が在留国で自動車を運転するため、又は在留国の運転免許証を取得するため
使用される。

(3) 手数料

証明書1通毎に第30号の領事手数料を徴収。

(4) 翻訳証明との違い

運転免許証は、本邦の公文書であるので、これを翻訳証明で取り扱うこともできる
が、翻訳証明は運転免許証の記載事項の逐語訳であるのに対し、この証明は現地関
係当局と協議の上、当該免許証の記載事項から当局が必要とする事項に限定した一
定形式により証明書を作成し、公館長が署名して発給する点が異なる。

(注) 現地事情により本証明を恒常に取り扱う場合は、公館で現地事情に見合う
一定書式を作成し、領事担当官が代理署名してもよい。ただし、この場合は、
必ず現地事情、使用目的、提出先、所定の形式、取扱件数等を本省に報告の
うえ代理署名の特例許可をりん請し、本省の許可を得ること。(定型書式)

2. 発 給 条 件

(1) 現に有効なわが国運転免許証を有していること。

(2) 本人が公館に出頭して申請すること。

(注) 本人が公館に出頭できないやむを得ない事情があると認められるときは、代理
人を通じて申請できる。ただし、代理申請依頼状又は委任状を提出させること。

3. 必 要 書 類

(注) 文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける(公館
にて写を作成してもよい)。

(1) 本人を確認できる公文書(例えば、旅券又は現地官憲当局発行の写真付身分証明書)

(2) わが国自動車運転免許証

(注) 有効期限の切れた運転免許証は不可。

このような場合は、申請人に本邦から自動車安全運転センターの運転歴証明書
を提出させこれを翻訳証明で処理することにより用が足りることがあるので、當
局に確認すること。

(3) 代理申請の場合、代理申請依頼状又は委任状

4. 作 成 要 領

- (1) 申請人に証明書の使用目的及び提出先等を記入した申請書を提出させ、発給条件を満たしているか否かを審査する。
- (2) 必要書類を提出させる。
- (3) 申請人が本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。代理申請の場合は申請人が依頼状又は委任状に記載されている本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。
- (4) 証明書の下段に根拠とした文書名、発給機関(発給者)、発給年月日を記入する。
- (5) 証明書下段に必要事項(証明番号は証明書発給台帳にて確認)を記入の上、公館長が署名し、その下に官職氏名を記入して、丸型官印を押す(青又は黒のスタンプインキ使用)。

(注) その他記載上の参考

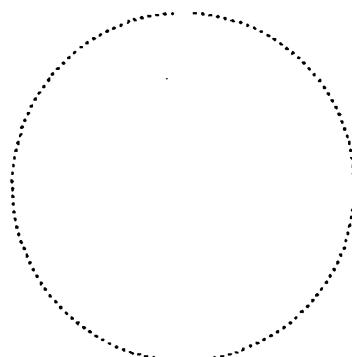
第一種免許	Class I (basic-class)
第二種免許	Class II (high-class)
大型	Large-sized motor vehicle
中型	Medium-sized motor vehicle
準中型	Semimedium-sized motor vehicle
普通	Ordinary motor vehicle
大特	Large-sized special motor vehicle
大自二	Large-sized two-wheeled motor cycle
普自二	Ordinary two-wheeled motor cycle
小特	Small-sized special motor vehicle
原付	Moped
けん引	Motor vehicle with trailer attachment
大型二	Large-sized motor vehicle Class II (high-class)
普通二	Ordinary motor vehicle Class II (high-class)
大特二	Large-sized special motor vehicle Class II (high-class)
けん引二	Motor vehicle with trailer attachment Class II (high-class)

- (6) 完成した証明書の写をとる。
- (7) 証明手数料は1通毎に第30号の領事手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚発給すればよい。
- (8) 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。
- (9) 申請書、証明書及び根拠文書の各写は公館にて保存する。保存期間3年。

(仮語) 自動車運転免許証明 (30号) 形式1

ATTESTATION

[L'Ambassade du Japon
Le Consulat Général du Japon] certifie que M./Mme. /Mlle
....., né (e) le, est titulaire du permis de conduire japonais No
(catégorie) valable jusqu'à la date de son anniversaire en 19...



à le
(lieu) (date)

(signature)
(Nom et prénom) :

(titre)

Ambassade du Japon
Consulat Général du Japon

Ce certificat est établi sur la base du permis de conduire japonais du titulaire, délivré par la
Commission de Sécurité Publique de Tokyo.

(Frais :)

(仮語) 自動車運転免許証明 (30号) 形式2

ATTESTATION

Nom :

Prénoms :

Date de naissance :

Permis de conduire : No

date de délivrance

date d' expiration

catégorie de permis

conditions

○ L' Ambassade du Japon certifie que les renseignements ci-dessus
Le Consulat Général du Japon

sont conformes à ceux mentionnés sur le permis de conduire japonais du titulaire, délivré
par la Commission de Sécurité Publique de Tokyo (Japon).

à , le
(lieu) (date)

(signature)
(Nom et prénom) :

(titre)

Ambassade du Japon
Consulat Général du Japon

(Frais :)

(西語) 自動車運転免許証明 (30号)

No

CERTIFICADO DEL PERMISO DE CONDUCCION DE AUTOMOVILES

Apellidos :

Nombre :

Fecha de nacimiento :

No de permiso :

Plazo de validez : Hasta elde..... de 20.....

Clase de permiso :

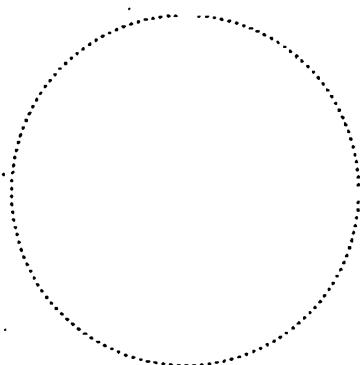
Nota :

LA EMBAJADA DEL JAPON EN ESPAÑA

CERTIFICA

Que tanto los datos arriba indicados como el documento expedido por la Comisión de Seguridad Pública de....., son de plena autenticidad.

Y para que conste, a fin de que asi pueda acreditarlo el interesado (la interesada) , se expide la presente certificación en Madrid, a.....de..... de dos mil



(Derechos:)

形式 1

Cert. No.

CERTIFICATE

This is to certify that Mr. (Mrs./Miss), born on19____ holds a Japanese Driver's License No. 12345678910 (ordinary motor vehicle) which is valid until his (her) birthday in 19____.

(Place)

(Date)

This certificate is based on the Japanese Driver's License issued by the Tokyo Metropolitan Public Safety Commission on19____. (発行年月日)

(Fee :)

形式 2

Cert. No.

CERTIFICATE
(Japanese Driver's License)

Holder's Surname : KITAKAZE

Holder's Given name : Kantaro

born on June 15, 1965

License Number : 12345678910

License to Drive : Ordinary motor vehicle

Date of Expiration : June 15, 1993

Conditions : To wear Spectacles

Certified as above.

(Place)

(Date)

AMACHI Haruaki
Consul-General
Consulate-General of Japan
at San Francisco

This certificate is based on the Japanese Driver's License issued by the Tokyo Metropolitan Public Safety Commission on February 11, 1990. (免許年月日)

(Fee :)

旅券所持証明（30号）

内 容	申請人が現に有効な旅券を有していることを証明する。 すべて外国文で発給する。
使 用 目 的	旅券に代わり身分を証明するため
条 件	(1) 本人名義の有効な日本国旅券を所持していること。 (2) 関係当局あて便宜供与依頼の書簡で解決できないときであること。 (3) 次のいずれかに該当すること。 イ. 旅券が英文のため現地官憲の理解を得られず、旅券所持人が不利益を被るおそれがあるとき。 ロ. 現地の治安が極めて悪く強盗・盜難等のおそれが十分あるとき。 ハ. 何らかの理由で現地当局により旅券を一時的に留置され、その間滞在に支障を生ずると認められるとき。 二. 引越荷物通関、外貨交換等の手続のため現地官憲当局に対し旅券に代る文書を提出する必要があるとき。 ホ. その他現地官憲当局から公館の証明書の提出を強く求められたとき。 (4) 本人が公館に出頭して申請すること。
必 要 書 類	(1) 旅券 (2) この証明書を必要とするやむを得ない事情を述べた理由書（形式を問わない）。 (3) 旅券を現地当局に留置されている場合、当局発行の留置証明書。
形 式	外国文による証明で、一定形式による。
注 意 事 項	(1) 第一義的には関係当局あて便宜供与依頼の書簡で処理するよう関係当局と交渉するが、事情が真にやむを得ないと認められるときに限り取扱うこと。 (2) 旅券に代わり提出又は提示して使用するが、渡航文書と誤解又は流用のおそれあるときは渡航文書でない旨付記すること。 (3) 有効期限（一年）を明記すること。 (4) 場合により使用目的を限定すること。

旅券所持証明

1. 概説

(1) 証明の内容

申請人が有効な旅券を所持していることを証明するもの。

すべて外国の官憲あてで、外国文で発給する。

(2) 使用目的

現地官憲等に対し、旅券に代わって身分を証明するため使用される。

(注) このような場合、第1義的には関係当局あての便宜供与依頼の書簡（領事レター）処理するが、下記の真にやむを得ないと認められるときに限り、この証明書を発給する。

2. 発給条件

(1) 本人に対して発給された有効な日本国旅券を所持していること。

(2) この証明書を必要とするやむを得ない事情として、次のいずれかに該当すること。

イ. 旅券が英文であるため、現地官憲の理解を容易に得られず、旅券所持人が不利益を被るおそれがあると認められるとき。

ロ. 現地の治安状況が極めて悪く、強盗等のおそれが十分ある地域を旅行又は滞在しなければならないとき。

ハ. 現地当局により何らかの理由で旅券を一時的に留置され、その間の滞在等に支障を生ずると認められるとき。

二. 引越荷物通関、外貨交換等の手続のため、現地官憲当局に対し旅券に代わる文書を提出する必要があるとき。

ホ. その他、現地官憲当局から公館の証明書の提出を強く求められるとき。

(3) 本人が公館に出頭して申請すること。

(注) 代理申請は認めない。

3. 必要書類

(注) 文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける（公館にて写を作成してもよい）。

(1) 旅券

なお、旅券を現地官憲当局に留置されている場合、旅券の写及び本人であることを確認できる公文書

(2) この証明書を必要とするやむを得ない事情についての申請理由書（本人名義、形式は問わない）

(3) 旅券を現地官憲当局に留置されている場合、さらに当局発行の留置証明書

4. 作成要領

(1) 申請人に証明書の使用目的及び提出先等を記入した申請書を提出させる。

- (2) 申請人が本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。
- (3) 証明書に必要事項を記入する。旅券番号、発行年月日、本人氏名、生年月日、性別、本籍地は旅券から転記する。

(注) 記載上の注意

- ・証明書は現地官憲が容易に理解し得る言語により作成する。場合により2カ国語併記でもよい。
- ・本籍地は都道府県まで記載する。その後にJapanと記載してもよい。国籍欄は設けない。

- (4) 有効期限を明記する。

○ 有効期限は、この証明書を携行しようとする場合、使用目的完了の日までとし、最大期限は発給の日より1年以内とする。ただし、旅券の有効期限を超えることができない。

- (5) 渡航文書でない旨等の付記。

- イ. 現地官憲当局に旅券を留置されている者の場合、必ず渡航文書でない旨を付記し、同当局の留置証明書をこの証明書の後に綴じ合わせ、丸型館印で契印する。
- ロ. これ以外の場合でも、この証明書が旅券に代わる渡航文書と誤解され又は流用されるおそれのあるときは、渡航文書でない旨を付記し、場合により、更に使用目的を限定し、それ以外には無効である旨の付記する。

(注1) 渡航文書でない旨の英文例

This certificate is not a travel document and may not be used as such.

(注2) 使用目的を限定する場合の英文例

This certificate is issued for the purpose of and has no validity for any other purpose.

- (6) 証明書にその他の必要事項（証明番号は証明書発給台帳にて確認）を記入の上、公館長又は担当官（代理署名の指定を受け本省に報告済みの者）が署名し、その下に官職氏名を記入して、丸型館印を押す（青又は黒のスタンプインキ使用）。

- (7) 完成した証明書の写をとる。

- (8) 証明手数料は1通毎に第30号の領事手数料を徴収する。

- (9) 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。

- (10) 申請書、証明書及び提出文書の各写は公館にて保存する。保存期間3年。

(仮語) 旅券所持証明 (30号)

CERTIFICAT

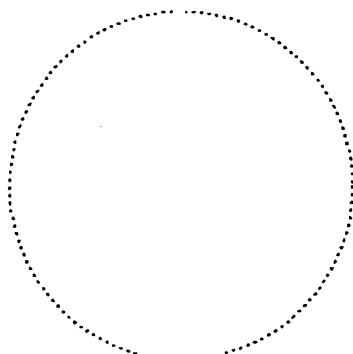
Nom :

Prénoms :

Date de naissance :

Domicile légal :

L' Ambassade du Japon Le Consulat Général du Japon certifie que la personne mentionnée ci-dessus est
titulaire du passeport japonais (No.....) délivré à(lieu) le(date)



à(lieu) le(date)

(signature)

(Nom et prénom) :

(titre) :

Ambassade du Japon
Consulat Général du Japon

Remarque : La validité de ce certificat ne s'étend pas au-delà de à compter de la date de
délivrance. (période)

(Frais :)

(西語) 旅券所持証明 (30号)

No

CERTIFICADO

Apellidos :

Nombre :

Fecha de nacimiento :

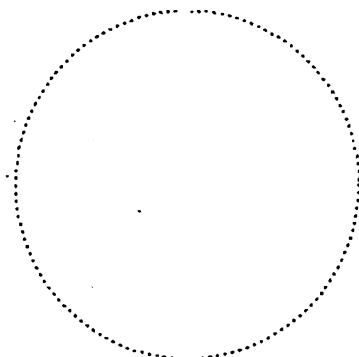
Sexo :

Domicilio permanente :

Por el presente documento, certifico que la persona arriba mencionada es poseedora del pasaporte japonés, número, expedido elde.....de 20.....

Este certificado es válido hasta elde.....de 20.....

Y para que conste, a fin de que así pueda acreditarlo el interesado (la interesada), se expide la presente certificación en Madrid, a.....de.....de dos mil



(Derechos:)

Cert. No..

CERTIFICATE

Surname :

Given name :

Date of Birth :

Sex :

Domicile :

This is to certify that above person is the holder of the Japanese passport No.....
issued for

him	on 19___. This certificate is valid until19___.
her	

(Place)

(Date)

(Fee :)

在留（転出）届出済証明（30号）

内 容	申請人がわが国旅券法第16条、同法施行規則第12条に基づく在留届又は転出届を提出したことを証明する。 すべて外国文で発給する。
使 用 目 的	現地における就労、滞在許可申請又は転出のための引越荷物簡易通関手続きのため。
条 件	(1) 旅券法第16条、同法施行規則第12条に定められた在留届又は転出届を提出していること。 (2) 本人が公館へ出頭して申請する。ただし、やむを得ない事情があるときは代理人より申請できる。 (3) 現地官憲当局から公館の証明を強く求められていること。
必 要 書 類	(1) 本人であることを確認できる公文書（例えば旅券、現地官憲当局発行の写真付身分証明書又は自動車運転免許証等） (2) 代理人による申請の場合、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状
形 式	外国文による証明で、一定形式による。
注 意 事 項	(1) 本来在留届は、不測の事態発生に際し、届出義務者及びその家族の保護を目的としているので、同届について一般的証明の取扱いはないが、現地の特殊事情で本人の利益保護の観点から特例としてこの証明を取扱うこと。 (2) 本人が未成年の場合、使用目的が本人の利益のためであるときは両親である保護者が代理申請できる。この場合委任状等は不要。

在留（転出）届出済証明

1. 概 説

（1） 証明の内容

申請人がわが国旅券法第16条、同法施行規則第12条に基づく在留届を提出していることを証明（住所届出済証明）、又は管轄区域を去る旨の届（以下「転出届」という。）を提出していることを証明（転出届出済証明）するもの。すべて外国の官憲当局等あてで、外国文で発給する。

（2） 使用目的

現地における就労、滞在の許可申請、離任、帰国等の転出手続等のため、現地官憲当局等に提出して使用される。

（3） 手数料

証明書1通毎に第30号の領事手数料を徴収

2. 発 給 条 件

（1） 旅券法第16条、同法施行規則第12条に定められた在留届又は転出届をすべき者又は同居の家族であって、これらの届出をしていること。

（注） 在留届等の申請と同時でもよい。

（2） 本人が公館に出頭して申請すること。

（注1） 本人が公館に出頭できないやむを得ない事情があると認められるときは、代理人を通じて申請できる。ただし、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状を提出させる。

（注2） 本人が未成年の場合で、使用目的が本人の利益のためであるときは、親又は法定代理人が申請できる。本人の委任状等は不要。

（3） 現地官憲当局から公館の証明を強く求められている等の理由があること。

3. 必 要 書 類

（1） 本人であることを確認できる公文書（例えば、旅券、現地官憲当局発行の写真付身分証明書）代理人による申請の場合は代理申請依頼状又は委任状

（2） 住所証明の場合、更に、住所を立証できる現地官憲当局発行の公文書（居住証明書、外国人身分証明書、外国人登録書、運転免許書、労働・就労許可証、納税証明書等で本人の住所氏名が記載されているもの）

4. 作 成 要 領

（1） 申請人に証明書の使用目的及び提出先等を記入した申請書を提出させ、在留届出済証明か転出届出証明かを決める。

（2） 申請人が本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。代理申請の場合は、申請人が依頼状又は記載されている本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。

（3） 在留届、転出届が提出されており、その内容が申請内容と一致していることを確認

する。更に根拠文書により、住所を確認する。

- (4) 在留届、転出届をもとに証明書に必要事項（証明番号は証明書発給台帳にて確認）を記入の上、公館長又は担当官（代理署名の指定を受け本省の許可を受けた者）が署名し、その下に官職氏名を記入して、丸型館印を押す（青又は黒スタンプインキ使用）。
- (5) 完成した証明書の写をとる。
- (6) 証明手数料は1通毎に第30号の領事手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚を発給すればよい。
- (7) 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。
- (8) 申請書、証明書及び提出文書の各写は公館にて保存する。保存期間3年。



(仮語) 在留(転出)届出済証明(30号)形式1

CERTIFICAT

Nom :

Prénoms :

Date de naissance :

Passeport : No

Domicile actuel :

L' Ambassade du Japon Le Consulat Général du Japon certifie que les renseignements ci-dessus sont conformes

à ceux mentionnés sur la déclaration de résidence à l'étranger qui a été remise

à l'Ambassade, au Consulat Général, conformément à l'Article No 16 des Lois régissant le Service des

Passeports.

à , le
(lieu) (date)

(signature)

(Nom et prénom) :

(titre) :

Ambassade du Japon

Consulat Général du Japon

(Frais :)

(仮語) 在留(転出)届出済証明(30号)形式2

CERTIFICAT

Nom :

Prénoms :

Date de naissance :

Passeport : No

Sortie du pays : date : le

déstitution :

{ L' Ambassade du Japon } certifie que les renseignements ci-dessus sont conformes
Le Consulat Général du Japon }

à ceux mentionnés sur la déclaration de résidence à l'étranger remise à l'Ambassade, au Consulat Général, conformément à l'Article No 16 des Lois régissant le Service des Passeports et à L' Article No 12, des Ordonnances concernées.

à le
(lieu) (date)

(signature)

(Nom et prénom) :

(titre) :

Ambassade du Japon

Consulat Général du Japon

(Frais :)

(西語) 在留(転出)届出済証明(30号)形式1

No

CERTIFICADO

Apellidos :

Nombre :

Fecha de nacimiento :

Número de pasaporte :

Domicilio actual :

LA EMBAJADA DEL JAPON EN ESPAÑA

CERTIFICA

Que los datos que arriba se detallan están registrados en esta Cancilleria, en virtud del artículo 16 de la Ley de Pasaportes del Japón.

Y para que conste, a fin de que así pueda acreditarlo el interesado (la interesada), se expide la presente certificación en Madrid, a.....de.....de dos mil

(Derechos:)

(西語) 在留(転出)届出済証明(30号)形式2

No

CERTIFICADO

Apellidos:

Nombre:

Fecha de nacimiento:

Número de pasaporte:

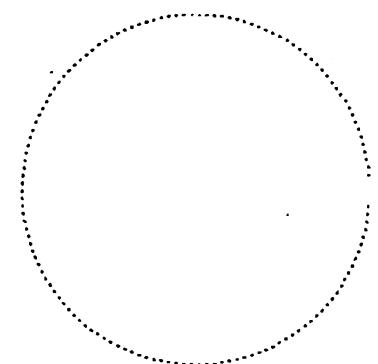
Salida: de a
el de de 20 (o sobre.....)

LA EMBAJADA DEL JAPON EN ESPAÑA

CERTIFICA

Que los informes que arriba se detallan están registrados en esta Cancilleria, en virtud
del artículo 16 de la Ley de Pasaportes del Japón y del artículo 12 del Reglamento
correspondiente.

Y para que conste, a fin de que así pueda acreditarlo el interesado (la interesada),
se expide la presente certificación en Madrid, a de de dos mil



(Derechos:)

形式 1

Cert. No.

CERTIFICATE

Surname :

Given name :

Date of Birth :

Passport Number :

Present Residence :

This is to certify that a report on residence abroad to the above effect is filed at this Consulate
(or Embassy) under the Article 16 of the Passport Law of Japan.

(Place)

(Date)

(Fee :)

形式 2

Cert. No.

CERTIFICATE

Surname :

Given name

Date of Birth :

Passport Number :

Departure : from... to... on or about...

This is to certify that a report to the above effect has been filed at this Consulate (or
Embassy) under the Article 16 of the Passport Law of Japan and the Article 12 of the
relevant Ordinance.

(Place)

(Date)

(Fee :)

居住証明(30号)

内 容	元日本人の申請人が外国で居住している事実を証明する。 すべて日本文で発給する。
使 用 目 的	元日本人の本邦不動産登記、年金受給等に使用。 恩給受給目的の場合は取り扱わない。
条 件	(1) 申請人が元日本人で、次の条件のいずれかに該当するとき。 イ. 外国籍取得前に有していた旅券及び戸籍(又は除籍)謄(抄)本等に より本人であることが容易に確認できること。 ロ. 本邦不動産手続又は年金受給裁判申請手続のためであること。 (2) 本人が公館に出頭して申請すること。
必 要 書 類	(1) 本人を確認できる公文書(例えば本人所属国旅券、現地官憲当局発行 の写真付身分証明書又は自動車運転免許証等) (2) 氏名の漢字綴り及び旧本籍地を確認できる公文書(例えば戸籍(除籍) 謄(抄本)) (3) 住所を立証できる現地官憲当局発行の公文書(例えば運転免許証、就 労許可証等)ただし、公館が申請人の住所を公務により熟知している ときは住所立証公文書の提示を省略できる。
形 式	日本文による証明で、一定形式による。
注 意 事 項	(1) 元日本人に対しては在留証明(20号)で取扱ってはならない。 (2) 代理申請は認めない。

居 住 証 明

1. 概 説

(1) 証明の内容

元日本人で現在外国籍の申請人が外国で居住している事実を証明するもの。
すべて本邦官公署等あてで、日本文で発給する。

(2) 使用目的

元日本人による本邦不動産登記手続、その他に使用される。

(注) 日本人については在留証明で処理するが、元日本人については在留証明を発給できないため、真にやむを得ない事情があると認められる場合に限り本証明書を発給するものである。

(3) 手数料

証明書1通毎に第30号の領事手数料を徴収。

2. 発 給 条 件

(1) 申請人が元日本人で、次のイ、ロの条件を満たして、口の目的のとき。

- イ. 外国籍を取得前に有していた旅券及び戸籍(除籍)謄(抄)本等の書類により本人であることが容易に確認できること。
ロ. 本邦の不動産手続等に必要であることが明らかであること。

(注) 日本国籍を失った元日本人からの恩給受給を目的とする「居住証明」の発給申請については、恩給法第9条1項3号にある受給資格の喪失規定から、「居住証明」の発給を行わないので、申請者本人から直接総務省人事・恩給局宛に連絡ある様指導する。(3頁参照)

(2) 本人が公館に出頭して申請すること。

代理申請は認めない。

3. 必 要 書 類

(注) 文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける(公館において写を作成してもよい)。

- (1) 本人を確認できる公文書(例えば、現地官憲当局発行の写真付身分証明書)
(2) 氏名の漢字綴り及び本籍地を確認できる公文書(戸籍(除籍)謄(抄)本)
(3) 住所を立証できる現地官憲当局発行の公文書(例えば、居住証明書、身分証明書、運転免許証、労働、就労許可証、納税証明書等で本人の住所氏名が記載されているもの)

4. 作 成 要 領

- (1) 申請人に証明書の使用目的及び提出先を尋ねる。
(2) 必要書類を提出させる。
(3) 申請人が本人であるか否かを公文書で確認する。

(4) 証明書の中の申請書部分に必要項目を記入させる。

(注) 記載上の注意

- ・理由：必ず記入させる。
- ・旧本籍地：外国籍取得直前の本籍地を記入させる。
- ・現住所：
 - イ. 住所立証文書に郵便局の私書箱 (P. O. Box) や米国軍事郵便の記号番号が記載されていることがあるが、これは現住所ではない。
 - ロ. 日本語欄で国名が記載されておらず、本邦の法務局で受理されない例がよくあるので、必ず国名を記載させる。

(5) 申請人が申請部分に記入した事項を根拠文書によりチェックする。

(6) 証明書にその他の必要事項 (証明番号は証明書発給台帳にて確認) を記入し、角型館長印を押す (朱肉使用)。

(7) 完成した証明書の写をとる。

(8) 証明書手数料は1通毎に第30号の領事手数料を徴収する。

(9) 証明書発給台帳に記入する。

(10) 証明書及び提出文書の各写は公館にて保存する。保存期間3年。

(参考)

「失権届」を提出してください。

○受給者が亡くなられたときは、親族等の方が14日以内に「失権届」に受給者が亡くなられたことが確認できる戸籍謄本などを添えて直接人事・恩給局に提出してください。

この届を提出されないまま引き続いて恩給を受けますと、後日過払金を返していただくことになりますので、ご注意ください。

(注) 受給者が次のことがらに該当したときにも、恩給を受ける権利が消滅しますので、速やかに「失権届」を直接人事・恩給局に提出してください。

①3年を越える懲役・禁錮の刑に処せられたとき

②日本国籍を失ったとき

また、扶助料を受けている妻又は子が次のことがらに該当したときも恩給を受ける権利が消滅します。

①婚姻（事実上の婚姻関係にある場合を含みます。）したとき

②遺族以外の方の養子となったとき

問い合わせ先

総務省人事・恩給局

〒162-8022 東京都新宿区若松町19-1

恩給についてのお問い合わせ電話番号

03-5273-1400

○お問い合わせには恩給証書の記号番号が必要です。

月曜日から金曜日（休日を除く。）の午前9時から午後5時30分の間にお願いします。

○インターネットの総務省ホームページで恩給についての情報がご覧いただけます。

（恩給に関するご相談もお受けしています。）

ホームページのアドレス

http://www.soumu.go.jp

居 住 証 明 願

年 月 日

在 氏名 殿

私は、外国籍を取得した元日本国籍者ですが、今般、下記理由のため必要となりましたので身分及び住所を立証する書類を提出しますから、特例として下記居住事実を証明してくださるようお願いします。

理由：

○ 本人氏名：

生年月日：

現 国 籍：

旧本籍地：

現 住 所： (外国語)
 (日本語)

国

○ 証第 号

上記のとおり居住の事実を証明します。

年 月 日

○ 在

公 印

(手数料)

採捕(加工)証明(30号)

内 容	本邦から出漁した本邦の船舶が外国で採捕し、又は加工した水産物であることを証明するもの。すべて本邦税関あて。
使 用 目 的	これらの水産物を本邦に輸入するにあたり、本邦税関の免税又は減税の扱いを得るため税関当局に提出するため。
条 件	(1) 本邦から出漁した本邦の船舶によって、外国で採捕された水産物 (2) 本邦から出漁した本邦の船舶内において、(1)の水産物に加工した製品又はこれを原料とし製造して得た製品 (3) 本邦から出漁した本邦の船舶内において、外国の船舶により採捕された水産物を加工し、又はこれを原料として製造して得た製品 (4) (1)～(3)の水産物又は製品を外国にいったん水揚げした場合及び他船舶(日本船であると外国船であるとを問わない)に積み替えて運送する場合も含む。
必 要 書 類	(1) 採捕又は加工した船舶が「本邦の船舶」で「本邦から出漁した」ことを確認できる文書 (2) 当該水産物の内容を確認できる文書 (3) 当該水産物が外国で採捕又は加工された物であることを確認できる文書。これら文書を具体的に列挙すれば次のとおり。 ①航海日誌、②漁獲日誌又は操業日誌、③採捕、加工、積み替え等を確認できる文書 (4) 外国企業に用船された船舶の場合、我が国水産庁長官の証明書(又はその写)
形 式	日本文による証明
注 意 事 項	(1) 本邦税関に提出するのは、この証明書のほか、現地の官公署又は商業会議所の発給する証明書でもよいので、場合によりこれら現地機関から証明を取得するよう申請者を指導するとよい。 (2) 万一、現地で購入した水産物が混入されている疑いがあるときは、この証明を取扱うことはできない。 (3) 本邦の出漁船舶により公海で採捕され、外国にある漁業基地にいったん陸揚げされた後、本邦に再輸入される場合の証明書は現地官公署又は商業会議所発給の証明書による。

採捕（加工）証明

1. 概説

(1) 証明の内容

本邦から出漁した本邦の船舶が外国で採捕し、又は加工した水産物であることを証明するもの。本邦税関当局あてで、日本文で発給する。

(注1) 「本邦から出漁した」の意義

当該船舶が本邦に本拠を置き、本邦から出漁したことをいう（関税率法基本通達14の3—1（1））。

(注2) 「本邦の船舶」の意義

原則として、日本国籍を有する船舶をいうが、外国国籍の船舶であっても本邦人（又は本邦法人）によって用船されている場合等、実質的に日本国籍船と同様に使用されている場合を含む（同通達14の3—1（2）、関税法基本通達2—6）。

(注3) 「外国で採捕された水産物」の意義

外国の内水及び領海で捕獲された魚介類、海獣、海藻その他をいう（関税率法基本通達14の3—1（3））。

なお、12海里を超える領海を主張する国の場合、12海里を超えた水域で採捕されたものは公海で採捕されたものとして取り扱われる。

(2) 使用目的

これらの水産物を本邦に輸入するにあたり、本邦税関当局に対し、関税の免税又は減税の扱いを得るために提出して使用する（関税率法第14条の3）。

(3) 手数料

証明書1通毎に第30号の領事手数料を徴収。

(4) この証明書に代わる証明書

本邦税関当局に提出するのは、この証明書のほか、現地の官公署又は商業会議所（Chamber of Commerce, Board of Trade 等）の発給する証明書でもよい（関税率法基本通達14の3—1）ので、できるだけ、現地の証明書を本邦税関に提出するよう指導する。

2. 発給条件

証明の対象となる水産物は、次の水産物に限る。

- ① 本邦から出漁した本邦の船舶によって、外国で採捕された水産物。
- ② 本邦から出漁した本邦の船舶内において、①の水産物を加工した製品又はこれを原料とし製造して得た製品。
- ③ 本邦から出漁した本邦の船舶内において、外国の船舶により採捕された水産物を加工し、又はこれを原料とし製造して得た製品。

- (注1) ①～③の水産物又は製品を外国に一旦水揚げした場合及び他船舶（日本船舶であると外国船舶であるとを問わない）に積み替えて運送する場合を含む。
- (注2) 万一、現地で購入した水産物が混入されている疑いがあるときは、この証明はしない。
- (注3) 本邦の出漁船舶により公海で採捕され、外国にある漁業基地にいったん陸揚げされた後、本邦に再輸入される場合の証明書は現地官公署又は商業会議所発給の証明書による。

3. 必要書類

- (注) 文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける（公館にて写を作成してもよい）。
- (1) 採捕又は加工（製造）した船舶が「本邦の船舶」であり、「本邦から出漁した」とを確認できる文書
- (2) 当該水産物の内容を確認できる文書
- (3) 当該水産物が、本邦の船舶により外国で採捕され又は加工（製造）された物であることを確認できる文書、具体的には、
- ① 航海日誌
 - ② 漁獲日誌又は操業日誌
 - ③ その他、採捕、加工、積み替え等を確認できる文書
 - ④ 外国企業に用船された船舶の場合、更に我が国水産庁長官の証明書（又はその写）
(昭54.12.24 藏関第1401号)
- (注) 日本国籍の船舶であって、実質的に邦人により操業を行っている場合でも、外国の漁業専管水域内の安全操業を確保する等のために、外国企業に用船される場合があるが、このような場合に我が国水産庁長官の証明書をもって本邦の船舶と認める。

4. 作成要領

- (1) 申請人に採捕（加工）証明願及び必要書類を提出させる。

(注) 形式の定めはない。

採捕証明の場合は関税定率法基本通達14の3—1(5)イ(イ)に列記された事項、加工証明の場合は同口に列記された事項を申請人において記入の上、これについて証明を求める旨及び申請年月日並びに申請人住所氏名を記載させる。

採捕又は加工（製造）水域については、領海・公海の別が明らかになるよう、「甲地沖合……海里（又は……哩）の漁場」等と記入させる。

船主又は船舶運行者が申請人であるとき、該当項目を削除するか、「申請人に同じ」と記載させてもよい。

- (2) 提示させた航海日誌等により申請者に記載された各項目を確認する。

- (注1) 船舶の確認は不要。
- (注2) 外国にいったん陸揚げしたものでも、輸出手続等の確認は不要。
- (3) 申請書下段に「上記のとおり証明します」旨の証明文、証明番号（証明書発給台帳にて確認）、証明年月日、公館名、公館長名を記入し、角型館長印を押す（朱肉使用）。
- (4) 完成した証明書の写をとる。
- (5) 証明手数料は1通毎に第30号の領事手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚を発給すればよい。
- (6) 証明書発給台帳に記入する。
- (7) 証明書及び根拠文書の各写は公館にて保存する。保存期間3年。

(参考) 関税法

(定義)

第2条 この法律又はこの法律に基く命令において、左の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

- 一 「輸入」とは、外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）又は輸出の許可を受けた貨物を本邦に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に）引き取ることをいう。
- 二 「輸出」とは、内国貨物を外国に向けて送り出すことをいう。
- 三 「外国貨物」とは、輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）で輸入が許可される前のものをいう。
- 四 「内国貨物」とは、本邦にある貨物で外国貨物でないもの及び本邦の船舶により公海で採捕された水産物をいう。（五号以下省略）

(参考) 関税定率法

(外国で採捕された水産物等の減税又は免税)

第14条の3 本邦から出漁した本邦の船舶によって外国で採捕された水産物及び本邦から出漁した本邦の船舶において当該水産物に加工し、又はこれを原料とし製造して得た製品で、輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

2 本邦から出漁した本邦の船舶内において、外国の船舶によって採捕された水産物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品のうち政令で定めるもので輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税の額と当該水産物が加工又は製造前の性質及び数量により輸入されるものとした場合における関税の額との差額以内において、その関税を軽減することができる。

(参考) 関税定率法施行令

(外国で採捕された水産物等の免除の手続)

第16条の5 法第14条の3第1項（外国で採捕された水産物等の免税）の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の輸入申告の際に、当該物品が本邦から出漁した本邦の船舶によって外国で採捕された水産物又は本邦から出漁した本邦の船舶内において加工され若しくは製造された製品であることを証する書類をその輸入地を所轄する税關長に提出しなければならない。

(参考) 関税法基本通達

(外国の船舶の意義)

第2条の3 法第2条第1項第1号《輸入の定義》及び第3号（外国貨物の定義）にいう「外国の船舶」とは、原則として外国の国籍を有する船舶をいうが、外国の国籍を有しない船舶であっても、外国人又は外国の法人によって裸用船されている場合等実質的に

外国の国籍を有する船舶と同様に使用されていると認められるものは、これに含む。

(本邦の船舶の意義)

第2条の6 法第2条第1項第4号《内国貨物の定義》にいう「本邦の船舶」とは、原則として本邦の国籍を有する船舶をいうが、本邦の国籍を有しない船舶であっても、本邦人又は本邦の法人によって裸用船されている場合等、実質的に本邦の国籍を有する船舶と同様に使用されていると認められるものは、これに含む。

(本邦の船舶により公海で採捕された水産物の範囲)

第2条の7 法第2条第1項第4号《内国貨物の定義》にいう「本邦の船舶により公海で採捕された水産物」には、その水産物を原料として本邦の船舶内で加工又は製造した製品を含むものとする。

なお、これらの水産物又は製品が、外国の港において他の船舶に転載され、(単に荷役の都合上一時陸揚げされた後転載される場合を含む。)本邦に運搬される場合は、その転載の事実を農林水産大臣の転載許可指令書及び当該許可に基づく転載の届出書写(水産庁担当官の確認印のあるもの)又は漁業許可書写によって確認のうえ、内国貨物として取り扱う。

(参考) 関税定率法基本通達

(再輸入貨物の無条件免税)

第14条の16 法第14条第10号《再輸入貨物の無条件免税》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

(3) 本邦の出漁船舶により公海で採捕された水産物で、外国にある漁業基地に一旦陸揚げされた後再輸入されるもの(陸揚後中継基地に運送され、その基地から輸入されるものを含む。)については、次により本号を適用する。

イ 本邦の出漁船舶による採捕の事実については、農林水産大臣の陸揚許可指令書写及び当該許可に基づく陸揚げの届出書写(水産庁担当官の確認印のあるもの)又は漁業許可書並びに現地官公署又は商業会議所の発給する採捕証明書により確認する。

ロ 基地に陸揚げ後、運搬又は保存のための冷凍、冷凍のためのみの単純な裁割、天日による自然乾燥等程度の加工は、上記(2)本文にいう「さ細な加工」として取り扱う。

ただし、煮熟乾燥(くん製を含む。)の程度以上の加工をえたものについては、上記の加工の範囲を超えるものとして、本号の適用はない。この場合においては、法第11条(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)の適用を妨げない。

(外国で採捕された水産物等の免税)

第14条の3—1 法第14条の3第1項《外国で採捕された水産物等の免税》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

(1) 「本邦から出漁した」とは、当該船舶が、本邦の関税法域内に本拠に置き、当該法域

内から出漁したことをいう。

なお、漁船法第9条（漁船の登録）の規定により漁船登録された船舶が本邦の関税法域内から出漁してもっぱら冷凍加工等に従事する場合には、「本邦から出漁した」ものとして取り扱う。

- (2) 「本邦の船舶」の意義については、関税法基本通達2-6（本邦の船舶の意義）に規定するところによる。
 - (3) 「外国で採捕された水産物」とは、外国の内水及び領海において捕かくされた魚介類、海獣海藻その他の水産物をいう。
 - (4) 本項の規定の適用にあっては、当該水産物又は製品を本邦の船舶で運送するかどうか、及び外国に一たん陸揚げするかどうかを問わない。
 - (5) 令第16条の5（外国で採捕された水産物の免税の手続）に規定する書類は、次のものとする。
 - イ 輸入貨物が本邦から出漁した本邦の船舶によって外国で採捕された水産物である場合には、次に掲げる書類。ただし、下記（ハ）の掲げる書類は、当該水産物が他の船舶に積み替えられ又は外国に陸揚げされた後本邦に運送されてくる場合に限る。
 - (イ) 採捕水域、採捕期間、採捕船舶の名称及び登録番号、採捕船舶の船主並びに運航者の住所及び氏名又は名称、採捕水産物の品名及び数量等を記載した適宜の様式による採捕証明書で、採捕船団の船団長又は採捕船舶の船長が署名押印したもの
 - (ロ) 本邦の在外公館又は現地の外国の官公署若しくは商業会議所が発給する採捕についての証明書（上記（イ）に規定する採捕証明書に、さらにこれらの機関が確認印を押なつしたものでさしつかえない。）
 - (ハ) 農林水産大臣の発給する陸揚等の指令書
 - ロ 輸入貨物が本邦から出漁した本邦の船舶内において加工され又は製造された製品である場合には、上記イに掲げる書類（（ハ）に掲げる書類は、上記イのただし書に該当する場合に限る。）のほか、加工又は製造（以下「加工等」という。）水域、加工等の期間、加工等船舶の名称及び登録番号、加工等船舶の船主及び運航者の住所及び氏名又は名称、加工等前の水産物の品名及び数量、製品（副産物を含む。）の品名及び数量等を記載した適宜の様式による加工等証明書で、加工等船団の船団長又は加工等船舶の船長が署名押印したもの。
- なお、水産物の採捕及び当該水産物に対する加工等が同一の船団又は船舶によって行われた場合には、上記イの（イ）に掲げる採捕証明書の記載事項と当該加工等証明書の記載事項とをあわせ記載した証明書を提出させてさしつかえない。

（外国で採捕された水産物の加工製品の減税）

第14条の3-2 法第14条の3第2項《水産物加工製品の減税》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

- (1) 「本邦から出漁した」及び「本邦の船舶」の用語の意義については、それぞれ前記 14の3—1の(1)及び(2)に規定するところによる。
- (2) 「外国の船舶」とは、本邦の船舶以外の船舶をいう。
- (3) 本項の規定の適用に当たっては、当該水産物の加工製品を本邦の船舶で運送するかどうか、及び外国にいったん陸揚げしたかどうかを問わない。
- (4) 規則第4条《水産物加工製品の指定》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。
- イ 「水産物を冷凍したもの」とは、採捕された水産物を特別な加工を施さずに冷凍したものといふ、これについては税関長の承認を要しないので留意する。
- ロ 同条に規定する税関長の承認の申請は、「水産物加工製品についての承認申請書」(T-1190) 2通(原本、承諾書用)を、原則として加工又は製造前に、当該承認申請に係る水産物加工製品の輸入地を所轄する税関官署に提出することにより行わせ、承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印を押なつして申請者に交付する。
- (5) 令第16条の6第2項《水産物加工製品の減税額》の規定による関税の減税額の算定は、次による。
- イ 従価税品に該当する製品の関税の額は、製品の加工又は製造前の加工又は製造に要した費用を加えた価格を基礎として算出した価格に製品の関税率を乗じて得た額とする。
- ロ 従価税品に該当する水産物が加工又は製造前の性質及び数量により輸入されるものとした場合における関税の額は、当該加工又は製造前の水産物について法第4条から第4条の8まで《課税価格の計算方法》の規定に基づき算出した価格に当該水産物の関税率を乗じて得た額とする。
- なお、この場合について、加工又は製造に水産物以外の従価税品に該当する外国貨物が使用されているときにおける「水産物が加工又は製造前の性質及び数量により輸入されるものとした場合における関税の額」は、使用前の当該外国貨物について法第4条から第4条の8までの規定に基づき算出した価格に当該外国貨物の関税率を乗じて得た使用前の当該外国貨物の関税の額を含めた額とする。
- ハ 従量税品に該当する水産物又は水産物以外の外国貨物が使用されている場合における「水産物が加工又は製造前の性質及び数量により輸入されたものとした場合における関税の額」は、加工又は製造に使用された水産物又は水産物以外の外国貨物の全数量を課税標準として算出した関税の額とする。
- (6) 輸入申告の際に減税扱いを受けようとするときは、次の書類を提出させるものとする。
- イ 上記(4)のロによる水産物加工製品についての承認書
- ロ 令第16条の6第3項《水産物加工製品の減税の手続》の規定による「水産物加

「工製品減税明細書」(T-1200) 1通(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院用として1通を加える。)

- ハ 上記の14の3-1の(5)ロの規定に準じて作成した加工(又は製造)証明書
- ニ 本邦の在外公館又は現地の外国の官公署若しくは商業会議所によって発給された当該加工又は製造についての証明書(上記ハの証明書に、これらの機関が確認印を押なつしたものでも差し支えない。)ただし、当該証明書を取得することが困難であると認められる場合には、当該水産物の輸入取引に関する契約書その他税関長が適當と認める書類(東京農林規格検査所の検査官が交付する加工又は製造についての証明書を含む。)であっても差し支えない。



(参考) 領海等の関税法上の取扱いについて(抄)

蔵関第611号
昭52.7.1

領海法及び漁業水域に関する暫定措置法の施行に伴い、領海等の関税法上の取扱いを下記のとおり定めたので、了知されたい。

記

1. 領海に関する取扱い

- (1) 関税法に規定されている「本邦」の一部を成しているとされる領海の範囲は、領海法(昭和52年法律第30号)にいう領海の範囲とする。
- (2) 関税法に規定されている「外国」の一部を成しているとされている領海の範囲は、当該国の基線から12海里までの水域(注)とする。

ただし、12海里未満の領海幅員を設定している国については、当該国の領海幅員のみの水域を「外国」として取り扱うこととする。

(注) 12海里超の領海幅員を主張している国であっても、当該の領海の範囲は、その基線から12海里の水域とするが、実務上は、我が国の船舶が採捕した水産物が関税定率法基本通達14の3-1(外国で採捕した水産物等の免税)の(5)に規定する書類により12海里以内の水域で採捕されたものであることが明確に確認できる場合にのみ、当該水産物を「外国」で採捕されたもの、つまり、「外国貨物」として取り扱い、それ以外の場合には便宜「公海で採されたもの」つまり、「内国貨物」として取り扱うこととする。

2. 漁業専管水域に関する取扱い

「漁業専管水域」については、関税法上、「公海」として取り扱うこととする。

なお、この取扱は、仮に各国の漁業専管水域又はこれに相当する水域の設定、実施の方法に相違がある場合であっても同様とする。

3. 群島水域に関する取扱い

「群島水域」については、関税法上、各島ごとに12海里の水域のみを「外国」として取り扱うこととする。

(参考) 外国の法人等に用船された本邦籍船舶及び当該
船舶により採捕された水産物の取扱いについて

蔵関第1401号

昭54.10.24

○ 外国の漁業専管水域内における安全操業を確保するためやむを得ず外国人又は外国の法人（以下「外国の法人等」という。）に用船された本邦籍船舶の内外区分の認定法及び当該船舶により採捕された水産物の本邦への引取りの際の取扱いを下記のとおり定め、昭和55年1月1日から実施することとしたので、了知されたい。

○ なお、本邦の法人に用船された外国籍船舶の内外区分の認定方法等についても下記に準じて取扱うこととされたい。

記

1. 用船された船舶の取扱い

(1) 外国の漁業専管水域内における安全操業等を確保するためやむを得ず外国法人等に用船された本邦籍船舶が、次の要件のすべてを満たすものである場合には、関税法基本通達2-6（本邦の船舶の意義）に規定する「本邦の船舶」に含まれるものとして取扱う。

(要件)

イ 当該船舶による操業（船舶の管理、運搬を含む。）の実質的な責任者が本邦人（又は法人）であること。

ロ 当該操業に関する経済的リスクの実質的負担者が本邦人（又は法人）であること。

ハ 上記イ及びロに該当するものであることについて、水産庁長官の証明がなされたものであること。

(2) 船舶の確認

上記要件を満たす船舶であることの確認は、原則として、水産庁長官の発給する証明（別紙様式）又はその写しにより行うものとする。

2. 前記船舶により採捕された水産物の通関等の際の取扱い

前記船舶が採捕した水産物の輸入通関等の際の取扱いは、次による。

(1) 公海で採捕された水産物の場合

イ 外国の漁業基地等に陸揚げされず直接本邦に引き取られるもの及び他の船舶に直接積み替えられ本邦に引き取られるもの。

本邦に引き取られる際に、監視部門において前記1の(2)による確認のほか次による確認（ただし、直接本邦に引き取られるものであるときは、(イ)及び(ロ)についての確認）を行い、内国貨物として引き取りを認めるものとする。

- (イ) 関税定率法基本通達14の3-1(外国で採捕された水産物等の免税)の(5)のイの(イ)にいう船長等の採捕証明書による確認
- (ロ) 採捕水産物の漁労日誌又はその写しによる公海上で採捕されたものであることの確認
- (ハ) 採捕船舶の船長等と運搬船の船長との間の受け渡しを証する書類確認
- 外国の漁業基地等に陸揚げされた後再輸入されるもの
- 採捕された水産物等が外国の漁業基地等に陸揚げされる場合には、当該水産物を採捕した船舶の船長等による採捕を証する電信文等を船主から提出され、輸出申告を行わせることとし、当該水産物が再輸入される際には、前記1の(2)による確認のほか次による確認を行った後、関税定率法第14条第10号《再輸入貨物の無条件免税》の規定を適用するものとする。
- なお、当該水産物について陸揚げ後加工が行われた場合には、関税定率法基本通達14-16(再輸入貨物の無条件免税)の(3)のロにより免税の可否を決定する。
- (イ) 再輸入される水産物に係る輸出許可書の確認
- (ロ) 上記イの(イ)及び(ロ)による確認
- (ハ) 関税定率法基本通達14の3-1の(5)のイの(ロ)にいう在外公館等の採捕証明書の確認

(2) 外国の領海内で採捕された水産物の場合

- イ 前記船舶により外国の領海内で採捕された水産物については、関税定率法第14条の3第1項《外国で採捕された水産物の免税》の規定を適用するものとする。この場合において外国の領海であるか否かの認定については、「領海等の関税法上の取扱いについて」(昭和52年7月1日付蔵関第611号)に定めるところによる。
- 上記イの適用に当たっては、前記1の(2)による確認のほか、関税定率法基本通達14の3-1に定める取扱いによることとなるが、この場合においては、同通達14の3-1の(5)のイの(ハ)に定められた陸揚げ等の司令書の提出は要しないものとする。
- ハ 上記水産物が外国の漁業基地等に陸揚げ後加工された場合には、関税定率法基本通達14-16の3の(ロ)の規定に準じて免税の可否を決定する。

[採 捕 証 明]

採 捕 証 明 願

在 総領事

氏名 殿

年 月 日

下記のものは本邦出漁船舶により採捕された水産物であることを証明して下さい。

- (1) 記号および番号：(漁船上で加工のうえ包装した場合に記入。其他は「なし」と記入)
- (2) 品 名：(魚類の名称)
- (3) 包 裝：(包装されてない場合は「ばら積」と記入)
- (4) 数 量：
- (5) 価 格：
- (6) 採捕された水域：(公海か外国の領海かを明瞭に記入)
- (7) 採捕船名およびその国籍：
- (8) 日本への運搬船名：(採捕漁船より他の船舶に積替えて日本へ運送する場合に記入)
- (9) 外国の港での陸揚げの有無：
- (10) 参考事項：

申請人 所属船舶名または現住所

氏名

印

証第 号

上記のとおり証明します。

年 月 日

在

(手数料)

公印

加工證明願

年 月 日

在 總領事
氏名 殿

下記のものは本邦出漁船舶により加工された水産物であることを証明して下さい。

- (1) 加工前の水産物の品名 :
- (2) 同水産物の数量 :
- (3) 加工後の製品名 :
- (4) 同製品の数量 :
- (5) 加工の内容 :
- (6) 加工又は製造水域 :
- (7) 加工又は製造期間 :
- (8) 加工又は製造船舶名及び登録番号 :
- (9) 加工又は製造船舶の船主の住所氏名(名称) :
- (10) 加工又は製造船舶の運行者の住所氏名(名称) :

申請人住所氏名 :

(印)

証第 号

上記のとおり証明します。

年 月 日

在

公 印

(手数料)

その他の30号証明

内 容	30号証明のうち、特定の証明形式が定められていないもので、公館が確認した事実について証明する。外国文、日本文いずれでも取扱う。
使 用 目 的	在留邦人の利益保護のため公館長が特に必要と判断したものに限る。
条 件	(1) 提出先及び使用目的が明らかであること。 (2) 真にやむを得ない事情があること。 (3) 公文書等で証明事項を立証できること(公証人法施行規則第13条①の規定が参考となる)(注6)。 (4) 本人が公館に出頭して申請すること。 (5) 申請人は日本人に限る。
必 要 書 類	(1) 本人を確認できる公文書(旅券、現地官憲発行の写真付身分証明書、自動車運転免許証等)。 (2) 証明事項を立証する公文書等
形 式	一定の形式はない。
注 意 事 項	(1) 事実さえ確認できれば何でもよいと言うものでなく、この証明を容易に取扱ってはならない。 (2) 外国文による証明の場合は必ず公館長が署名して発給する。 (3) 仏教徒である旨等個人の信仰、心情、意思等に関する証明を取扱ってはならない。 (4) 現地事情により同一形式の30号証明を恒常に取扱うようになった場合は、公館で同事情に見合う一定書式を作成し、現地事情、使用目的、提出先、取扱件数等を本省に報告し、代理署名の特例許可を稟請し本省の許可を得るとよい。 (5) 公館の証明として取り扱わないもの(事例集参照)。 <ul style="list-style-type: none">・日本へ帰國義務のない旨の証明・報道関係者(記者)の証明・プラント輸出又は役務の提供に関する証明・船員の乗船歴証明・海外派遣専門家等の共済給付に関する証明・国民年金裁定請求書等の添付書類記載内容証明 (6) 証書の作成・認証に疑いある場合の処置 第13条の① 公証人は、法律行為につき証書を作成し、又は認証を与える場合に、その法律行為が有効であるかどうか、当事者が相当の考慮をしたかどうか又はその法律行為をする能力があるかどうかについて疑があるときは、関係人に注意をし、且つ、その者に必要な説明をさせなければならない。 ② 公証人が法律行為でない事実について証書を作成する場合に、その事実により影響を受けるべき私権の関係について疑があるときも、前項と同様とする。

Request for Certificate of Residency

Date: / /

Name of Pension Recipient: (seal)

Present Address:

Date of Birth:

Address:

As required for the reason stated below, I hereby request certification of the fact that I am presently residing at the above stated address.

Reason for request: To obtain pension payments

Pension certificate number

Symbol: Number:

Certificate of Residency

I hereby certify that the person stated above is residing at the above address.

Date: / /

Certifying Official: (seal)

(参考)

To : Pension Recipients

Submission of Pension Recipient's Status Report

The purpose of the Pension Recipient's Status Report is to confirm whether or not persons currently receiving pensions payments can continue to receive such payments. It must be submitted each year to the Social Insurance Agency by the last day of the month in which the recipient's birthday falls, and include the certification of the mayor of the city, town or village in which you reside.

Pension recipients not residing in Japan are required to fill in their name and address on the enclosed postcard form entitled "Report of Status of Recipients of National Pensions, Welfare Annuity Insurance or Seamen's Insurance," affix their seal (signature in the case where seals are not used in the recipient's country of origin), and, after obtaining certification by one of the methods described below, submit the report by the last day of the month in which their birthday falls.

1. Obtain a Certificate of Residency from the consulate general or other overseas diplomatic establishment, and submit it together with the properly completed and sealed status report.
2. Submit the properly completed and sealed status report after it has been certified by the mayor of the city, town or village in which you reside (an extract of your family register issued after the month in which your birthday falls may be appended in place of the mayor's certification).
3. If you are not a Japanese citizen, submit one of the following documents together with the properly completed and sealed status report (a signature may be used when seals are not used in the recipient's country of origin):
 - (1) If you are a citizen of the country in which you are currently residing, include a document issued by a government office or similar agency of the country in which you are residing certifying that you are not deceased.
 - (2) If you are not a citizen of the country in which you are residing, include the certification of the consul or consular agent of your country of citizenship who has jurisdiction over the area in which you are residing.

(The enclosed form entitled "Request for Certification of Residency" may be used to obtain the certifications described to in(1) and (2) above.)

If the status report is not properly submitted by the deadline, your pension payments may be temporarily suspended.

- * Persons residing in countries in which Kanji is used should fill in their name and address both in Kanji and in the Roman alphabet when submitting the above Pension Recipient's Status Report.

Send report to :

The Social Insurance Agency
Pension Insurance Department,
Second Pension Records
and Assessment Division,
5-24, Takaido-Nishi 3-chome,
Suginami-ku, Tokyo 168

その他の30号証明

1. 概 説

(1) 証明の内容

30号証明のうち、一定の書式が定められていないもので、公館が確認した事実について証明するもの。外国文、日本文のいずれでも発給する。

(注) 外国文による証明の場合は必ず公館長が署名する。

(2) 使用目的

使用目的は多種多様であるが、いずれの場合も、公館長が在留邦人の利益保護等のため必要があると判断したものに限る。

(3) 手数料

証明書1通毎に第30号の領事手数料を徴収。

(4) 30号証明として取り扱わないもの

(イ) 仏教徒である旨の信仰証明、個人が本邦へ持ち帰る物品である旨の証明、或は、入国目的及び滞在日程についての証明等個人の心情・意思に関する問題は本来証明になじまないものであるから取り扱わない。

このような場合、客観的に必要性があると判断される場合には、申立事項につき宣誓供述書を作成し、それを現地公証役場にもちこみ、私書証書を作成してもらうよう指導する。これに面前署名させて同人の署名証明で処理する。

(ロ) 申請人に対する現地官憲の求めるものが必ずしも公館の証明書でなくてもよい場合(例えば、報道関係者である旨の証明)は、領事担当官の便宜供与依頼の書簡により処理する。ただし、これらの文書中に「証明する」、「推薦する」、「保証する」等の文言を用いてはならない。

2. 発 給 条 件

(1) 提出先及び使用目的が明らかで、かつ、真にやむを得ない事情があること。

(2) 公文書等により証明する事項を立証できること。

(3) 本人が公館に出頭して申請すること。代理申請は認めない。

(4) 申請人は日本人に限る。

3. 必 要 書 類

(注) 文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける(公館において写を作成してもよい)。

(1) 本人であることを確認できる公文書(例えば、旅券、現地官憲当局発行の身分証明書)

(2) 証明事項を立証する公文書等

4. 作 成 要 領

(1) 申請人に証明書の使用目的及び提出先等を記入した申請書を提出させ、発給条件を

満たしているか否かを審査すると共に、提出先により日本文による証明か外国文による証明かを決める。

- (2) 必要書類等を提出させる。
- (3) 申請人が本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。
- (4) イ. 日本文による証明書の場合

根拠文書等から証明書に必要事項（証明番号は証明書発給台帳にて確認）を記入し、角型館長印を押す（朱肉使用）。

ロ. 外国文による証明書の場合

根拠文書等から証明書に必要事項（証明番号は証明書発給台帳にて確認）を記入し、公館長が署名の上、その下に官職氏名を記入して、丸型館印を押す（青又は黒のスタンプインキ使用）。

（注） 現地事情により本証明を恒常に取り扱う場合は、公館で現地事情に見合う一定書式を作成し、本省の許可を得た上で領事担当官が代理署名してもよい。

ただし、必ず現地事情、使用目的、提出先、所定の書式、取扱件数等を本省に報告し、本省の許可を得てから実施すること。この場合、担当官の官職氏名を担当官の署名の下に記入の上、丸型館印を押す（青又は黒のスタンプインキ使用）。

- (5) 根拠文書（公文書）があるときは、証明書の下段に根拠とした文書名、発給機関（発給者）、発給年月日を記入する。
- (6) 完成した証明書の写をとる。
- (7) 証明手数料は1通毎に第30号の領事手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚を発給すればよい。
- (8) 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。
- (9) 申請書、証明書及び根拠文書の各写は公館にて保存する。保存期間3年。

Request for Certificate of Residency

Date : / /

Name of Pension Recipient : _____ (seal)

Present Address :

Date of Birth :

Address :

As required for the reason stated below, I hereby request
Certification of the fact that I am presently residing at the above
stated address.

Reason for request : To obtain pension payments

Pension certificate number

Symbol : Number :

Certificate of Residency

I hereby certify that the person stated above is residing at the above address.

Date : / /

Certifying Official : _____ (seal)

証 明 発 給 申 請 書

No. _____

発行年月日 _____

交付年月日 _____

在 大使殿

申請者署名 _____

申請年月日 _____

○ 下記 1. の理由のため、下記 2. の証明を発給申請します。なお、証明の必要部数は下記 3. に記載のとおりです。

記

1. 発給申請理由 (2 通以上の場合はその理由も) _____

2. 希 望 証 明 書 _____

3. 証 明 必 要 部 数 _____ 通

4. 氏名 (漢字及びローマ字) _____

5. 生 年 月 日 (明治、大正、昭和、平成、令和) _____ 年 _____ 月 _____ 日

6. 本 籍 地 _____

7. 旅券番号及び発行日 _____

8. 滞在国での現住所原文及び日本文 _____

9. 電 話 () 自宅 _____ () 会 社 _____
(注: 昼間連絡が可能な電話番号にレ印を記入して下さい。)

10. 在 留 届 年 月 頃 提出済

公印確認申請書
APPLICATION FORM FOR AUTHENTICATION
OF OFFICIAL SEAL(S)

平成 年 月 日
 Date : Year Month Day

あなたの氏名 Applicant's name (社名 Company)		電話番号(携帯) Telephone number(Mobile):
---	--	---------------------------------------

・証明書を必要としている方(当事者)との関係 Relationship with the person/company concerned
 本人 Self 代理人(業務・個人) Representative (Business / Personal) (※)

(※)代理人による申請の場合は委任状が必要です。If you apply on behalf of the person/company concerned, please attach/enclose the power of attorney.

当事者 Name of person/company concerned	上記と同じ場合は記入不要です。If the same as applicant, you do not have to fill out.		
提出国 Country of destination	在本邦 Embassy / Consulate	使用目的 Purpose of use	

書類 Document(s)	★申請書類の番号に○をつけて下さい。Please circle the corresponding number to the document(s).					
	1 婚姻要件具備証明書 Certificate(s) of eligibility for marriage	7 戸籍謄(抄)本(筆頭者: Family register(s) (Head of family:)				
	2 公証人認証書 Notarial document(s)	8 学校関係(卒業・修了・成績・その他: Education document(s) (Graduation/Completion/ Transcript(s)/Others:)				
	3 医療医薬機器製造 Medical and pharmaceutical document(s)	9 受理・記載事項証明(出生・婚姻・離婚・死亡・住民票・ その他: Civil status document(s) (Birth / Marriage / Divorce / Death / Residence / Others:)				
	4 警察証明 Criminal record(s)	10 その他(Others:)				
	5 健康診断書 Medical certificate(s)					
	6 登記事項証明 Extracts from commercial registers					
公印名 Name of official seal						
発行年月日及び番号 Date of issue and the number (if any)		年 Year	月 Month	日 Day	号 No.	Total 通

(注1)公印確認は、日本にある外国の大使館(領事館)が領事認証を付与するために必要とされるもので、求めがある場合のみ申請できます。You can apply for authentication of official seal(s) only for legalization by the foreign consul in Japan.

(注2)公印確認済の文書は3年間の保存期間が経過した後、廃棄されますのでご承知おき下さい。発行から長い期間が経過した文書は、提出先によっては効力が失われてしまう可能性もありますので、できるだけ早くお受け取り下さい。Please note the authenticated document(s) will be disposed if it will not be received within three years. Please pick it up as soon as possible.

※外務省使用欄 Official use only

証明日付		受理番号	
------	--	------	--

記入例

公印確認申請書
APPLICATION FORM FOR AUTHENTICATION
OF OFFICIAL SEAL(S)

平成 26 年 2 月 1 日
Date : Year Month Day

あなたの氏名 Applicant's name (社名 Company)	外務太郎	電話番号(携帯) Telephone number(Mobile): 03-3580-3311
---	-------------	--

日中連絡のつく電話番号を
ご記入ください。

証明書を必要としている方(当事者)との関係 Relationship with the person/company concerned
 本人 Self 代理人(業務・個人) Representative (Business / Personal) (※)

(※)代理人による申請の場合は委任状が必要です。If you apply on behalf of the person/company concerned, please attach/enclose the power of attorney.

当事者 Name of person/company concerned	上記と同じ場合は記入不要です。If the same as applicant, you do not have to fill out.		
提出国 Country of destination	在本邦 中国 大使館・領事館 Embassy / Consulate	使用目的 Purpose of use	就業許可

ご本人の書類の場合は本人
にチェック、代理人の場合は
代理人にチェックしてください。

何のために書類を利用されるか
ご記入ください。
例:査証取得、出生届手手続き等

書類 Document(s)	★申請書類の番号に○をつけて下さい。Please circle the corresponding number to the document(s).									
	1 婚姻要件具備証明書 Certificate(s) of eligibility for marriage	7 戸籍謄本(抄)本(筆頭者): Family register(s) (Head of family:)								
	2 公証人認証書 Notarial document(s)	8 学校関係(卒業・修了・成績・その他): Education document(s) (Graduation/Completion/ Transcript(s)/Others:)								
	3 医療医薬機器製造 Medical and pharmaceutical document(s)	9 受理・記載事項証明(出生・婚姻・離婚・死亡・住民票・ その他): Civil status document(s) (Birth / Marriage / Divorce / Death / Residence / Others:)								
	4 警察証明 Criminal record(s)	10 その他(Others:)								
	5 健康診断書 Medical certificate(s)									
	6 登記事項証明 Extracts from commercial registers									

書類の発行者の肩書き
(公印を押した方の肩書き)
例:〇〇市長、〇〇区長等

(注1)公印確認は、日本に書類の発行日付が領事認証を付与するために必要とされるもので、求めがある場合のみ申請できます。You can apply for official seal(s) only for legalization by the foreign consul in Japan.

(注2)公印確認済の文書は、3年以内に提出された後、廃棄されますのでご承知おき下さい。発行から長い期間が経過した文書は、提出先によっては効力が失われてしまう場合もありますので、できるだけ早くお受け取り下さい。Please note the authenticated document(s) will be disposed if it will not be received within three years. Please pick it up as soon as possible.

※外務省使用欄 Official use only

証明日付		受理番号	
------	--	------	--

申請する
書類の数

アポステリーユ申請書
APPLICATION FORM FOR APOSTILLE
「外国公文書の認証を不要とする条約（ハーグ条約）」

平成 年 月 日
 Date: Year Month Day

あなたの氏名 Applicant's name (社名 Company)		電話番号(携帯) Telephone number(Mobile):
---	--	---------------------------------------

証明書を必要としている方(当事者)との関係 Relationship with the person/company concerned
 本人 Self 代理人(業務・個人) Representative (Business / Personal) (※)

(※)代理人による申請の場合は委任状が必要です。If you apply on behalf of the person/company concerned, please attach/enclose the power of attorney.

当事者 Name of person/company concerned	上記と同じ場合は記入不要です。If the same as applicant, you do not have to fill out.	
提出国 Country of destination		使用目的 Purpose of use

書類 Document(s)	★申請書類の番号に○をつけて下さい。Please circle the corresponding number to the document(s).					
	1 婚姻要件具備証明書 Certificate(s) of eligibility for marriage	7 戸籍謄(抄)本(筆頭者): Family register(s) (Head of family:)				
	2 公証人認証書 Notarial document(s)	8 学校関係(卒業・修了・成績・その他): Education document(s) (Graduation/Completion/ Transcript(s)/Others:)				
	3 医療医薬機器製造 Medical and pharmaceutical document(s)	9 受理・記載事項証明(出生・婚姻・離婚・死亡・住民票・その他): Civil status document(s) (Birth / Marriage / Divorce / Death / Residence / Others:)				
	4 警察証明 Criminal record(s)	10 その他: Others()				
	5 健康診断書 Medical certificate(s)					
	6 登記事項証明 Extracts from commercial registers					
発行者肩書 Capacity of the person signing the document(s)						
発行者氏名 Name of the person signing the document(s)						
発行年月日及び番号 Date of issue and the number (if any)	年 Year	月 Month	日 Day	号 No.	Total 通	

(注1)アポステリーユは、外国公文書の認証を不要とする条約(ハーグ条約)の締約国(地域)が提出を求めている場合のみ申請できます。
 You can apply for apostille only when it is required from member country of the Hague Apostille Convention.

(注2)アポステリーユ済の文書は3年間の保存期間が経過した後、廃棄されますのでご承知おき下さい。発行から長い期間が経過した文書は、提出先によっては効力が失われてしまう可能性もありますので、できるだけ早くお受け取り下さい。Please note the document(s) affixed apostille will be disposed if it will not be received within three years. Please pick it up as soon as possible.

※外務省使用欄 Official use only

証明日付	
証明番号	受理番号

記入例

アポスティーユ申請書

APPLICATION FORM FOR APOSTILLE

「外国公文書の認証を不要とする条約（ハーグ条約）」

平成 26 年 2 月 1 日
Date : Year Month Day

あなたの氏名 Applicant's name (社名 Company)	外務 花子	電話番号(携帯) Telephone number(Mobile): 03-3580-3311
---	-------	--

日中連絡のつく電話番号を
ご記入ください。

証明書を必要としている方(当事者)との関係 Relationship with the person/company concerned
 本人 Self 代理人(業務・個人) Representative (Business / Personal) (※)

(※)代理人による申請の場合は委任状が必要です。If you apply on behalf of the person/company concerned, please attach/include the power of attorney.

当事者 Name of person/company concerned	上記と同じ場合は記入不要です。If the same as applicant, you do not have to fill out.		
提出国 Country of destination	イタリア	使用目的 Purpose of use	国籍取得

ご本人の書類の場合は本人
にチェック、代理人の場合は
代理人にチェックしてください。

何のために書類を利用されるか
ご記入ください。
例:査証取得、出生届手続き等

★申請書類の番号に○をつけて下さい。Please circle the corresponding number to the document(s).		
書類 Document(s)	1 婚姻要件具備証明書 Certificate(s) of eligibility for marriage	7 戸籍謄(抄)本(筆頭者): Family register(s) (Head of family):
	2 公証人認証書 Notarial document(s)	8 学校関係(卒業・修了・成績・その他): Education document(s) (Graduation/Completion/ Transcript(s)/Others):
	3 医療医薬機器製造 Medical and pharmaceutical document(s)	9 受理・記載事項証明(出生・婚姻・離婚・死亡・住民票・ その他): Civil status document(s) (Birth / Marriage / Divorce / Death / Residence / Others):
	4 警察証明 Criminal record(s)	10 その他: Others:
	5 健康診断書 Medical certificate(s)	
	6 登記事項証明 Extracts from commercial registers	

書類の発行者の肩書き
(公印を押した方の肩書き)
例:○○市長、○○区長等

書類の発行者の名前
例:○○市長、○○区長の
名前等

申請する
書類の数

発行者肩書き Capacity of the person signing the document(s)	警視総監		
発行者氏名 Name of the person signing the document(s)	領事太郎		
発行年月日及び番号 Date of issue and the number (if any)	H26 年 1 月 31 日 12〇〇 号 Year Month Day Total No. 1 通		

(注1)アポスティーユは、外国公文書の認証を不要とする条約（ハーグ条約）の締約国（地域）が提出を求めている場合のみ申請できます。
You can apply for apostille if your country is a member state of the Hague Apostille Convention.

(注2)アポスティーユ済みの文書は、発行後3年以内に提出されなければ廃棄されますのでご承知おき下さい。発行から長い期間が経過した文書は、提出先によっては効力が認められないことがありますので、できるだけ早くお受け取り下さい。Please note the document(s) affixed apostille will be disposed if it will not be received within three years. Please pick it up as soon as possible.

※外務省使用欄 Official use only

証明日付	受付番号	
証明番号		